旭川市の水道・下水道

令和６年度（2024年度）版

旭 川 市 水 道 局

目　　次

第1編　水道事業

第2編　簡易水道事業

第3編　水道のあゆみ

第4編　公共下水道事業

第5編　農業集落排水事業

第6編　下水道のあゆみ

第7編　上・下水道の普及及び促進

第8編　財　　　務

第9編 組 織

第1編　水　道　事　業

第1章　総　　説

1　沿　　革

(1) はじめに

北緯43度に位置する旭川市は，北海道中央部の上川盆地にあり，標高約112.1m（市役所位置）の平坦な地形である。

東部に，北海道の屋根大雪山連峰を望み，市内には，道内屈指の石狩川をはじめとして，忠別，美瑛の三大河川が貫流し，豊かな自然に恵まれている。

「旭川」という地名の由来については，諸説があって定かではないが，忠別川のアイヌ語「チュプ・ペッ」を語源にしているとされている。「チュプ」は「日」の，「ペッ」は「川」の意味で，「日」を「旭」に置き換えて「旭川」と意訳して名付けたと言われている。

本市は，明治23年に旭川村が置かれて以来，屯田兵による開拓が始まり，全国各地から多くの農民が移住し，上川開発の基礎をつくった。

明治31年に鉄道が開通し，明治34年には第7師団が札幌から移駐した。それ以後，本市は軍都として，また，明治後期からは，道路及び鉄道が旭川を中心に伸びたことにより，商業流通の拠点としても発展してきた。

(2) 創　　設

市内には清冽な河川が数多く流れ，清澄な地下水に恵まれていたため，市民は生活用水の確保について何も不自由を感じていなかった。しかし，明治42年に第7師団衛戍地内でチフスが発生したことによって，衛生的な飲料水を確保するために，上水道を敷設する気運が急速に高まり，師団の置かれた地域を給水区域とする軍用水道が大正2年に完成した。この工事は，技師井上二郎の設計で，大倉組が施工し，総工費は当時で45万円であった。

「旭川軍用水道誌」によれば，「第七師団旭川衛戍地ハ北海道ノ大河石狩川ノ沿岸ト鷹栖台（近文台域ハ春光台）トノ間ニ在リ，其ノ近文台ノ下ウッペチ川流レ土地低ク湿潤ニシテ排水完全ナラズ。故ニ各部隊営舎内清潔ヲ勉ムルト雖ドモ元来ノ地勢，一朝ニシテ之レガ改善ヲ期スベカラズ。

土地，元野草叢生ノ処土地又木葉樹木埋没腐蝕ノ層アリ従ッテ各部隊営内ニ設ケタル井水ハ水質悪ク飲料水ニ適スルモノ殆ンド無シ。明治四十二年窒扶斯流行ノ際各井水ヲ取リテ試験スルニ皆ナ混濁ニシテ暫時ニシテ沈殿物ヲ生ズル等益々水道ヲ布設シテ浄水ヲ得ントスルヲ急ナラシメタリ。之レ水道布設ノ必要ナル所以ナリ。」とその敷設理由を述べている。

本市の水道の始まりは，この軍用水道であるが，給水対象は将兵とその家族であり，当時は市民の水道ではなかった。

この軍用水道は，戦後一時連合軍の占領物件となったが，昭和21年8月15日一時使用の許可があり，一部建物と共に大蔵省と協定を締結した。給水業務は，春光区雑用水利用組合が運営していたが，昭和23年4月に旭川市特別会計に移管され，あらためて認可申請を行い，同年8月北海道知事から認可を受けた。

昭和38年6月には，この上水道施設を国から譲与された。

(3) 第1期拡張事業

戦後，この軍用水道を市が引き継ぎ，昭和25年には第1期拡張事業に着手したことにより，旧軍用水道は，市民の水道に生まれ変わった。

大正年間には，一度上水道について調査し，その具体策もまとまったが，財政事情や一般市民の水道に対する関心の低さ等により，遂に実現はしなかった。

戦後は，軍都から復興による商工業都市としての伸展に伴い，かつて清澄を誇った地下水も次第に汚染され飲料不適の地区も増加してきた。これら地下水の悪化した地域を中心にして，上水道敷設の要望が強くなってきたため，昭和22年から第1期拡張事業計画の策定に取りかかり，昭和24年に認可申請を行い，同年12月23日に認可を受けた。

この事業は，忠別川の伏流水を水源とし，この原水は良好な水質であることから，塩素滅菌処理だけで給水を行った。

昭和25年の着工当時は，企業債の借り入れも計画どおりにいかず，工事も伸び悩んだが，昭和27年9月には給水開始の運びとなった。

(4) 第2期拡張事業

第1期拡張事業を行っていく中で，当初の計画以上に市勢の発展はめざましく，人口の増加数も毎年約7,000人を示していたため，引き続き拡張事業計画を検討せざるを得なくなった。

第2期拡張事業計画は，昭和33年に策定作業が完了したので，認可を申請し，昭和34年2月12日に認可を受けた。

この事業の水源も忠別川の伏流水であり，事業内容は，給水区域の拡張に伴い，取水及び送水施設の増強と配水管の延長を主としたものであった。

(5) 第3期拡張事業

続いて実施した第3期拡張事業は，更なる市勢の発展と急激な需要水量の増加に対処するために計画が策定された。

この事業では，本格的な都市水道として，石狩川に水源を求め，急速ろ過方式を採用した東鷹栖浄水場（現石狩川浄水場）の建設を行った。また，旧軍用水道の時代から緩速ろ過池として使用してきた施設（春光浄水場）を配水池として改良し，今日に至っている。

この旧軍用水道時代の施設は，煉瓦造りの覆蓋が付けられている極寒地向けの施設であり，昭和60年に近代水道百選にも選ばれている。

(6) 第4期拡張前期事業

この事業は，近隣町村の合併に伴う簡易水道の一元化と，合併後における都市形態の変化及び発展に伴う人口の大幅な増加及び需要水量の増大に対処するため，石狩川上流の大雪ダムに100,000㎥／日の水源開発を行い，東鷹栖浄水場及び東神楽浄水場（現忠別川浄水場）の拡張を行った。

(7) 第4期拡張後期事業

第4期拡張前期事業における給水区域は，概ね市の中心部を主体とし，合併した郊外地区もある程度は含んでいるものの，全国的な傾向でもあった市中心部の人口が減少し郊外部での人口の増加が著しいという状況を本市においても呈していた。

第4期拡張後期事業は，このドーナツ化現象に対処するため，一部給水区域の拡張及び郊外部への施設の増強を主眼として計画を策定し，昭和51年度に事業着手をした。内容は，石狩川水系についての取水施設の築造及び浄水施設の増設を行い，配水施設については，三角台配水池の増設及び給水区域の拡張に伴う配水管の整備をし，さらに水圧低下地域への加圧ポンプの設置を計画に沿って増強改良するというものである。

この事業は，浄水施設の増強等，一部を除き，ほぼ当初に計画したものは終了している。

(8) 第5期拡張前期事業

第5期拡張前期事業は，人口の増加をはじめとして，生活水準の向上等による水需要の増大に対応し，市民への安定供給の確保と市民皆水道へ向けた施設を目指したものであり，昭和59年に事業着手をした。内容は，忠別川上流に建設が進められていた建設省（現国土交通省）直轄の忠別ダム建設事業に参画し，忠別川水系で60,000㎥／日の水源開発を行い，併せて取水，浄水施設の整備及び送配水施設の整備拡充を図り，1日最大給水量として192,600㎥／日に対応可能な施設整備を計画した。

(9) 第5期拡張前期事業変更

昭和59年の事業計画の変更以来，既に10数年を経て，給水区域の拡張及び東鷹栖浄水場取水地点の変更等の必要性が生じた。また，人口の動態及び水需要の推移等を考慮し，給水人口及び給水量を変更した。

これまで実施してきた第4期拡張後期及び第5期拡張前期事業を平成7年度までとし，第5期拡張前期事業変更は新たな10か年計画としたもので認可期間については変更時期まで継続される。概要については第2章計画に掲載した。

なお，これまでの水道事業計画の沿革は次表のとおりである。

2　水道事業認可の経過

名　　　称	認可年月日	認可番号	計　　　画		事　業　期　間
			給水人口 （人）	1日最大給水量 （㎥／日）	
創　　設	昭和23年　8月12日	子河 第635号	15,000	3,300	明治43年 4月～大正 2年 3月
第１期拡張事業	昭和24年12月23日	総務課	98,250	18,300	昭和25年 8月～昭和35年 3月
第２期拡張事業	昭和34年　2月12日	厚生省北衛 第138号	100,000	22,000	昭和34年 4月～昭和38年 3月
第２期拡張事業変更	昭和35年12月27日	厚生省北衛 第900号	115,000	25,300	同　　上
第３期拡張事業	昭和37年11月26日	厚生省北環 第330号	212,000	55,120	昭和38年 4月～昭和45年 3月
第４期拡張前期事業	昭和43年　3月30日	厚生省環 第309号	292,000	99,280	昭和43年 4月～昭和51年 3月
第４期拡張前期事業変更	昭和45年　6月29日	厚生省環 第508号	292,000	99,280	同　　上
第４期拡張前期事業変更	昭和48年10月16日	厚生省環 第643号	292,000	99,280	同　　上
第４期拡張後期事業	昭和51年　3月30日	厚生省環 第196号	390,000	171,600	昭和51年 4月～平成 3年 3月
第５期拡張前期事業	昭和59年　4月　3日	厚生省環 第208号	430,000	192,600	昭和59年 4月～平成 9年 3月
第５期拡張前期事業変更	平成　8年　3月29日	厚生省生衛 第330号	378,000	173,700	平成 8年 4月～

第2章　計　　画

1　第5期拡張前期事業変更

計画概要

常に清浄な水の安定供給に努めるため，水道施設の整備目標を次のとおりと定める。

(1) 計画の期間　・平成8年度から平成17年度まで(当初計画)

(2) 給水人口及び給水量　・計画給水人口　378,000人

・計画1日最大給水量　173,700㎥

(3) 計画給水区域　・253㎢

(4) 水道施設の整備

① 安定取水の確保　・将来の水需要増に備えるとともに，取水施設・導水施設を整備

② 施設能力の増強　・水需要の動向を見極めた浄水場の施設能力の増強

③ 配水管の整備　・地域的な給水要望等に応じた，水道未普及地域の解消

④ 災害(事故)の対策　・配水池の貯留能力増強

⑤ 給水サービスの向上　・水質の自己検査体制の整備，直結給水対策の推進

2　人口と水量の計画及び現況

区　分		第5期拡張前期事業変更(平成8年3月認可)	平成18年　再評価	現　況
年　度		平成17年度(当初)	令和11年度	令和6年3月末
人口指標	行政区域内人口	380,000 人	313,000 人	318,088 人
	給水区域内人口　(A)	378,000 人	312,600 人	316,843 人
	給水人口　(B)	378,000 人	312,600 人	304,590 人
	給水区域内普及率　B/A	100 %	100 %	96.1 %
水量指標	1人1日平均給水量	372 ℓ	430 ℓ	296 ℓ
	1人1日最大給水量	460 ℓ	537 ℓ	331 ℓ
	1日最大給水量	173,700 ㎥	168,000 ㎥	100,837 ㎥

3　財政計画に伴う実施状況

項　目		建設改良費(千円)	浄水能力(㎥／日)	配水池容量(㎥)	配水管整備(km)
平成24～27年度	計画	7,453,090	0	0	77.9
	実績	7,445,555	0	0	71.7
	達成率(%)	−	−	−	92.1%
平成28～令和元年度	計画	10,154,685	0	0	73.8
	実績	9,574,179	0	0	72.5
	達成率(%)	−	−	−	98.2%
令和2～5年度	計画	14,112,567	0	0	85.5
	実績	14,581,176	0	0	86.2
	達成率(%)	−	−	−	100.8%

※配水管整備は，布設及び布設替延長。

4　施設の整備計画

区　分			第5期拡張前期事業変更 指 標 年 度 （平成17年度）	平成18年　再評価 指 標 年 度 （令和11年度）	現 有 施 設 （令和5年度末）
水源開発	石狩川浄水場系	使用権（ダム）	100,000 ㎥／日	100,000 ㎥／日	100,000 ㎥／日
		水利権	135,551 ㎥／日 （ダム　100,000 ㎥／日 自流　35,551 ㎥／日）	135,551 ㎥／日	135,551 ㎥／日 （ダム　100,000 ㎥／日 自流　35,551 ㎥／日）
	忠別川浄水場系	使用権（ダム）	60,000 ㎥／日	60,000 ㎥／日 （拡張用　22,700 ㎥／日 緊急用　37,300 ㎥／日）	60,000 ㎥／日
		水利権	48,000 ㎥／日 （ダム　3,000 ㎥／日 自流　45,000 ㎥／日）	105,000 ㎥／日 （拡張用　67,700 ㎥／日 緊急用　37,300 ㎥／日）	45,000 ㎥／日 （ダム　－ ㎥／日 自流　45,000 ㎥／日）
	計	使用権（ダム）	160,000 ㎥／日	160,000 ㎥／日	160,000 ㎥／日
		水利権	183,551 ㎥／日 （ダム　103,000 ㎥／日 自流　80,551 ㎥／日）	240,551 ㎥／日 （拡張用　203,251 ㎥／日 緊急用　37,300 ㎥／日）	180,551 ㎥／日 （ダム　100,000 ㎥／日 自流　80,551 ㎥／日）
浄水場	石狩川浄水場		能力　128,050 ㎥／日	能力　109,970 ㎥／日	能力　109,970 ㎥／日
	忠別川浄水場		能力　45,650 ㎥／日	能力　64,550 ㎥／日	能力　45,650 ㎥／日
	計		能力　173,700 ㎥／日	能力　174,520 ㎥／日	能力　155,620 ㎥／日
配水池	三角台配水池		64,000 ㎥（20池）	51,200 ㎥（16池）	44,800 ㎥（14池）
	春光台配水池		7,500 ㎥（ 3池）	（ 7,500 ㎥ ）	7,500 ㎥（ 3池）
	千代ヶ岡配水池		11,400 ㎥（ 4池）	11,400 ㎥（ 4池）	11,400 ㎥（ 4池）
	新千代ヶ岡配水池		15,000 ㎥（ 6池）	20,000 ㎥（ 8池）	10,000 ㎥（ 4池）
	計		97,900 ㎥	82,600 ㎥	73,700 ㎥

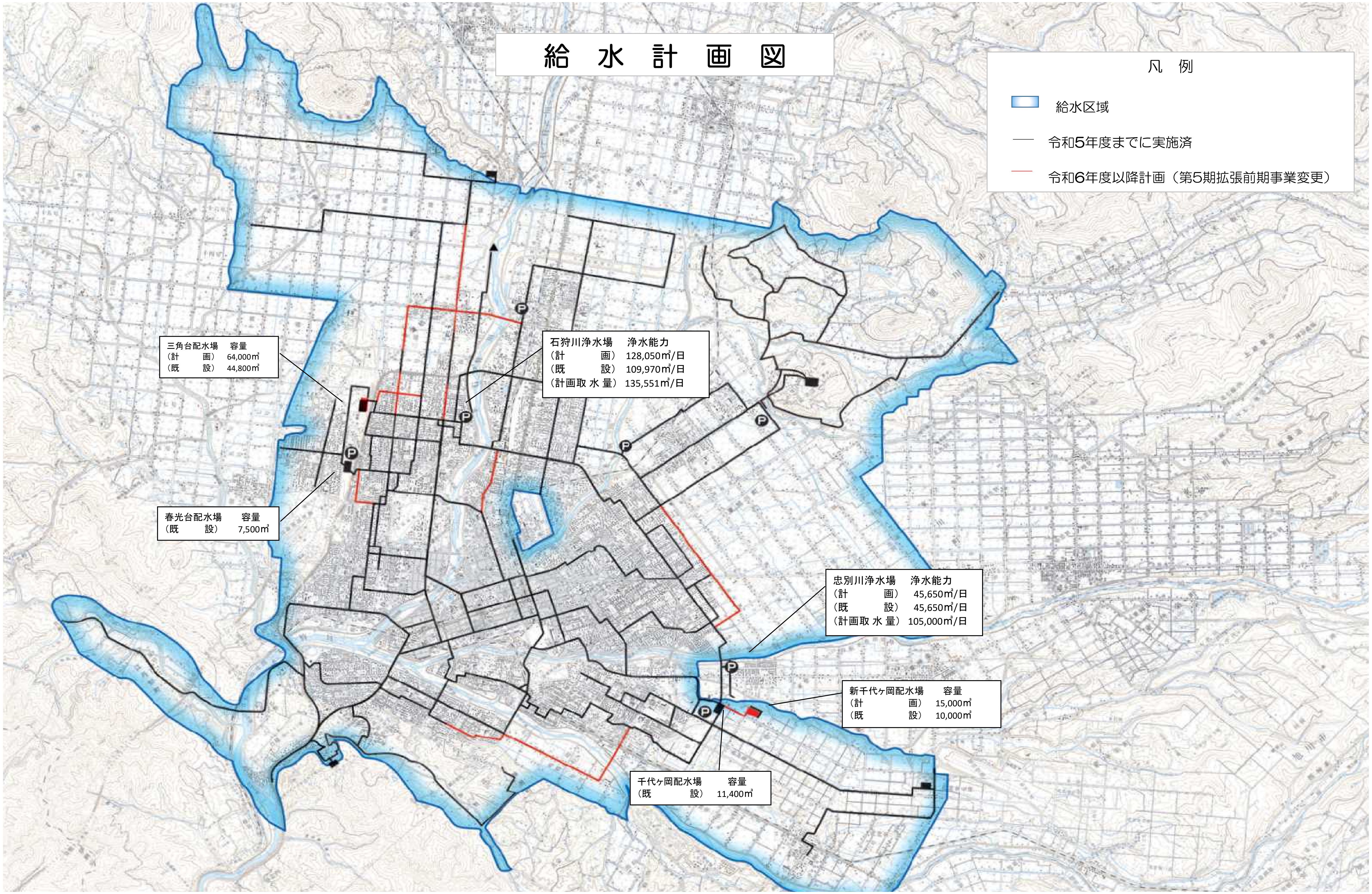
給水計画図
凡例
給水区域
令和5年度までに実施済
令和6年度以降計画（第5期拡張前期事業変更）
三角台配水場　容量
（計　画）64,000㎥
（既　設）44,800㎥
石狩川浄水場　浄水能力
（計　画）128,050㎥/日
（既　設）109,970㎥/日
（計画取水量）135,551㎥/日
春光台配水場　容量
（既　設）7,500㎥
忠別川浄水場　浄水能力
（計　画）45,650㎥/日
（既　設）45,650㎥/日
（計画取水量）105,000㎥/日
新千代ヶ岡配水場　容量
（計　画）15,000㎥
（既　設）10,000㎥
千代ヶ岡配水場　容量
（既　設）11,400㎥

第3章　事業の現況

1　事業の推移等

(1) 給水普及状況等

（各年度末）

項目 ＼ 年度		令和元	2	3	4	5
計画給水人口(人)	(A)	378,000	378,000	378,000	378,000	378,000
行政区域内人口(人)	(B)	332,610	329,822	326,057	322,527	318,088
給水区域内人口(人)	(C)	331,103	328,408	324,696	321,246	316,843
給水人口(人)	(D)	316,198	314,236	311,306	308,586	304,590
普及率(%)	D/A	83.7	83.1	82.4	81.6	80.6
	D/B	95.1	95.3	95.5	95.7	95.8
	D/C	95.5	95.7	95.9	96.1	96.1
給水世帯数		169,199	169,787	169,989	170,084	169,909
年間取水量(㎥)	(E)	38,470,529	38,964,591	38,794,358	37,697,118	37,313,829
年間給水量(㎥)	(F)	34,200,763	34,423,891	34,259,366	33,549,541	33,028,661
(%)	F/E	88.9	88.3	88.3	89.0	88.5
1日平均給水量(㎥)		93,445	94,312	93,861	91,917	90,242
1日最大給水量(㎥)		103,759	104,440	105,815	99,540	100,837
1人1日平均給水量(ℓ)		295	300	302	298	296
1人1日最大給水量(ℓ)		326	330	337	320	331
年間有収水量(㎥)	(G)	30,073,468	30,200,425	29,941,671	29,187,250	28,927,214
有収率(%)	G/F	87.9	87.7	87.4	87.0	87.6
1人1日平均有収水量(ℓ)		260	263	264	259	259
給水戸数(戸)		166,988	167,989	168,748	169,552	170,089
配水管延長(m)		2,228,254	2,229,018	2,228,836	2,231,058	2,230,426
施設能力(㎥/日)		155,620	155,620	155,620	155,620	155,620

(2) 年度別，用途別給水普及状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（各年度末）

区分 ＼ 年度		令和元	2	3	4	5
家事用	給水人口	292,072	290,351	287,660	285,176	281,414
	給水世帯数	156,621	157,335	157,662	157,880	157,827
	有収水量（㎥）	22,507,194	23,246,444	23,009,175	22,276,223	21,937,788
	水量比率（％）	74.8	77.0	76.9	76.3	75.8
家事用以外	給水人口	24,126	23,885	23,646	23,410	23,176
	給水世帯数	12,578	12,452	12,327	12,204	12,082
	有収水量（㎥）	7,561,591	6,949,294	6,929,172	6,907,387	6,986,018
	水量比率（％）	25.2	23.0	23.1	23.7	24.2
臨時用	給水人口	—	—	—	—	—
	給水世帯数	—	—	—	—	—
	有収水量（㎥）	4,683	4,687	3,324	3,640	3,408
	水量比率（％）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	給水人口	316,198	314,236	311,306	308,586	304,590
	給水世帯数	169,199	169,787	169,989	170,084	169,909
	有収水量（㎥）	30,073,468	30,200,425	29,941,671	29,187,250	28,927,214
	水量比率（％）	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(3) 給水区域面積の推移

（単位　k㎡）

事　業　名	認可年月日	面　積
創　設	昭和23. 8.12	13.046
第1期拡張事業	昭和24.12.23	32.245
第2期拡張事業	昭和34. 2.12	42.695
第3期拡張事業	昭和37.11.26	82.216
第4期拡張前期事業	昭和43. 3.30	119.406
第4期拡張前期事業変更	昭和45. 6.29	151.076
第4期拡張前期事業変更	昭和48.10.16	189.766
第4期拡張後期事業	昭和51. 3.30	204.096
第5期拡張前期事業	昭和59. 4. 3	216.556
第5期拡張前期事業変更	平成 8. 3.29	253.000

第5期拡張前期事業変更
地区別給水区域面積

（単位　k㎡）

地　区　名	面　積	給水区域面積
西	2.99	2.99
中　央	1.26	1.26
大　成	1.44	1.44
東	11.86	11.86
新旭川	4.55	3.54
北　星	7.58	7.58
春　光	13.02	13.02
神　居	164.16	24.39
江丹別	157.27	6.78
永　山	30.12	30.12
東旭川	158.26	68.52
神　楽	126.51	26.56
東鷹栖	68.64	48.74
計	747.66	246.80
東神楽町		6.20
合　計		253.00

(4) 取水量・給水量

区分		年度 令和元	2	3	4	5
取水量（㎥）（A）	石狩川浄水場系	26,464,659	27,181,637	27,045,777	26,216,873	25,748,493
		(2,205,388)	(2,265,136)	(2,253,815)	(2,184,739)	(2,145,708)
	忠別川浄水場系	12,005,870	11,782,954	11,748,581	11,480,245	11,565,336
		(1,000,489)	(981,913)	(979,048)	(956,687)	(963,778)
	計	38,470,529	38,964,591	38,794,358	37,697,118	37,313,829
		(3,205,877)	(3,247,049)	(3,232,863)	(3,141,427)	(3,109,486)
給水量（㎥）（B）	石狩川浄水場系	23,873,502	24,332,266	24,194,341	23,703,630	23,107,612
		(1,989,459)	(2,027,689)	(2,016,195)	(1,975,303)	(1,925,634)
	忠別川浄水場系	10,327,261	10,091,625	10,065,025	9,845,911	9,921,049
		(860,605)	(840,969)	(838,752)	(820,493)	(826,754)
	計	34,200,763	34,423,891	34,259,366	33,549,541	33,028,661
		(2,850,064)	(2,868,658)	(2,854,947)	(2,795,795)	(2,752,388)
１日平均給水量（㎥）	石狩川浄水場系	65,228	66,664	66,286	64,941	63,136
	忠別川浄水場系	28,217	27,648	27,575	26,975	27,107
	計	93,445	94,312	93,861	91,917	90,242
１日最大給水量（㎥）	石狩川浄水場系	(8/2)	(7/20)	(8/3)	(10/12)	(8/23)
		73,274	75,017	76,303	72,069	71,278
	忠別川浄水場系	(12/31)	(12/31)	(4/11)	(5/5)	(12/31)
		31,616	31,410	33,505	32,743	30,887
		(8/2)	(8/27)	(8/3)	(7/7)	(8/23)
		103,759	104,440	105,815	99,540	100,837
（B）／（A）		88.9%	88.3%	88.3%	89.0%	88.5%

取水量・給水量の下段（　）内の数値は１か月平均値
１日最大給水量の上段（　）内は最大給水月日

(5) 給水統計

①　月別給水状況　　　　　　　　　　　　　　　　　　（令和5年度）

月　別	取水量（㎥）	給水量（㎥）	有収水量（㎥）	備　考
4	3,028,136	2,637,681	2,452,735	
5	3,118,927	2,774,453	2,366,564	
6	3,111,321	2,759,682	2,482,600	
7	3,274,910	2,894,625	2,349,439	
8	3,302,967	2,947,188	2,513,802	
9	3,113,855	2,769,603	2,478,214	
10	3,160,136	2,790,583	2,492,064	
11	2,988,099	2,643,602	2,349,759	
12	3,132,463	2,776,571	2,401,277	
1	3,095,329	2,744,955	2,387,093	
2	2,915,869	2,582,161	2,418,271	
3	3,071,817	2,707,557	2,235,396	令和5年度末
合　計	37,313,829	33,028,661	28,927,214	有収率87.6%
月平均	3,109,486	2,752,388	2,410,601	

②　地区別給水普及状況　　　　　　　　　　　　　　　（令和5年度末）

地　区	給水区域内人口 (A)	給水人口 (B)	給水区域内世帯	給水世帯	給水普及率 B／A（%）
西	10,425	10,111	7,008	6,797	97.0
中　央	3,022	3,011	2,233	2,225	99.6
大　成	5,928	5,869	3,939	3,900	99.0
東	44,654	43,889	26,677	26,220	98.3
新旭川	11,424	11,140	6,750	6,572	97.5
北　星	30,293	30,107	17,274	17,168	99.4
春　光	30,673	30,464	16,716	16,602	99.3
神　居	28,825	28,404	16,211	15,962	98.5
永　山	40,464	37,689	21,947	20,442	93.1
東旭川	49,442	44,318	25,285	22,671	89.6
神　楽	33,457	32,059	17,608	16,893	95.8
東鷹栖	27,947	27,251	14,674	14,308	97.5
江丹別	99	88	49	35	88.9
東神楽	190	190	114	114	100.0
合　計	316,843	304,590	176,485	169,909	96.1

(6) 上水水質検査統計（年間）

① 石狩川浄水場系

	検査項目	単 位	給水栓水(神居2条9丁目)				給水栓水(工業団地3条2丁目)				水質基準値
			最 高	最 低	平 均	回数	最 高	最 低	平 均	回数	
	水 温	(℃)	23.7	3.1	11.9	27	20.0	2.6	10.2	25	
1	一般細菌	(CFU/mℓ)	1未満	1未満	1未満	24	1未満	1未満	1未満	22	1mℓ中の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	(定性)	不検出	不検出	－	24	不検出	不検出	－	22	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	0.003mg/ℓ以下
4	水銀及びその化合物		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.0005mg/ℓ以下
5	セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
6	鉛及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
7	ヒ素及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
8	六価クロム化合物		0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.02mg/ℓ以下
9	亜硝酸態窒素		0.004未満	0.004未満	0.004未満	4	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4	0.04mg/ℓ以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.50	0.25	0.34	24	0.48	0.24	0.34	22	10mg/ℓ以下
12	フッ素及びその化合物		0.05未満	0.05未満	0.05未満	4	0.05未満	0.05未満	0.05未満	4	0.8mg/ℓ以下
13	ホウ素及びその化合物		0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	1.0mg/ℓ以下
14	四塩化炭素		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.002mg/ℓ以下
15	1,4-ジオキサン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.05mg/ℓ以下
16	シス-1,2- ジクロロエチレン及びトランス-1,2- ジクロロエチレン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	0.04mg/ℓ以下
17	ジクロロメタン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.02mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.01mg/ℓ以下
19	トリクロロエチレン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.01mg/ℓ以下
20	ベンゼン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.01mg/ℓ以下
21	塩素酸		0.06未満	0.06未満	0.06未満	4	0.06未満	0.06未満	0.06未満	4	0.6mg/ℓ以下
22	クロロ酢酸		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.02mg/ℓ以下
23	クロロホルム		0.0098	0.0014	0.0048	12	0.0091	0.0012	0.0045	11	0.06mg/ℓ以下
24	ジクロロ酢酸		0.003	0.001未満	0.002	4	0.003	0.001未満	0.002	4	0.03mg/ℓ以下
25	ジブロモクロロメタン		0.0007	0.0003	0.0004	12	0.0007	0.0002	0.0004	11	0.1mg/ℓ以下
26	臭素酸		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
27	総トリハロメタン 注1)		0.0140	0.0026	0.0072	12	0.0130	0.0022	0.0067	11	0.1mg/ℓ以下
28	トリクロロ酢酸		0.004	0.001未満	0.002	4	0.004	0.001未満	0.002	4	0.03mg/ℓ以下
29	ブロモジクロロメタン		0.0035	0.0009	0.0020	12	0.0033	0.0008	0.0018	11	0.03mg/ℓ以下
30	ブロモホルム		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	12	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	11	0.09mg/ℓ以下
31	ホルムアルデヒド		0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.08mg/ℓ以下
32	亜鉛及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	1.0mg/ℓ以下
33	アルミニウム及びその化合物		0.01	0.01未満	0.01未満	26	0.01	0.01未満	0.01未満	24	0.2mg/ℓ以下
34	鉄及びその化合物		0.01未満	0.01未満	0.01未満	24	0.01未満	0.01未満	0.01未満	22	0.3mg/ℓ以下
35	銅及びその化合物		0.007	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	1.0mg/ℓ以下
36	ナトリウム及びその化合物		5.3	4.2	4.9	4	5.3	4.2	4.8	4	200mg/ℓ以下
37	マンガン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	26	0.001未満	0.001未満	0.001未満	24	0.05mg/ℓ以下
38	塩化物イオン		8.2	4.9	6.0	24	8.0	4.9	6.0	22	200mg/ℓ以下
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）		27.5	17.5	22.7	26	27.5	18.5	23.0	24	300mg/ℓ以下
40	蒸発残留物		77	51	66	7	76	56	67	7	500mg/ℓ以下
41	陰イオン界面活性剤		0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.2mg/ℓ以下
42	ジェオスミン 注2)		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	4	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	4	0.00001mg/ℓ以下
43	2-メチルイソボルネオール 注3)		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	4	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	4	0.00001mg/ℓ以下
44	非イオン界面活性剤		0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.02mg/ℓ以下
45	フェノール類		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.005mg/ℓ以下
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）		0.6	0.4	0.5	24	0.8	0.4	0.5	22	3mg/ℓ以下
47	pH値	－	7.2	7.0	7.1	26	7.3	6.9	7.1	24	5.8以上8.6以下
48	味		異常なし	異常なし	－	24	異常なし	異常なし	－	21	異常でないこと
49	臭気		異常なし	異常なし	－	25	異常なし	異常なし	－	23	異常でないこと
50	色度	(度)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	24	0.5未満	0.5未満	0.5未満	22	5度以下
51	濁度		0.1未満	0.1未満	0.1未満	26	0.1未満	0.1未満	0.1未満	24	2度以下
	遊離残留塩素	(mg/ℓ)	0.4	0.2	0.3	25	0.5	0.2	0.3	23	0.1mg/ℓ以上

注1) 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブロモクロロメタン,ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

注2) 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

注3) 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

② 忠別川浄水場系

	検査項目	単 位	給水栓水(豊岡7条9丁目)				給水栓水(神居2条17丁目)				水質基準値
			最 高	最 低	平 均	回数	最 高	最 低	平 均	回数	
	水 温	(℃)	19.4	3.5	10.7	27	23.2	2.7	12.0	27	
1	一般細菌	(CFU/mℓ)	1未満	1未満	1未満	24	1未満	1未満	1未満	24	1mℓ中の検水で形成される集落数が100以下であること。
2	大腸菌	(定性)	不検出	不検出	－	24	不検出	不検出	－	24	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物		0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4	0.003mg/ℓ以下
4	水銀及びその化合物		0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4	0.0005mg/ℓ以下
5	セレン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
6	鉛及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
7	ヒ素及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
8	六価クロム化合物		0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.02mg/ℓ以下
9	亜硝酸態窒素		0.004未満	0.004未満	0.004未満	4	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4	0.04mg/ℓ以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		0.55	0.16	0.28	24	0.56	0.15	0.28	24	10mg/ℓ以下
12	フッ素及びその化合物		0.05未満	0.05未満	0.05未満	4	0.05未満	0.05未満	0.05未満	4	0.8mg/ℓ以下
13	ホウ素及びその化合物		0.05	0.03	0.04	4	0.05	0.03	0.04	4	1.0mg/ℓ以下
14	四塩化炭素		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.002mg/ℓ以下
15	1,4-ジオキサン		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.05mg/ℓ以下
16	シス-1,2- ジクロロエチレン及びトランス-1,2- ジクロロエチレン		0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4	0.04mg/ℓ以下
17	ジクロロメタン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.02mg/ℓ以下
18	テトラクロロエチレン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.01mg/ℓ以下
19	トリクロロエチレン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.01mg/ℓ以下
20	ベンゼン		0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.0001未満	0.0001未満	0.0001未満	4	0.01mg/ℓ以下
21	塩素酸		0.06未満	0.06未満	0.06未満	4	0.06未満	0.06未満	0.06未満	4	0.6mg/ℓ以下
22	クロロ酢酸		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.02mg/ℓ以下
23	クロロホルム		0.0087	0.0004	0.0028	12	0.0093	0.0004	0.0031	12	0.06mg/ℓ以下
24	ジクロロ酢酸	(mg/ℓ)	0.002	0.001未満	0.001未満	4	0.002	0.001未満	0.001未満	4	0.03mg/ℓ以下
25	ジブロモクロロメタン		0.0015	0.0008	0.0011	12	0.0016	0.0009	0.0012	12	0.1mg/ℓ以下
26	臭素酸		0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4	0.01mg/ℓ以下
27	総トリハロメタン 注1)		0.0143	0.0022	0.0060	12	0.0152	0.0023	0.0066	12	0.1mg/ℓ以下
28	トリクロロ酢酸		0.001	0.001未満	0.001未満	4	0.001	0.001未満	0.001未満	4	0.03mg/ℓ以下
29	ブロモジクロロメタン		0.0044	0.0008	0.0021	12	0.0046	0.0008	0.0023	12	0.03mg/ℓ以下
30	ブロモホルム		0.0002	0.0001未満	0.0001未満	12	0.0002	0.0001未満	0.0001未満	12	0.09mg/ℓ以下
31	ホルムアルデヒド		0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.08mg/ℓ以下
32	亜鉛及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	1.0mg/ℓ以下
33	アルミニウム及びその化合物		0.01	0.01未満	0.01未満	26	0.01	0.01未満	0.01未満	26	0.2mg/ℓ以下
34	鉄及びその化合物		0.01	0.01未満	0.01未満	24	0.01未満	0.01未満	0.01未満	24	0.3mg/ℓ以下
35	銅及びその化合物		0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4	1.0mg/ℓ以下
36	ナトリウム及びその化合物		9.3	6.8	7.8	4	9.2	6.9	7.8	4	200mg/ℓ以下
37	マンガン及びその化合物		0.001未満	0.001未満	0.001未満	26	0.001未満	0.001未満	0.001未満	26	0.05mg/ℓ以下
38	塩化物イオン		14.8	8.8	11.3	24	14.8	8.8	11.3	24	200mg/ℓ以下
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）		50.0	28.0	38.4	26	50.0	28.5	38.5	26	300mg/ℓ以下
40	蒸発残留物		117	94	103	7	116	94	102	7	500mg/ℓ以下
41	陰イオン界面活性剤		0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4	0.2mg/ℓ以下
42	ジェオスミン 注2)		0.000002	0.000001未満	0.000001未満	12	0.000001	0.000001未満	0.000001未満	12	0.00001mg/ℓ以下
43	2-メチルイソボルネオール 注3)		0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	12	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	12	0.00001mg/ℓ以下
44	非イオン界面活性剤		0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4	0.02mg/ℓ以下
45	フェノール類		0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4	0.005mg/ℓ以下
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）		0.6	0.3未満	0.3未満	24	0.6	0.3未満	0.3未満	24	3mg/ℓ以下
47	pH値		7.2	6.8	7.0	26	7.2	6.9	7.1	26	5.8以上8.6以下
48	味	－	異常なし	異常なし	－	24	異常なし	異常なし	－	24	異常でないこと
49	臭気		異常なし	異常なし	－	26	異常なし	異常なし	－	26	異常でないこと
50	色度	(度)	0.5未満	0.5未満	0.5未満	24	0.5未満	0.5未満	0.5未満	24	5度以下
51	濁度		0.1未満	0.1未満	0.1未満	26	0.1未満	0.1未満	0.1未満	26	2度以下
	遊離残留塩素	(mg/ℓ)	0.4	0.2	0.3	25	0.4	0.2	0.3	25	0.1mg/ℓ以上

注1) 総トリハロメタン(クロロホルム,ジブロモクロロメタン,ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)

注2) 正式名称は(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

注3) 正式名称は1,2,7,7-テトラメチルビシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール

2　施設の概要

<table>
<tr><th>施設</th><th colspan="2">忠別川浄水場系</th><th colspan="2">石狩川浄水場系</th></tr>
<tr><td>浄水場</td><td colspan="2">忠別川浄水場
所在地　　上川郡東神楽町ひじり野北2条6丁目1番1号
敷地面積　　65,317.94㎡</td><td colspan="2">石狩川浄水場
所在地　　旭川市末広東2条7丁目
敷地面積　　31,771.44㎡</td></tr>
<tr><td rowspan="3">取水施設</td><td>共同取水堰・取水口</td><td>取水堰　　　　シェル構造ローラゲート
　　　　　　　26.5m×2.5m～3門
取水口　　　　RC造2.5m×5.0m～1箇所
取水導水路
　　　　　　　RC造1.2m×1.2m～2連
　　　　　　　L＝92.0m
樋　門　　　　RC造1.2m×1.2m～2門～1箇所
接合井　　　　RC造～1井</td><td rowspan="3">共同取水施設</td><td rowspan="3">床止工（河川管理施設）
土砂吐ゲート及び予備ゲート
　ドルフィンゲート 10.0m×2.0m～1門
取水樋門
　取水樋門ゲート　　2.0m×1.5m～4門
　余水吐樋門ゲート　1.2m×1.5m～1門
取水導水路
　函渠 2,000mm×1,500mm～2連　L＝　201.8m
沈砂池
　RC造6.0m×18.9m×60.0m～2池
　有効容量2,990㎥／池
　除塵機(前面掻き揚げロータリーチェーン式)～1台
管理棟
　延床面積464.4㎡
　受電・計装設備　　　　　　　～1式
　非常用発電設備
　　ディーゼル発電機150KVA～1台
　予備ゲート　　　　　　　　　～1式
　魚類連続監視装置　　　　　　～1式</td></tr>
<tr><td>連絡管</td><td>DIPφ1,350mm　　L＝30.75m</td></tr>
<tr><td>取水棟</td><td>沈砂池棟　RC造地下1階地上2階～1棟
　　　　　延床面積1,734㎡
除塵機（回転ネット式）～1台
沈砂池　　RC造6.5m×8.0m～9.0m×16.05m～2池
　　　　　有効容量319㎥／池</td></tr>
<tr><td>導水施設</td><td>導水管</td><td>DIPφ1,200mm　　L＝ 79m
DIPφ　900mm　　L＝110m
DIPφ　800mm　　L＝ 20m
DIPφ　600mm　　L＝ 14m
DIPφ　500mm　　L＝117m

　計　　　　　　L＝340m</td><td>導水管</td><td>HP　φ2,200mm　　　　L＝2,005m
DIPφ1,650mm　　　　L＝2,171m
DIPφ1,200mm　　　　L＝　　43m
DIPφ　800mm　　　　L＝　324m
DIPφ　700mm　　　　L＝　　27m
SP　φ　700mm　　　　L＝　　19m
　計　　　　　　　　L＝4,589m</td></tr>
<tr><td>浄水施設</td><td>前処理薬注・取水ポンプ</td><td>取水棟と併設
接触池～1池　　　　有効容量648㎥
　硫酸注入設備
　　貯蔵槽　ポリエチレン＋SUS枠　2㎥　　～2基
　　注入ポンプ0.9～18.3ℓ/h×0.2kw～2台
　活性炭注入設備
　　貯蔵槽　SUS 有効容量1.0㎥
　　供給機　1.7～14kg/h　0.4kw～2台
　消石灰注入設備
　　貯蔵槽　　SS　1.0㎥　～1槽
　　溶解槽　　SS　1.0㎥　～1槽
　　供給機　　　　0.75kw ～1台
取水ポンプ井～1井　有効容量464㎥
　取水ポンプ
　φ400mm×20.8㎥／min×21m×110kw～2台
　φ300mm×12.6㎥／min×21m×75kw ～1台
無停電電源装置　～1組</td><td>前処理薬注棟</td><td>前処理薬注棟
　　RC造地上1階地下1階　延床面積　181.1㎡
　硫酸注入設備
　　貯蔵槽　SUS　有効容量3.0㎥　　　～1槽
　　注入ﾎﾟﾝﾌﾟ 0.008～0.212L/min 0.2kw～2台
　活性炭注入設備
　　貯蔵槽　SUS　有効容量1.5㎥　　　～1基
　　供給機　SUS 0.92～36.7kg/h 0.2kw～1台
　消石灰注入設備
　　貯蔵槽　SS　　有効容量1.0㎥　　　～1槽
　　溶解槽　SS　　有効容量1.0㎥　　　～1槽
　　供給機　SS 0.46～27.49kg/h 1.5kw～1台
連絡管
　DIPφ1,100mm　　L＝106.0m
接触池
　RC造11.0m×8.6m～9.6m×27.6m～1池
　有効容量957㎥</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>施設</th><th colspan="2">忠別川浄水場系</th><th colspan="2">石狩川浄水場系</th></tr>
<tr><td rowspan="4">浄水施設</td><td></td><td>天井走行クレーン
　5t×7m×21m～1基</td><td rowspan="2">取水ポンプ棟</td><td rowspan="2">RC造地上2階～1棟
　延床面積280㎡
取水ポンプ井～1井
　有効容量700㎥
取水ポンプ
　φ400mm×20㎥／min×13m×75kw～5台
天井走行クレーン
　5t×9m×20m～1基</td></tr>
<tr><td rowspan="3">高沈棟</td><td rowspan="3">RC造地上2階一部鉄骨上屋
　延床面積4,124㎡
着水井～1井
　3.0m×6.0m×3.0m
　滞留時間2.6分
高速凝集沈澱池～2池
　φ18.6m×6.3m
　容量　　1,200㎥／池
　処理能力28,550㎥／日
急速ろ過池～6池
　5.0m×9.6m×6.3m
　ろ過面積　　40㎡／池
　最大ろ過速度 150m／日
　（洗浄は送水ポンプによる）
PAC貯蔵注入設備
　貯蔵槽 SS－内面FRP　1.7 m×4.4 m　9㎥～2槽
　受入槽 FRP　φ2,000×2,300H　4.5㎥～2槽
　注入ポンプ
　　高沈系φ40mm×φ40mm×4,200ℓ/h×10m×0.4kw～1台
　　高沈系φ50mm×φ40mm×4,200ℓ/h×22m×1.5kw～1台
　　横沈系φ50mm×φ40mm×4,200ℓ/h×22m×1.5kw～2台
　移送ポンプ
　　φ40mm×φ40mm×9,000ℓ/h×10m×1.5kw～1台
消石灰注入設備
　貯蔵槽　　SS　1.0㎥～1槽
　溶解槽　　SS　1.0㎥～1槽
　注入ポンプ0.15㎥/min×29.5m×1.5kw～2台
次亜塩素酸ナトリウム注入設備
　貯蔵槽　　PE　3.0㎥～2槽
　高沈系中塩素注入用
　　小出槽　　　0.2㎥～1槽
　　移送ポンプ　600ℓ／h×10m×0.4kw　　～2台
　　注入ポンプ　1.14～9.54ℓ／h×0.4kw　～2台
　高沈系後塩素注入用
　　注入ポンプ　1.5～9.54ℓ／h×0.4kw　　～2台
　横沈系移送ポンプ　600ℓ／h×20m×0.4kw ～2台
一次混和池～1池
　急速撹拌機　減速比1／35　　5.5kw～1台
　魚類連続監視装置　　　　～1式
無停電電源装置　～1組</td></tr>
<tr><td>薬注棟</td><td>RC造地下1階地上3階
　延床面積1,045.5㎡
PAC貯蔵注入設備
　貯蔵槽　FRP製φ3.0m×4.7m　　30㎥～2槽
　PAC注入ポンプ
　φ15mm×8.0～145.0ℓ／h×0.3MPa×0.4kw
　高沈系2台，横沈系2台　計4台
次亜塩貯蔵注入設備
　貯蔵槽　ポリエチレン製φ2.36m×2.3m　8㎥～2槽
　次亜塩注入ポンプ
　φ15mm×2.3～19.5ℓ／h×0.3MPa×0.4kw
　高沈後塩2台，横沈後塩2台，横沈中塩2台　計6台
一次混和池　～1池
　4.0m×7.2m×7.6m　　容量80㎥
　処理水量76,351㎥／日
　一次急速撹拌ポンプ
　φ200mm 6.8㎥／min×7m×11kw～2台
水質試験設備～1式</td></tr>
<tr><td>高沈棟</td><td>RC造地上2階鉄骨上屋
　延床面積4,876.7㎡
分水槽～1槽
　2.0～9.0m×9.2m×2.0m
高速凝集沈澱池～3池
　φ18.6m×6.3m
　容量1,200㎥／池
　処理能力
　17,500㎥／日×2池＝35,000㎥／日
　20,730㎥／日×1池＝20,730㎥／日
　　　　　　　合計55,730㎥／日
急速ろ過池～12池
　5.0m×9.6m×6.3m
　ろ過面積　　40㎡／池
　最大ろ過速度150m／日
洗浄ポンプ
　φ400mm 20㎥／min×15m×75kw～2台</td></tr>
</table>

施設		忠別川浄水場系		石狩川浄水場系
浄水施設	浄水本館横沈棟	RC造地上2階地下1階 延床面積2,335.16㎡ 凝集池（フロック形成池）～1池 パドル式フロキュレーター 10.5m×16.0m×3.5m 容量588㎥／池 薬品沈澱池～1池 15.5m×15.5m×3.35m 容量805㎥／池 傾斜板（移動式）～4段2列×6ブロック 汚泥掻寄機 水没牽引式～2基 二次混和池 3.0m×3.0m×3.3m 容量29.7㎥ 急速ろ過池（自己逆洗式）～4池 3.6m×12.5m×6.3m ろ過面積　45.0㎡／池 ろ過速度　常時120m／日 〃　　1池逆洗時124m／日 次亜塩素酸ナトリウム注入設備 小出槽　2.0㎥　～2槽 横沈系中塩素注入用 注入ポンプ　0.42～5.7ℓ/h×0.4kw ～2台 横沈系後塩素注入用 注入ポンプ　0.6～5.7ℓ/h×0.4kw　～2台 無停電電源装置　～1組	横沈棟	RC造地上2階 延床面積4,581.18㎡ 凝集池（フロック形成池）～2池 上下迂流式 21.5m×14.3m×4.1m　容量800㎥/池 パドル式フロキュレーター 12.0m×14.3m×4.1m　容量400㎥/池 薬品沈澱池～2池 21.5m×15.3m×5.8m　容量1380㎥/池 12.0m×15.3m×5.8m　容量690㎥/池 傾斜板（移動式）～4段2列×12ブロック 汚泥掻寄機 水没牽引式　～2基 気圧式排泥装置～1基 二次混和池　　～1池 3.0m×3.0m×5.3m 容量36㎥ 急速ろ過池（自己逆洗式～12池） 5.9m×9.6m×6.3m ろ過面積　40.5㎡／池 ろ過速度　常時120m／日 〃　　1池逆洗時134.6m／日
	管理棟	RC造地下1階地上2階 延床面積2,387.8㎡ 中央監視設備～1式 大型ディスプレイ～2面 液晶ディスプレイ～4面 無停電電源装置　　～1組 取水堰操作卓　　　～1面 監視カメラ設備　　～1式 非常用発電設備 ガスタービン発電機6.6KV 1000KVA　～1台	管理棟	RC造地下1階地上2階 延床面積1,323.5㎡ 中央監視設備～1式 大型ディスプレイ　　　　～1面 液晶ディスプレイ　　　　～3面 無停電電源装置　　　　～1式 取水施設監視設備　　　　～1式 監視カメラ設備　　　　～1式 非常用発電設備 ガスタービン発電機6.6KV 1250KVA　～1台
	浄水池	浄水池～2池 19.4m×19.7m×3.8m 有効容量1,200㎥／池 24.0m×14.4m×3.5m 有効容量1,200㎥／池	浄水池	RC造地下～2池 21.6m×18.0m×4.8m 有効容量1,400㎥／池 RC造地下～2池 16.1m×24.5m×4.15m 有効容量1,400㎥／池

施設		忠別川浄水場系		石狩川浄水場系
排水処理施設	排泥池	高沈系 鋼矢板土留一部素掘～1池 15.2m×25.2m×2.85m 排泥移送ポンプ φ80mm 1.1㎥/min×12m×5.5kw×2 横沈系 鋼製矢板H鋼切梁造～1池 有効容量1,260㎥ 排泥移送ポンプ φ150mm　2㎥／min×15m×11kw～2台	排水処理棟	RC造地下1階地上1階一部3階 延床面積2,050.5㎡ 排泥池～1池 11.4m×18.3m×7.6m 容量1,001㎥／池 撹拌機～6台 汚泥稀釈槽～1池 11.4m×18.3m×7.6m 容量1,001㎥／池 撹拌機～6台 排水池～2池 11.4m×12.2m×7.6m 容量520㎥／池 排水池排水ポンプ φ200mm 7.8㎥／min×15m×37kw ～2台 排水池汚泥移送ポンプ φ150mm 1.9㎥／min×10m×11kw ～4台 汚泥移送ポンプ φ 80mm 1.15㎥／min×32m×15kw ～2台 放流ポンプ φ 80mm 1.15㎥／min×32m×15kw～3台
排水処理施設	天日乾燥床	鉄筋コンクリート壁体構造 有効容量689㎥／床～10床 有効ろ床面積6,890㎡	天日乾燥床	鉄筋コンクリート壁体構造 有効容量864㎥／床～976㎥／床　～7床 有効ろ床面積6,587.5㎡
送水施設	送水ポンプ設備	送水ポンプ室（管理本館地下1階） RC造　延床面積776.9㎡ 天井走行クレーン 2.9t×12m×33.5m～1基 送水ポンプ井（吸水槽）（管理本館地下1階） RC造 9.2m ×5.55m×有効水深3.5m～1池 178㎥ 12.8m×5.55m×有効水深3.5m～1池 248㎥ 送水ポンプ φ350mm×φ200mm×15.9㎥／min×36m ×132kw～1台 φ400mm×φ300mm×23.8㎥／min×36m ×240kw～1台 φ350mm×φ200mm×15.9㎥／min×36m ×160kw～1台	送水ポンプ設備	吸水槽（管理棟地下）～1槽 7.7m×12.7m×5.8m 有効容量250㎥ ポンプ井（薬注棟地下）～1井 2.9m×15.7m×6.4m 有効容量140㎥ 送水ポンプ（管理棟地下1階） φ400mm 35.0㎥／min×61m×480kw～2台 φ300mm 19.5㎥／min×61m×260kw～2台 φ200mm　8.5㎥／min×61m×125kw～2台
送水施設	送水管	DIPφ1,000mm　L＝1,564m DIPφ　900mm　L＝　61m DIPφ　700mm　L＝　14m DIPφ　500mm　L＝1,206m CIPφ　500mm　L＝　114m SP φ　500mm　L＝　62m 計　L＝3,021m	送水管	石狩川浄水場～三角台配水池 DIPφ1,000mm　L＝2,944m 旭山ポンプ場～旭山配水池 DIPφ　150mm　L＝　847m DIPφ　100mm　L＝　880m SP φ　100mm　L＝　46m 計　L＝4,717m

施設		忠別川浄水場系		石狩川浄水場系
配水施設	配水場	千代ヶ岡 配水池 RC造28.4m×21.0m×5.1m～2池 有効容量2,500㎥／池　計5,000㎥ RC造28.4m×26.6m×5.1m～2池 有効容量3,200㎥／池　計6,400㎥ 緑が丘配水ポンプ設備 圧力タンク10㎥～1基 補助圧力タンク1㎥～1基 φ125mm 3.0㎥／min×30m×22kw～2台 φ80mm　1.5㎥／min×30m×15kw～2台 西神楽配水ポンプ設備 φ100mm 1.12㎥／min×66.6m×22kw～1台 φ125mm 1.36㎥／min×70m×30kw　～1台 非常用発電設備 ディーゼル発電機320KVA～1台 テレメータ設備（監視制御）～1式 新千代ヶ岡 配水池 RC造39.5m×15.1m×4.3m～4池 有効容量2,500㎥／池　計10,000㎥ テレメータ設備（監視制御）～1式	配水場	春光台 配水池 煉瓦造24.8m×52.8m×3.6m～1池 有効容量4,000㎥／池　計4,000㎥ 煉瓦造15.2m×34.7m×4.0m～2池 有効容量1,750㎥／池　計3,500㎥ 配水ポンプ設備 φ150mm×1.95㎥／min×42m×22kw～5台 圧力タンク3㎥～2基 非常用発電設備 ディーゼル発電機150KVA～1台 web監視～1式 三角台 配水池 RC造23.0m×32.2m×5.1m～10池 RC造25.1m×30.1m×5.1m～ 4池 有効容量3,200㎥／池　計44,800㎥ テレメータ設備（監視制御）～1式 旭　山 配水池 RC造7.4m×7.4m×3.1m～2池 有効容量135㎥／池　計270㎥ ﾚｽﾄﾊｳｽ雪の村配水ポンプ設備 φ32mm 0.06㎥／min×24m×0.4kw～2台 テレメータ設備（監視制御）～1式
	その他配水施設	柏木ケ岡調整池 RC造6.7m×6.0m×2.5m～2池 有効容量80㎥／池　計160㎥ 柏木ケ岡加圧設備 φ65mm 0.55㎥／min×48m×7.5kw～2台 テレメータ設備（監視）,web監視～1式 豊岡ポンプ場 φ100mm 1.03㎥／min×61m×18.5kw～2台 東旭川ポンプ場 φ150mm 2.25㎥／min×55m×37kw～3台 非常用発電設備 ディーゼル発電機180KVA～1台 web監視～1式		男山調整池 RC造4.6m×9.5m×3.8m～2池 有効容量148㎥／池　計296㎥ テレメータ設備（監視）,web監視～1式 高砂台ポンプ場 送水ポンプ φ100mm 1.53㎥／min×47m×22kw～2台 信号受信設備～1式, web監視～1式 高砂台調整池 RC造5.0m×5.0m×3.0m～1池 有効容量62.5㎥／池 信号送信設備～1式

<table>
<tr><td rowspan="3">配水施設</td><td>その他配水施設</td><td>観音台加圧施設
　φ80mm 0.35㎥／min×164m×18.5kw～2台
　伝送装置～1式
観音台圧力タンク
　圧力水槽10.8㎥～1基
　伝送装置～1式，web監視～1式
東神楽基線8号加圧施設
　φ32mm 0.25㎥／min×26.5m×1.1kw～2台
東鷹栖加圧施設（男山調整池送水兼用）
　φ80mm 0.45㎥／min×55m×7.5kw～2台
　テレメータ設備（監視制御）～１式
高砂台一部地区加圧施設
　φ50mm 0.417㎥／min×49.4m×7.5kw～2台
江丹別嵐山加圧施設
　φ32mm 0.05㎥／min×12m×0.4kw～1台
江丹別春日橋加圧施設
　φ40mm 0.05㎥／min×37m×2.2kw～2台
江丹別永見橋加圧施設
　φ40mm 0.05㎥／min×37m×2.2kw～2台
江丹別品川加圧施設
　φ32mm 0.09㎥／min×18.5m×1.5kw～2台
富沢小学校加圧施設
　φ32mm 0.034㎥／min×46m×1.1kw～2台
東桜岡第5小学校加圧施設
　φ32mm 0.19㎥／min×44m×1.1kw～2台
東桜岡第7会館加圧施設
　φ40mm 0.067㎥／min×60m×3.7kw～2台
東桜橋加圧施設
　φ32mm 0.048㎥／min×35m×1.1kw～2台</td><td>富岡ポンプ場
　送水ポンプ
　　φ50mm 0.22㎥／min×93m×7.5kw～3台
　信号受信設備～1式，web監視～１式
富岡調整池
　RC造4.6m×9.5m×3.0m～2池
　有効容量131㎥／池　計262㎥
　信号送信設備～1式
永山ポンプ場
　φ200mm×φ100mm
　3.0㎥／min×50m×45kw～2台
　非常用発電設備
　　ディーゼル発電機200KVA～1台
　web監視～1式
永山町16丁目加圧施設
　φ32mm 0.15㎥／min×35m×2.2kw～2台
旭山ポンプ場
　送水ポンプ（旭山配水池送水）
　　φ50mm 0.3㎥／min×142m×15kw～3台
　非常用発電設備
　　ディーゼル発電機47KVA～1台
　テレメータ設備（監視），web監視～1式
富沢橋加圧施設
　φ40m 0.23㎥／min×68m×5.5kw～2台</td></tr>
<tr><td>配水管</td><td>延長　2,230,426m（φ1,100mm～150mm，φ100～50mm）
　材質別内訳
　　ACPφ　47m（ 0.00%）
　　VP　φ　519,308m（23.28%）
　　CIPφ　1,484,590m（66.56%）
　　SP　φ　11,422m（ 0.51%）
　　PE　φ　215,059m（ 9.65%）</td><td>令和5年度増減
材質別内訳
　　ACPφ　0　m
　　VP　φ　△20,576　m
　　CIPφ　△106　m
　　SP　φ　△9　m
　　PE　φ　＋20,059　m</td></tr>
<tr><td>消火栓</td><td>2,617基</td><td>令和5年度増減
±0　基</td></tr>
</table>

※ RC～鉄筋コンクリート，DIP～ダクタイル鋳鉄管，HP～ヒューム管，SP～鋼管，SUS～ステンレス鋼材，SS～一般構造用圧延鋼材，PAC～ポリ塩化アルミニウム，FRP～繊維強化プラスチック，PVC～ポリ塩化ビニル，CIP～鋳鉄管，ACP～石綿セメント管，VP～塩化ビニル管，PE～ポリエチレン管

石狩川浄水場　一般平面図

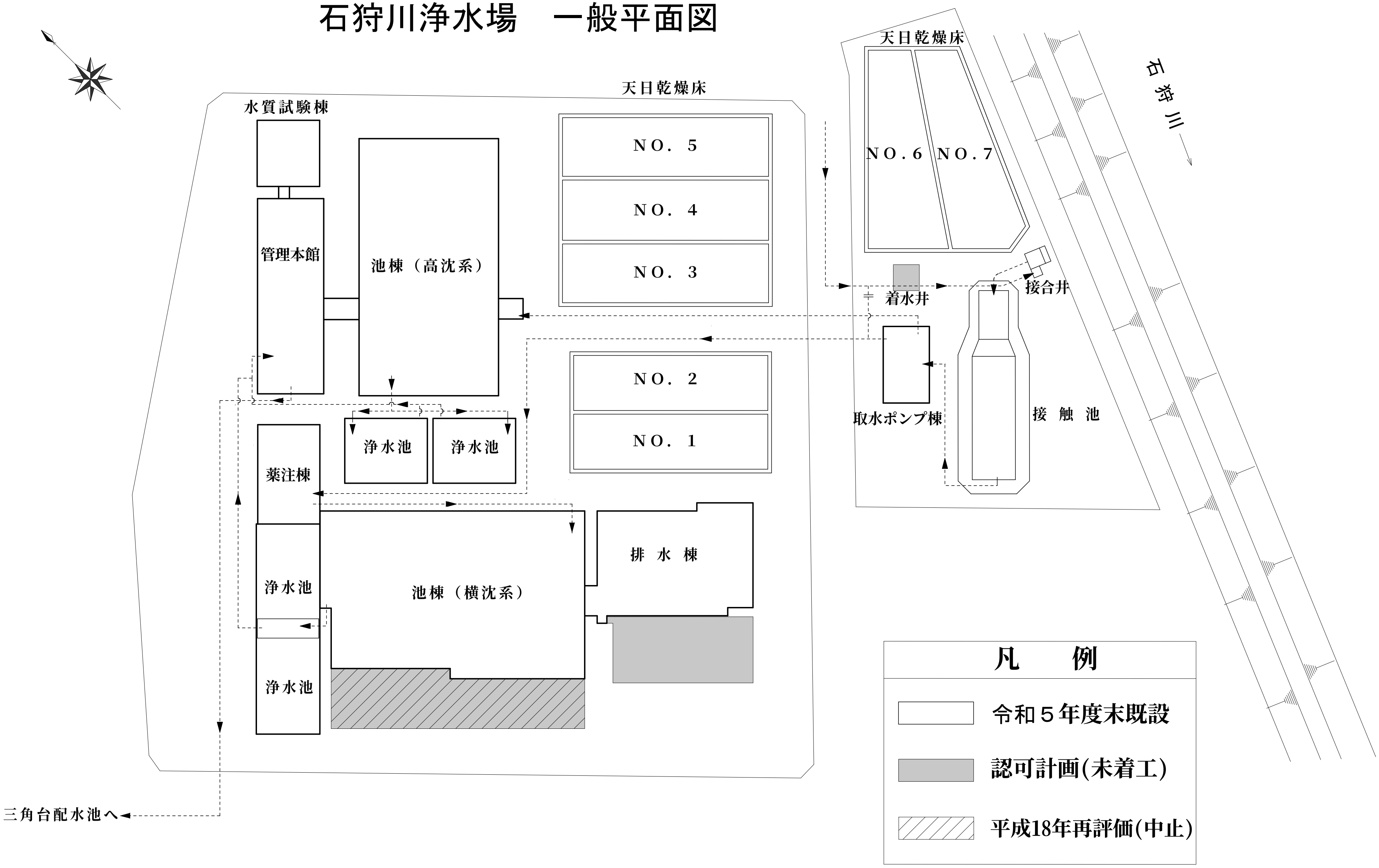

忠別川浄水場　一般平面図

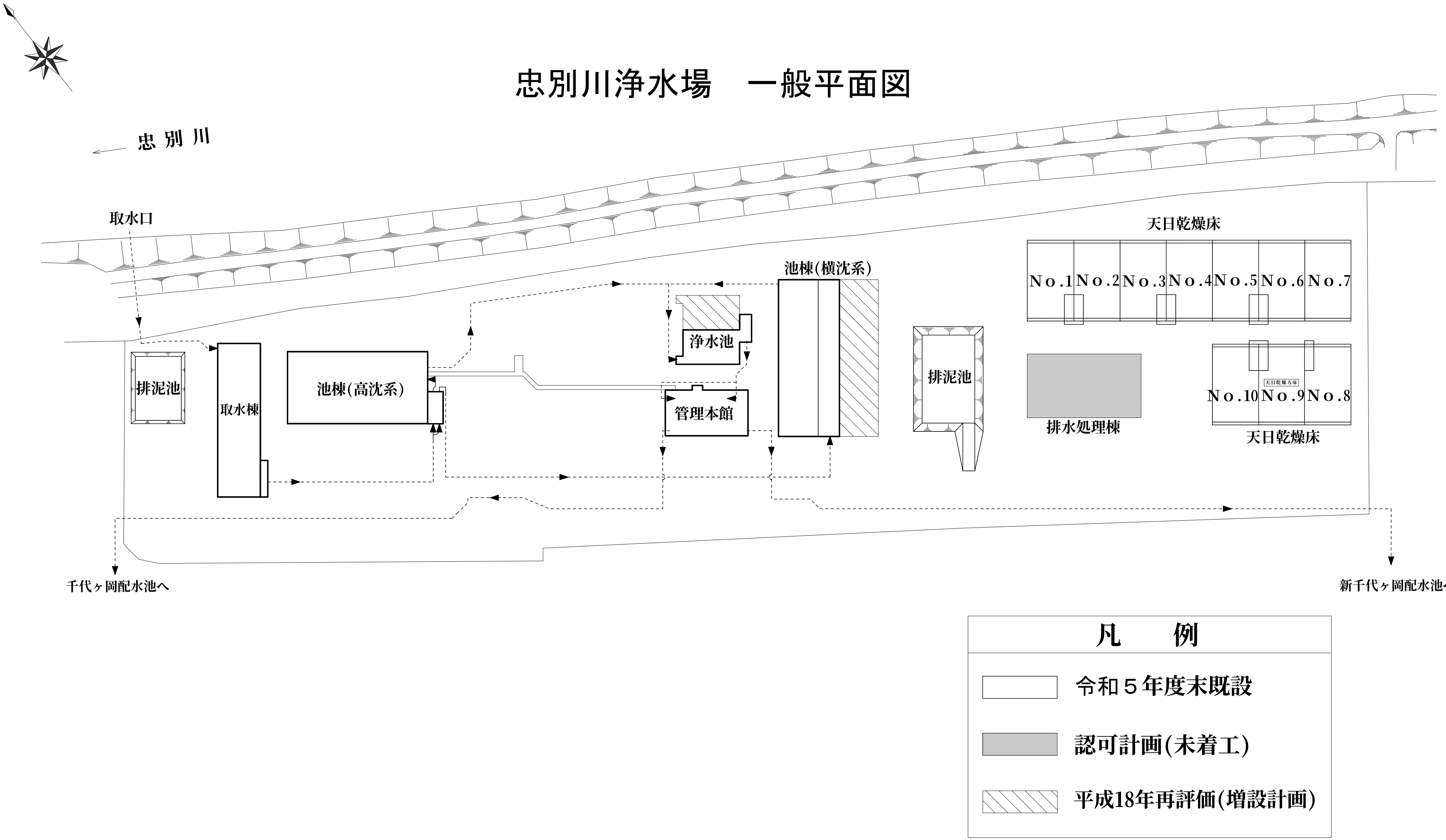

第2編　簡 易 水 道 事 業

第1章　総説・計画

1　西神居地区簡易水道

西神居地区の飲料水供給について，公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図るため，平成6年に西神居地区簡易水道事業の認可を得て施設建設を進め，平成8年12月から給水を開始した。

平成31年4月から地方公営企業法適用。

(1)　給水区域　　旭川市神居町神居古潭，豊里及び西丘の一部

(2)　計画給水人口　500人

(3)　計画給水量　　260㎥/日

2　江丹別地区簡易水道

江丹別地区の飲料水供給について，公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図るため，平成14年度に江丹別地区簡易水道事業の認可を得て施設建設を進め，平成17年11月から給水を開始した。

平成31年4月から地方公営企業法適用。

(1)　給水区域　　旭川市江丹別町中園，共和，芳野，清水，西里，拓北，富原及び中央の一部

(2)　計画給水人口　260人

(3)　計画給水量　　130㎥/日

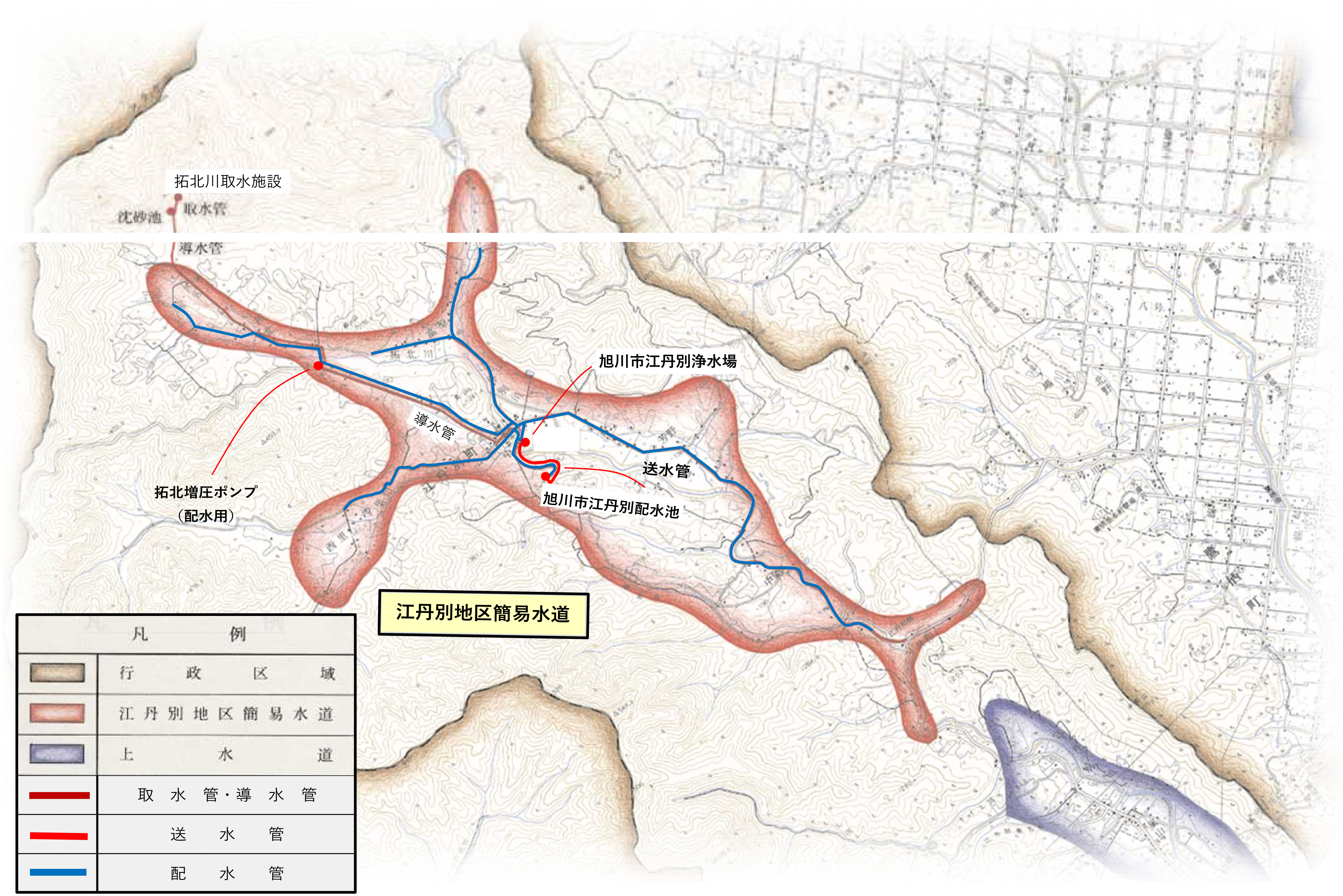
拓北川取水施設
沈砂池
取水管
導水管
旭川市江丹別浄水場
導水管
送水管
拓北増圧ポンプ
（配水用）
旭川市江丹別配水池
江丹別地区簡易水道
凡例
行政区域
江丹別地区簡易水道
上水道
取水管・導水管
送水管
配水管

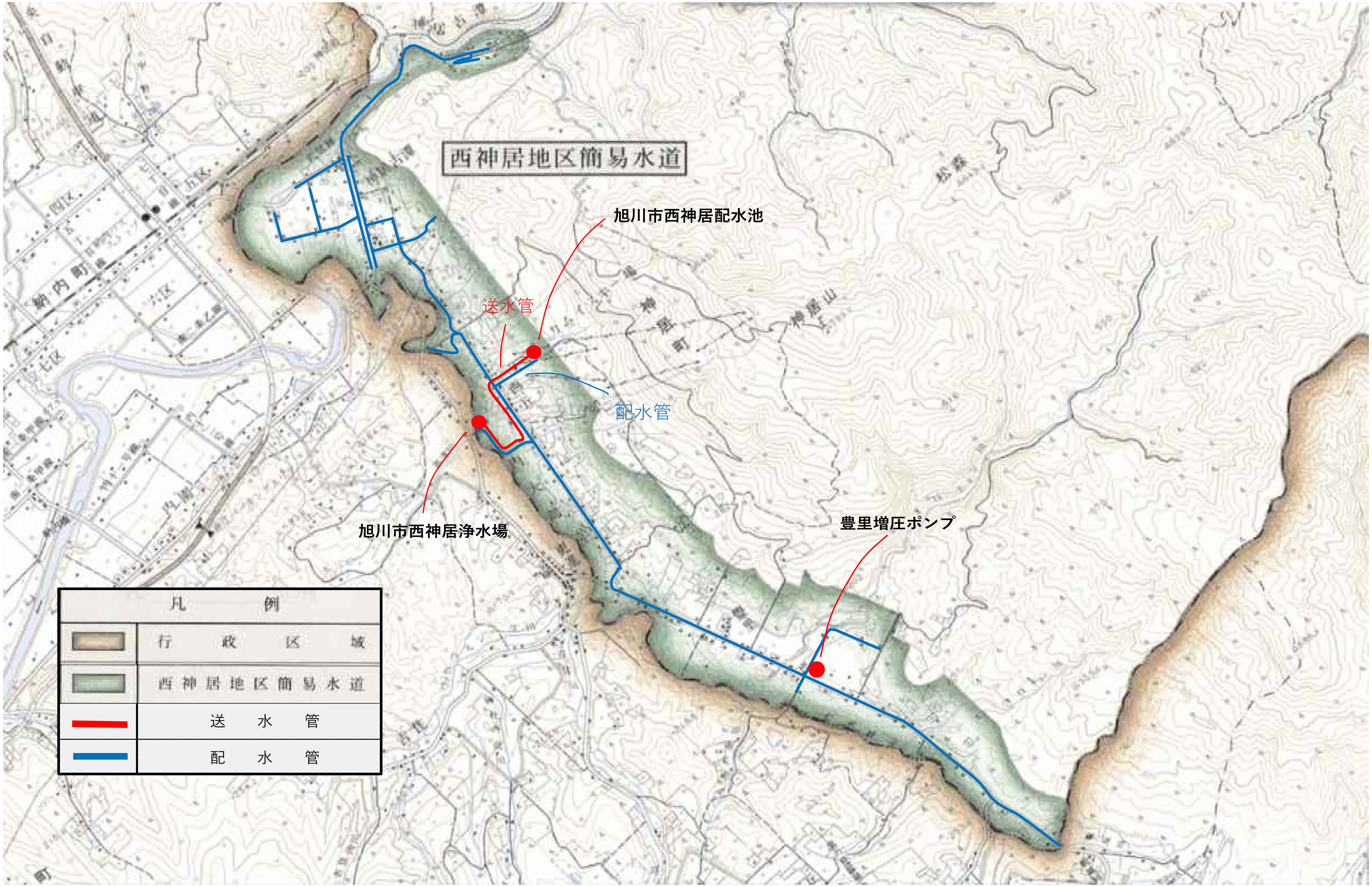
西神居地区簡易水道
旭川市西神居配水池
送水管
配水管
旭川市西神居浄水場
豊里増圧ポンプ
凡　例
行政区域
西神居地区簡易水道
送水管
配水管

第2章　事業の現況

1　事業の推移等

(1)　西神居地区簡易水道

年　　　度		令和元	2	3	4	5
給 水 人 口（人）		128	119	111	113	116
年間取水量（㎥）	(A)	29,305	26,181	25,440	25,921	27,181
年間給水量（㎥）	(B)	20,820	20,991	20,139	19,130	20,219
（%）	B/A	71.0	80.2	79.2	73.8	74.4
1日平均給水量（㎥）		57	58	55	52	55
年間有収水量(㎥)	(C)	10,199	9,434	8,819	8,173	8,179
有 収 率(%)	C/B	49.0	44.9	43.8	42.7	40.5

(2)　江丹別地区簡易水道

年　　　度		令和元	2	3	4	5
給 水 人 口（人）		90	83	91	97	96
年間取水量（㎥）	(A)	43,659	47,618	41,096	41,586	42,537
年間給水量（㎥）	(B)	27,342	31,250	25,849	25,864	28,055
（%）	B/A	62.6	65.6	62.9	62.2	66.0
1日平均給水量（㎥）		75	86	71	71	77
年間有収水量(㎥)	(C)	14,040	18,294	14,610	13,488	14,983
有 収 率(%)	C/B	51.3	58.5	56.5	52.1	53.4

2　施設の概要

<table>
<tr><td>施設</td><td colspan="2">西神居地区簡易水道</td><td colspan="2">江丹別地区簡易水道</td></tr>
<tr><td>浄水場</td><td colspan="2">所在地　　神居町西丘126-2番地</td><td colspan="2">所在地　　江丹別町中央96番11</td></tr>
<tr><td rowspan="4">取水施設</td><td rowspan="4">取水井</td><td rowspan="4">深井戸
ϕ150ケーシング　　L=40.0m
井戸標高・水位　GL=85.00m　HWL=84.50m　LWL=76.00m

水中モーターポンプ
ϕ50×0.181m^3/min×25m×2.2kw×1台(交換用1台保管)</td><td>取水施設</td><td>拓北川取水施設　(江丹別拓北180番4地先)
護岸・護床工(拓北川右岸)
護床ブロック，カゴマット　河床高＝238.48m　HWL＝239.48m　LWL＝238.50m
取水口
RC造B4.00m×W3.05m×H1.89m×1池</td></tr>
<tr><td>取水管</td><td>DIPϕ　200mm　　L= 15.86m　　PCL=237.20m　　河川-接合井間
DIPϕ　150mm　　L=114.45m　　PCL=236.50m　　接合井-沈砂池間</td></tr>
<tr><td>接合井</td><td>HWL＝237.70m　LWL＝236.60m　　(運用水量8.5m3)
RC造B2.40m×W3.20m×H6.10m×1池</td></tr>
<tr><td>湧水口</td><td>緊急用(江丹別西里480番1地)
RC造B1.50m×W1.50m×H5.00m×1池　　PCL=172.00m</td></tr>
<tr><td rowspan="3">導水施設</td><td rowspan="3">導水管</td><td rowspan="3">DIPϕ　75mm　　L=40.25m</td><td>沈砂池</td><td>運用高＝234.77m (有効水量 18.45m^3)　HWL＝234.62m　LWL＝233.12m
RC造B2.00m×W3.50m×H1.50m×1池
排水管
DIPϕ　150mm　L=2.86m　　VPϕ　150mm　L=87.6m</td></tr>
<tr><td>導水管</td><td>DIPϕ　75mm　　L=6506.65m　　(管内水28.75m^3)　　1部10k対応
沈砂池流出PCL=232.933m　浄水場地下　管上138.60m　静水頭98.17m</td></tr>
<tr><td>湧水導水管</td><td>湧水口流出PCL=172.00m
DIPϕ　　75mm　　L=76.79m
VP(RR)ϕ　75mm　　L=5.00m
VP(RR)ϕ　50mm　　L=1,457.13m
SP(SGP)ϕ　50mm　　L=85.50m
計　　　　L=1624.42m</td></tr>
<tr><td rowspan="5">浄水施設</td><td>浄水場</td><td>旭川市西神居浄水場本館　鉄筋コンクリート造地上1階
延面積224.42㎡
非常用発電設備 (形式　TAKL-SKE　50KVA) 1台
テレメーター設備1式</td><td>浄水場</td><td>旭川市江丹別浄水場本館　RC造地上2階地下1階
建築面積281.36㎡　延床面積397.27㎡
非常用発電設備 (形式　NPF5M-60QR　50KVA) 1台
(燃料消費量　17.1ℓ/h　燃料タンク容量　200ℓ　11.7h　場内)
テレメーター設備1式</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ろ過装置</td><td rowspan="4">除鉄・除マンガン装置
ϕ1,700mm×2基 (内1基予備)　　ろ過速度120m/日
ポンプ井
W7.70m×L6.50m×1池 (有効水深0.70m)</td><td>着水槽</td><td>鋼板製角形
W1.00m×L1.80m×H2.50m (有効水深2.0m) H=1.80m　3.24m^3</td></tr>
<tr><td>混和槽</td><td>鋼板製角形
W0.50m×L0.80m×H1.10m (有効水深1.0m)</td></tr>
<tr><td>ろ過装置</td><td>槽浸漬型膜ろ過施設　　満水H4.25m　10.50m^3×2槽
膜浸漬槽　　鋼板製角形　W1.30m×L1.90m×H4.80m×2槽
浸漬用セラミック膜モジュール(72モジュール)×2系列
ろ過ポンプ　ϕ40×0.1m^3/min×10mH×0.75kw×4台
逆洗ポンプ　ϕ80/65×0.573m^3/min×20mH×5.50kw×2台
洗浄ブロワ　ルーツブロワϕ65×2.58m^3/min×4.41kPa×5.50kw×2台</td></tr>
<tr><td>浄水槽</td><td>SUS製パネルタンク　W1.50m×L2.50m×H4.00m×2槽(1体型)
運用水位　ろ過停止　3.50m　ろ過開始　1.80m　運用水位幅1.70m
1cm　0.075m^3/2池 (運用水量　12.75m^3)</td></tr>
</table>

	薬品注入設備	次亜塩素酸注入設備 注入ポンプ　φ6×0.5～15cc/min×10kg/cm^2×25W×2台（内1台予備） 貯蔵タンク　200ℓ/基×2基	薬品注入設備	PAC貯留槽　PVC角形　100L PAC注入ポンプ　液中ポンプ　0.97～1.94ml/min×1.0Pa×25w×2台 粉末活性炭自動供給機　ホッパー　200L 0.5～2.0kg-wet/H×2.75kw 次亜塩素酸ナトリウム注入設備　貯留槽PVC角形200L×2槽 前塩素注入ポンプ　液中ポンプ　8.68～26.1ml/min×1.0MPa×25w×2台 後塩素注入ポンプ　液中ポンプ　0.025～12ml/min×1.0MPa×30w×2台
	排水処理	排水池1池	排水処理	排水池　RC造B4.00m×W9.15m×H2.85m×2池 排水ポンプ　自吸式スラリーポンプ　φ40/32×0.12m3/min×15mH×2.2kw×3台
送水施設	送水ポンプ	送水ポンプ φ50×0.181m^3/min×132m×11kw×2台（内予備1台）	送水ポンプ	多段渦巻ポンプ　φ40×0.09m^3/min×65mH×3.7kw×2台 運用送水量　5.4m3(90L/min)　φ50弁調整
	送水管	送水管延長 DIPφ　75mm　L=2,138.80m	送水管	送水管延長 DIPφ　75mm　L=1,233.49m　（管内水量　5.44m^3）
配水施設	配水池	旭川市西神居配水池 W6.60m×L6.60m×2池(有効水深3.05m) 有効容量　260m^3/2池　水深1cm当たり0.87m^3/2池 テレメーター設備1式	配水池	旭川市江丹別配水池 RC造地上1階地下1階　延べ面積　84.73㎡ B3.05m×W10.55m×H3.90m×2池（有効水深2.8m） HWL＝198.00m　LWL＝195.20m　有効容量180m^3　1cm=0.32m^3/池　0.64m^3/2池 運用水位　送水停止　198.00m(3.8m)　送水開始　197.80m(3.60m)　20cm(12.8m^3/2池) 低水位警報　196.80m(2.60m) 給水ポンプ　1台（グリーンセンター，看視舎）　配水池低警報水位　1.00mで停止 緊急遮断弁　1基　2号配水池系設置　流量70m^3/h　60秒で作動 テレメーター設備1式
	その他配水施設	豊里増圧ポンプ（2次圧一定減圧弁付） 40A×0.2m3/min×49m×3.7kw×2台	その他配水施設	拓北増圧ポンプ（推定末端圧力一定給水ユニット　単独交互運転） 25A×72ℓ/min×35m×1.1kw×2台 1次圧　35m起動　47m増圧設定
	配水管	配水管延長　L=20,514.9m（φ150～40mm） 材質別内訳 DIPφ　2,536.59m　(12.37%) VPφ　17,833.04m　(86.93%) PEφ　9.44m　(0.04%) SUSφ　135.83m　(0.66%)	配水管	配水管延長　L=23,330.12m（φ200～50mm） 材質別内訳 DIPφ　1,651.27m　(7.08%) VPφ　21,172.37m　(90.75%) HPPφ　41.77m　(0.18%) PEφ　34.76m　(0.15%) SUSφ　429.95m　(1.84%)

※ DIP～ダクタイル鋳鉄管，RC～鉄筋コンクリート，VP～塩化ビニル管，VP(RR)～塩化ビニル管RR継手，
SP(SGP)～スチールガスパイプ，SUS～ステンレス鋼材，PAC～ポリ塩化アルミニウム，PVC～ポリ塩化ビニル，
PE～ポリエチレン管1種2層管，HPP～ポリエチレン管配水用

第3編　水道のあゆみ

1　水道のあゆみ

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
明治 42	第7師団衛戍地の飲料水不適，伝染病発生のため水道布設調査に着手	
43	軍用上水道工事に着手（設計技師　井上　二郎）	
大正 2	軍用上水道工事完了	
14	旭川市上水道布設について調査	
昭和 14	石狩川取水量決定毎秒2.2立方尺（寅河第1693号）	
20	軍用水道は,連合軍の管理となる	
21	国有財産となる	
	旧軍用建物一時貸付に関する協定締結（札幌財務局旭川管財支所長と旭川市長）	
	事業の運営は春光区雑用水利用組合が行う	
22	雑種財産一時使用認可(札国第58号札幌財務局長)	
23	国有財産特別措置法により，無償貸付を受け管理雑用水利用組合より，業務全般を引継ぐ	
	軍用水道についてあらためて事業認可申請する	
	上水道布設認可（北海道子河第635号）	
24	上水道拡張計画の実施が議会で議決	
	旧軍用水道の給水区域外 主として石狩川以南の市街地	
	第1期拡張計画認可申請書を提出	
	国策パルプ工場専用水道設置される	
	第1期拡張事業認可　（厚生省北衛第237号）	
25	第1期拡張事業起工式	
	上川郡東神楽村4号忠別川左岸水源池施設工事着手	
26	水源施設完成新旭川地区一部配水管布設（国策パルプより給水）	
	配水幹線600㎜布設開始	
27	忠別川大正橋上流伏越	
	東部，永山通，中央部（一部）配水管布設	
	東神楽系給水開始（新旭川地区）	
	警察予備隊の移駐に伴い北星地区に配水管延長	
	地方公営企業法適用	
28	従業員組合設立　中央部配水管布設	
29	中央部および東部，北星の各々一部配水管布設	
	東神楽村千代ヶ岡に配水池　第1次築造工事竣功　2,500㎥	
30	中央部，西地区を主として配水管布設	江丹別村，神居村合併
	給水区域外　神楽町の一部（神楽岡）に分水開始	
31	中央，西，北星，近文，新旭川地区配水管布設	
32	西地区，北星地区配水管布設　送水管を延長	
33	東神楽村千代ヶ岡配水池　築造第2次工事竣功　2,500㎥　計5,000㎥	
	第2期拡張計画策定　認可申請	
34	第2期拡張事業認可　（厚生省北衛第138号）	
	北星，豊岡，東町，近文地区配水管布設	
35	第2期拡張事業変更認可　（厚生省北衛第900号）	
36	水源施設拡張（取水量増加）忠別水系　（自家発電装置）	永山町合併
37	第3期拡張計画に着手　認可申請	
	神楽町と上水道布設に関する協議書を定める	
	春光高台配水場　完成	
	第3期拡張事業認可　（厚生省北環第330号）	
38	春光地区　老朽配水管の布設替	東旭川町合併
	国有財産　上水道施設の譲与を受ける	
	永山町8丁目の一部（みづほ団地）配水管布設完了　同時通水	
	神居地区（神楽町経由）配水管を延長　一部給水開始	
39	東鷹栖浄水場（石狩水系）　新設工事着工（取水，導水，浄水，配水幹線）	
40	水道料金改定	
	東鷹栖浄水場　通水開始	
	春光高台団地配水管布設完了	

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
昭和 41	鷹栖町へ分水開始	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の制定
	春光高台団地　給水開始	
42	電気メーター採用	
	東鷹栖浄水場　第1次浄水施設拡張完成　施設能力17,500㎥／日	旭川市の公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例
		旭川市公営企業組織条例
		旭川市水道業務状況及び公共下水道業務状況の報告に関する条例
		旭川市公営企業の契約の方法の特例に関する条例の4条例を廃止
		忠別水系　配水幹線破裂13,000戸　断水
43	第4期拡張前期事業認可　（厚生省北環第309号）	忠別水系　配水幹線破裂13,000戸　断水
	大雪ダムに参加する水利権100,000㎥／日	神楽町合併
	春光配水場　ろ過池改造配水池築造完成　1,750㎥ 2池 4,000㎥ 1池　計7,500㎥	隔月検針徴収全面実施
44	水道料金改定	
	水道電気メーターへ取替実施（4年計画）	
	東鷹栖浄水場　第2次浄水施設拡張完成　施設能力17,500㎥／日　計35,000㎥／日	
45	第4期拡張前期事業変更認可　厚生省環第508号（西神楽，神楽岡簡水，上水へ統合）	水道局庁舎一部焼失 水道局庁舎別館完成
46	東旭川町地区配水管布設	東鷹栖町合併
47	東神楽浄水場　施設完成	
	表流水28,550㎥／日　伏流水15,000㎥／日　計　43,550㎥／日	
	緑が丘団地配水管布設完了	
	東神楽千代ヶ岡配水池　築造第3次工事竣功　3,200㎥ 1池　計8,200㎥	
	流通団地配水管布設完了	
	旭山動物園へ通水開始	
48	水道料金改定	口座振替開始
	東神楽千代ヶ岡配水池　築造第4次工事竣功　3,200㎥ 1池　計11,400㎥	
	第4期拡張前期事業変更認可　（厚生省環第643号）　（東鷹栖簡水，上水へ統合）	
49		水道局庁舎建設着工
50	東鷹栖浄水場　第3次浄水施設拡張完成　施設能力20,730㎥／日　計55,730㎥／日	水道局庁舎完成
	三角台配水池　第1次築造完成　@3,200㎥／池～2池　計6,400㎥	
51	第4期拡張後期事業認可　（厚生省環第196号）	
	水道料金改定	
52		第46回日本水道協会総会（旭川市民文化会館）
54	東鷹栖浄水場　第4次浄水施設拡張完成　施設能力36,160㎥／日　計91,890㎥／日	
55	水道料金改定	
	大雪ダム使用権設定　最大取水量100,000㎥／日　（建設省河開発第66号）	
	三角台配水池　第2次築造完成 @3,200㎥／池～2池（既存と合わせ4池）　計12,800㎥	
56	三角台配水池　第3次築造完成 @3,200㎥／池～2池（既存と合わせ6池）　計19,200㎥	自主納付制実施（集金廃止） 電算導入
58	三角台配水池　第4次築造完成 @3,200㎥／池～2池（既存と合わせ8池）　計25,600㎥	
59	水道料金改定	
	第5期拡張前期事業認可　（厚生省環第208号）	
	忠別ダムに参加する水利権60,000㎥／日	

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
昭和60		検針業務委託 旧軍用水道覆蓋付緩速ろ過池（現春光台配水場）近代水道百選に選定
63	鷹栖町と共同処理に関する基本協定締結 （昭和41年からの供給体制を共同処理へ変更） 忠別川取水堰　建設事業基本協定締結（共同取水堰として） 忠別川取水堰　工事着工	
平成 元	水道料金改定（消費税相当額）	
2	東神楽浄水場　沈砂池築造工事着工　施設能力52,500㎥／日	
3	水道料金改定（消費税相当額凍結）	
4	水道料金改定 忠別川取水堰　完成 東神楽浄水場　沈砂池築造完成	
5		第44回全国水道研究発表会（旭川市民文化会館）
7	水道料金改定（消費税相当額凍結解除）	
8	三角台配水池　第5次築造完成 @3,200㎥／池～2池（既存と合わせ10池）　計32,000㎥ 第5期拡張前期事業変更認可　厚生省生衛第330号 東鷹栖浄水場　第5次浄水施設拡張工事着工 東鷹栖浄水場　水質試験棟工事着工 東鷹栖浄水場　導水施設工事着工 （DIPφ1,650mm） 永山取水施設　建設事業基本協定締結（共同取水施設として） 永山取水施設　建設事業着工	
9	東鷹栖浄水場　水質試験棟完成 水道料金改定（消費税及び地方消費税相当額） 東神楽浄水場　浄水池完成　@1,200㎥／池～1池	
10	東鷹栖浄水場　第5次浄水施設拡張完成　施設能力18,080㎥／日　計109,970㎥／日 東神楽浄水場　管理本館・送水ポンプ室工事着工	ハンディターミナル導入 旭川市水道50年記念式典
11	東鷹栖浄水場　導水施設工事完成 永山取水施設　建設事業完成 東神楽浄水場　伏流水代替施設工事着工　施設能力17,100㎥／日 新千代ヶ岡配水池　第1次築造工事着工 永山取水施設　本格取水開始	「上下水道事業懇話会」設置 水道局広報紙「こんにちは水道局です」発刊
12	新千代ヶ岡配水池　第1次築造完成　@2,500㎥／池～2池　計5,000㎥	休止開栓業務委託 水道サービスセンター設置
13	石狩川水系　水利権増量102,800㎥／日→135,551㎥／日 (開専河発第1号の2) 三角台配水池　第6次築造完成 @3,200㎥／池～2池（既存と合わせ12池）　計38,400㎥ 新千代ヶ岡配水池　第2次築造工事着工 石狩川浄水場に名称変更（旧東鷹栖浄水場） 忠別川浄水場に名称変更（旧東神楽浄水場）	
14	新千代ヶ岡配水池　第2次築造完成 @2,500㎥／池～2池（既存と合わせ4池）　計10,000㎥ 忠別川浄水場　新管理棟完成 忠別川浄水場　伏流水代替施設完成　施設能力17,100㎥／日	水道局ホームページの開設
15		小中学校出前授業開始
16		受付業務及び検針に伴う調査業務委託 コンビニ収納開始 インターネット受付開始

年	水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
平成 18	三角台配水池　第7次築造工事着工	
19	「大雪のしずくあさひかわの水」の販売開始 忠別ダム使用権設定　最大取水量60,000㎥／日　国河治第18号	
20	三角台配水池　第7次築造完成 @3,200㎥／池～2池（既存と合わせ14池）　計44,800㎥ 東神楽町と共同処理に関する基本協定締結	お客様センターの設置
21	水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定取得 当麻町との水道災害時給水支援基本協定締結	
24		第81回日本水道協会全国総会（旭川大雪アリーナ)
25		クレジット収納開始 覆蓋付緩速ろ過池（春光台配水場）土木学会選奨土木遺産に認定
26	水道料金改定（消費税及び地方消費税相当額)	
令和 元	「大雪のしずくあさひかわの水」の販売終了 水道事業会計と簡易水道事業会計を併せて水道事業会計に統合 水道料金改定（消費税及び地方消費税相当額)	簡易水道事業に地方公営企業法の全部を適用 モバイル決済開始 「上下水道事業審議会」設置（「上下水道事業懇話会」廃止）
2	石狩川浄水場　非常用自家発電設備完成	
3	忠別川浄水場　非常用自家発電設備完成	
4	水道料金改定	

第4編　公　共　下　水　道　事　業

第1章　総　　　説

1　沿　　革

本市の下水道事業は，明治34年街路に沿った防火用水路兼用の木造開渠の建設に始まったが，その後，下水道事業は着工・中止の繰り返しであった。戦後の急激な人口増加と生活様式の変化に伴う生活排水の増加と水質の悪化，また，農業経済に不可欠であった，し尿の農地還元方式が化学肥料等の普及によって崩れ，排水処理のみならず，し尿処理についてもその対策に苦慮した。このような状況から，健全な市民生活を確保するため，昭和30年度に下水道調査費が予算に計上され，昭和31年度から公共下水道の調査を手掛け，当時市街地を形成していた地域に全体計画を策定した。

昭和33年，下水道築造第1期工事を10か年継続事業として，建設省（現国土交通省）及び厚生省（現厚生労働省）の認可を受け，同年管渠工事，また昭和34年処理場工事に着手し，昭和39年11月には待望の亀吉下水終末処理場の運転が開始された。

その後，下水道整備の拡大や周辺5町（東神楽・鷹栖・比布・当麻・東川）を含めた旭川広域圏下水道計画が策定されたこと等により，昭和51年に西部下水終末処理場（現下水処理センター）の建設に着手し，昭和56年4月に処理施設1系列18,000㎥/日の運転が開始された。

現在，事業計画区域内の整備率は99%を超え，施設整備はほぼ概成したといえるが，建設当初から60年以上経過しており施設の老朽化対策も必要となってきたことから，平成24年度より長寿命化計画（現ストックマネジメント計画）に基づく更新工事に着手している。

2　公共下水道事業認可の経過

下法認可No.	告示年月日	告示番号	件　名	施行年度
(第1次認可) 当初認可	昭和33. 5.12	建設省32北計 第164号	旭川市下水道築造第1期工事認可(管渠)	昭和33～42
	昭和33. 6.20	厚生省北衛 第458号	旭川市下水道築造第1期工事認可(処理場)	昭和33～42
(第2次認可) 第1回変更	昭和34. 3.27	建設省告示 第565号	旭川都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定	昭和33～42
	昭和34. 4.22	厚生省北衛 第747号	旭川市下水道築造第1期工事計画変更認可(処理場)	昭和33～42
(第3次認可) 第2回変更	昭和42.12.27	建設省告示 第4481号	旭川都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割変更決定	昭和33～48
	昭和43. 4.19	建設省北都下発 第901号の2	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～48
(第4次認可) 第3回変更	昭和45. 4.15	旭川市告示 第46号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和45. 8.18	北海道告示 第2081号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～50
	昭和45. 8.31	建設省北都下発 第10号の2	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～50
(第5次認可) 第4回変更	昭和46. 5. 4	旭川市告示 第82号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和46. 5.20	北海道告示 第1554号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～51
	昭和46. 6.30	建設省北都下事発 第25号の2	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～51
(第6次認可) 第5回変更	昭和48. 5.16	旭川市告示 第71号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和48. 6.27	建設省北都下事発 第11号	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～55
	昭和48. 7. 9	北海道告示 第2179号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～55
(第7次認可) 第6回変更	昭和51. 5.14	北海道告示 第1771号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和51. 6. 3	建設省北都下公発 第21号	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～60
	昭和51. 7. 6	北海道告示 第2460号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～60
(第8次認可) 第7回変更	昭和52. 7.15	建設省北都下公発 第19号	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～60
	昭和52.11.10	北海道告示 第3315号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～60
(第9次認可) 第8回変更	昭和53. 9. 6	建設省北都下公発 第27号	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～60
	昭和53.11.20	北海道告示 第3507号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～60

下法認可No.	告示年月日	告示番号	件　名	施行年度
(第10次認可) 第9回変更	昭和54.10. 8	北海道告示 第3324号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和54.10.23	建設省北都下公発 第28号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～63
	昭和54.11.19	北海道告示 第3752号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～63
(第11次認可) 第10回変更	昭和55. 6.26	建設省北都下公発 第10号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～63
(第12次認可) 第11回変更	昭和59. 3.14	建設省北都下公発 第2号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～63
(第13次認可) 第12回変更	昭和60. 9.19	北海道告示 第1624号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和61. 1.23	建設省都下公発 第1号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～63
	昭和61. 3. 6	北海道告示 第309号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～63
(第14次認可) 第13回変更	昭和61. 7. 3	北海道告示 第1104号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和61. 7.14	北海道告示 第1168号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～63
	昭和62. 9.10	北海道告示 第1515号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	昭和62. 9.18	建設省北都下公発 第47号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～63
	昭和62.10.26	北海道告示 第1799号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～63
(第15次認可) 第14回変更	昭和63.12.19	北海道告示 第1972号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成元. 2.28	建設省北都下公発 第5号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
	平成元. 3.30	北海道告示 第463号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成10
(第16次認可) 第15回変更	平成 2. 6. 4	北海道告示 第766号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 2. 6.25	建設省北都下公発 第26号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
(第17次認可) 第16回変更	平成 3. 7. 5	北海道告示 第1059号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 3.10.22	北海道告示 第1644号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 4. 7.24	北海道公下 第2－18号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
	平成 4. 9. 1	北海道告示 第1343号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成10

下法認可No.	告示年月日	告示番号	件　名	施行年度
(第18次認可) 第17回変更	平成 4.10.16	北海道告示 第1628号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 5. 4.23	北海道告示 第614号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 5. 5.18	建設省北都下公発 第13号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
	平成 5. 7.21	北海道告示 第1196号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成10
(第19次認可) 第18回変更	平成 5. 9.14	北海道告示 第1435号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 5. 9.28	建設省北都下公発 第33号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
	平成 5.11. 4	北海道告示 第1728号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成10
(第20次認可) 第19回変更	平成 6.10.25	北海道告示 第1623号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 7. 5.12	北海道告示 第740号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 7. 6. 8	建設省北都下公発 第13号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
	平成 7. 6.27	北海道告示 第1002号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成10
(第21次認可) 第20回変更	平成 8. 1.31	建設省北都下公発 第2号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成10
	平成 8. 3.29	北海道告示 第525号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成10
(第22次認可) 第21回変更	平成 8. 3.29	北海道告示 第453号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 8. 9.13	北海道告示 第1432号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 9. 3. 7	北海道告示 第323号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成 9. 3.31	建設省北都下公発 第15号	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成11
	平成 9. 5. 9	北海道告示 第773号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成11
(第23次認可) 第22回変更	平成 9.11.14	北海道告示 第1800号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成10. 3.18	建設省北都下公発 第2号－2	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成17
	平成10. 6. 2	北海道告示 第917号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成17
(第24次認可) 第23回変更	平成11. 2.15	公下第72－35号指令	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成17
	平成11. 3.17	北海道告示 第500号	旭川圏都市計画下水道事業変更 認可	昭和33～平成17
(第25次認可) 第24回変更	平成12. 4.13	公下第15－1号指令	旭川市公共下水道事業計画変更 認可	昭和33～平成17

下法認可No.	告示年月日	告示番号	件　名	施行年度
(第26次認可) 第25回変更	平成13. 3.23	公下第15－84号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成17
(第27次認可) 第26回変更	平成15. 3. 4	公下第15－47号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成17
	平成15. 5.20	北海道告示 第932号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～平成17
(第28次認可) 第27回変更	平成17. 3.29	北海道告示 第244号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成17. 4.19	公下第75号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成22
	平成17. 7.29	北海道告示 第10623号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～平成22
(第29次認可) 第28回変更	平成18. 9.15	北海道告示 第774号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
	平成20 .4.30	都環第172号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成22
(第30次認可) 第29回変更	平成21. 5. 8	都環第229号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成22
(第31次認可) 第30回変更	平成22. 5.17	都環第255号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成23
	平成22. 5.28	北海道告示 第10624号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～平成23
(第32次認可) 第31回変更	平成22. 9. 7	都環第820号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成23
(第33次認可) 第32回変更	平成24. 1.13	都環第1278号指令	旭川市公共下水道事業計画変更認可	昭和33～平成27
	平成24. 3.23	北海道告示 第10328号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～平成27
(第34次事業計画) 第33回変更	平成26. 4. 3	都環第35号	旭川市公共下水道事業計画変更	昭和33～平成27
	平成26. 9. 5	北海道告示第616号	旭川圏都市計画下水道変更決定	－
(第35次事業計画) 第34回変更	平成28. 3. 9	都環第2758号	旭川市公共下水道事業計画変更	昭和33～令和2
	平成28. 3.25	北海道告示 第10284号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～令和2
(第36次事業計画) 第35回変更	平成29. 9.29	都環第1540号	旭川市公共下水道事業計画変更	昭和33～令和2
(第37次事業計画) 第36回変更	令和3. 3. 8	都環第1623号	旭川市公共下水道事業計画変更	昭和33～令和7
	令和3. 3.25	北海道告示 第10492号	旭川圏都市計画下水道事業変更認可	昭和33～令和7
(第38次事業計画) 第37回変更	令和5. 3.24	都環第1650号	旭川市公共下水道事業計画変更	昭和33～令和7

第2章　計　　画

1　公共下水道整備計画

(1) 旭川市公共下水道事業計画

項　目		現　況（令和5年度末）	事業計画（令和7年度末）	全体計画（令和12年度末）
行政区域面積（ha）		74,766	74,766	74,766
行政区域内人口		318,088	317,000	302,000
処理区域面積（ha）		8,067.8	8,127.8	8,637.4
処理区域内人口		309,591	308,740	295,900
処理能力（㎥／日）	下水処理センター	162,000	162,000	162,000
揚水能力（㎥／分）	旭神汚水中継ポンプ場	12.6	7.8	7.8
	亀吉雨水ポンプ場	329.0	608.0	608.0

(2) 財政計画に伴う実施状況

項　目		総事業費（千円）	処理面積（ha）	管渠延長（km）	処理能力（千㎥／日）
平成 4～ 7年度 整　備　計　画	計　画	31,074,401	1,299	339.2	18.0
	実　績	34,987,805	1,174	284.4	18.0
	達成率（%）	112.6	90.4	83.8	100.0
平成 8～11年度 整　備　計　画	計　画	37,351,087	972	205.3	18.0
	実　績	39,334,375	1,127	272.4	18.0
	達成率（%）	105.3	115.9	132.7	100.0
平成12～15年度 整　備　計　画	計　画	27,075,772	645	109.0	0
	実　績	22,745,635	600	116.5	0
	達成率（%）	84.0	93.0	106.9	—
平成16～19年度 整　備　計　画	計　画	11,156,936	106	25.6	0
	実　績	9,891,214	262	52.6	0
	達成率（%）	88.7	247.2	205.5	—
平成20～23年度 整　備　計　画	計　画	6,648,000	70	12.3	18.0
	実　績	6,315,089	73	20.5	18.0
	達成率（%）	95.0	104.3	166.7	100.0
平成24～27年度 整　備　計　画	計　画	7,448,949	17	11.3	18.0
	実　績	6,496,089	21	8.5	18.0
	達成率（%）	87.2	123.5	75.2	100.0
平成28～令和元年度 整　備　計　画	計　画	8,228,995	42	10.1	0
	実　績	5,772,201	41	8.3	0
	達成率（%）	70.1	97.6	82.2	—
令和2～5年度 整　備　計　画	計　画	14,186,514	12	5.6	0
	実　績	11,675,690	13	13.6	0
	達成率（%）	82.3	108.3	242.9	—

※実績には，開発行為等による寄附を含む。

「測量法に基づく国土地理院長承認（複製）R 6JHf 71」
「本製品を複製する場合には，国土地理院の長の承認を得なければならない。」

令和6年5月作成

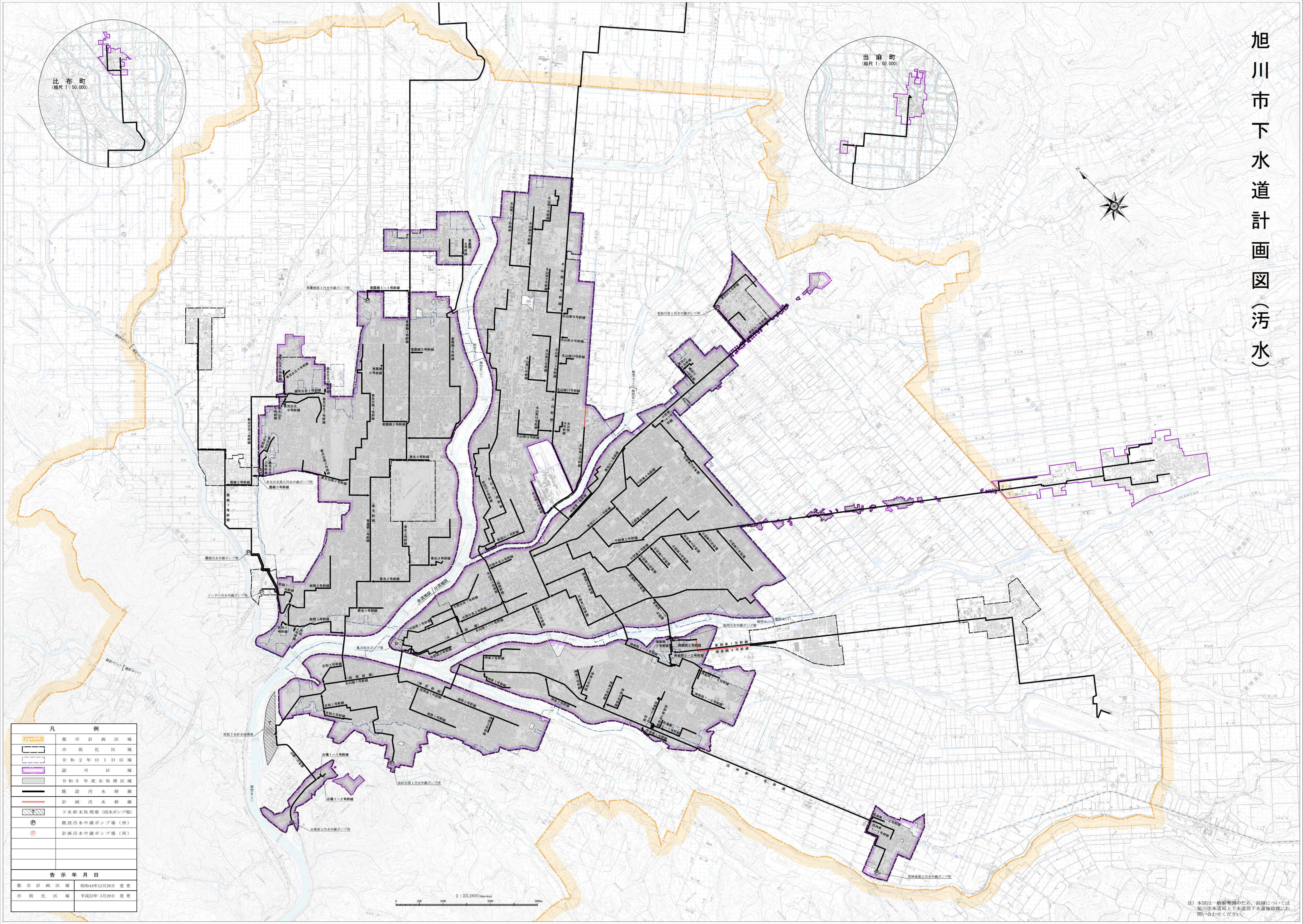

旭川市水道局

第3章　事業の現況

1　事業の推移等

(1) 下水道普及状況等

（各年度末）

	項目＼年度		令和元	2	3	4	5
	市街化区域面積(ha)		7,957	7,957	7,957	7,957	7,957
	市街地面積(ha)		7,896	7,896	8,165	8,165	8,165
	事業計画区域面積(ha)	(A)	8,122.7	8,127.8	8,127.8	8,127.8	8,127.8
	処理区域面積(ha)	(B)	8,055	8,060	8,066	8,068	8,068
	行政区域内人口	(C)	332,610	329,822	326,057	322,527	318,088
	市街地人口 (DID)		313,661	313,661	306,545	306,545	306,545
	処理区域内人口	(D)	322,516	320,615	317,136	313,805	309,591
	排水設備設置済人口	(E)	313,811	311,955	308,590	305,630	301,611
	水洗便所設置済人口	(F)	312,884	311,041	307,683	304,742	300,741
普及状況（%）	処理区域面積 事業計画区域面積	B/A	99.2	99.2	99.2	99.3	99.3
	下水道処理人口普及率	D/C	97.0	97.2	97.3	97.3	97.3
	排水設備設置率	E/D	97.3	97.3	97.3	97.4	97.4
	水洗化率	F/D	97.0	97.0	97.0	97.1	97.1
	排水設備設置済人口 行政区域内人口	E/C	94.3	94.6	94.6	94.8	94.8
	水洗便所設置済人口 行政区域内人口	F/C	94.1	94.3	94.4	94.5	94.5
	総処理水量(㎥) (　):旭川市＋他町		48,885,865 (52,058,101)	47,305,315 (50,344,412)	47,142,508 (50,087,490)	49,422,760 (52,635,044)	47,954,524 51,113,333
	年間汚水量(㎥) (　):旭川市＋他町	(G)	42,474,232 (45,646,468)	39,863,081 (42,902,178)	38,377,772 (41,322,754)	38,000,396 (41,212,680)	37,749,844 40,908,653
	年間雨水量(㎥)		6,411,633	7,442,234	8,764,736	11,422,364	10,204,680
	年間有収汚水量(㎥)	(H)	31,537,622	31,459,563	31,169,555	30,490,132	29,940,429
	１日平均汚水量(㎥)		124,717	117,540	113,213	112,911	111,772
	有 収 率(%)	H/G	74.3	78.9	81.2	80.2	79.3
	排水戸数		161,037	162,213	163,087	164,071	164,676
	管渠延長(m)		1,914,330	1,923,939	1,925,844	1,927,030	1,927,935

(2) 下水道建設事業の推移

① その１

年　度	建設事業費（千円）		処理区域(排水)面積（ha）		管渠延長（m）	
	増　分	累　計	増　分	累　計	増　分	累　計
昭和33	14,659		6		495	
34～35	123,985	138,644	37	43	6,854	7,349
36～40	472,044	610,688	107	150	24,482	31,831
41～45	543,971	1,154,659	78	228	25,270	57,101
46～50	7,340,294	8,494,953	599	827	172,426	229,527
51～55	23,193,512	31,688,465	636	1,463	165,568	395,095
56～60	43,026,519	74,714,984	1,318	2,781	300,882	695,977
61～平成2	38,402,290	113,117,274	1,534	4,315	374,165	1,070,142
平成3～7	41,833,571	154,950,845	1,489	5,804	365,343	1,435,485
8～12	48,521,969	203,472,814	1,521	7,325	319,573	1,755,058
13～17	19,163,363	222,636,177	501	7,826	102,565	1,857,623
18～22	8,685,476	231,321,653	138	7,964	34,065	1,891,688
23	1,915,505	233,237,158	29	7,993	5,828	1,897,516
24	2,134,502	235,371,660	18	8,011	6,348	1,903,864
25	1,662,008	237,033,668	1	8,012	878	1,904,742
26	1,365,156	238,398,824	1	8,013	984	1,905,726
27	1,334,423	239,733,247	1	8,014	282	1,906,008
28	1,158,113	240,891,360	16	8,030	1,423	1,907,431
29	1,269,565	242,160,925	0	8,030	3,598	1,911,029
30	1,473,392	243,634,317	25	8,055	3,134	1,914,163
令和元	1,871,131	245,505,448	0	8,055	167	1,914,330
2	2,740,708	248,246,156	5	8,060	9,609	1,923,939
3	3,779,965	252,026,121	6	8,066	1,905	1,925,844
4	2,950,365	254,976,486	2	8,068	1,186	1,927,030
5	2,204,652	257,181,138	0	8,068	905	1,927,935

② その２

年　度	行政区域		市街地（DID）		処理区域		事業計画区域
	面積（ha）	人口	面積（ha）	人口	面積（ha）	人口	面積（ha）
昭和33	36,477	186,112	―	―	6	(排水)700	455
35	36,477	198,065	1,890	154,604	27	(〃)5,100	455
40	55,385	260,346	2,240	177,579	150	17,800	455
45	68,064	301,748	3,400	214,359	228	25,600	593
50	74,942	323,650	4,490	251,910	827	53,000	1,509
55	74,942	352,682	6,280	300,341	1,463	90,200	4,700
60	74,942	363,235	6,600	312,383	2,781	154,100	4,820
平成2	74,745	359,721	6,600	312,383	4,315	230,000	6,978
7	74,753	361,349	7,030	313,988	5,804	291,479	7,316
12	74,760	361,501	7,500	323,086	7,325	338,583	7,919
17	74,760	357,367	7,789	329,670	7,826	342,067	8,068.4
22	74,760	352,004	7,859	326,780	7,964	339,601	8,081.8
23	74,760	350,511	7,859	326,780	7,993	338,319	8,081.2
24	74,760	349,332	7,895	319,717	8,011	337,453	8,081.2
25	74,760	347,799	7,895	319,717	8,012	336,080	8,081.2
26	74,766	345,917	7,895	319,717	8,013	334,493	8,097.1
27	74,766	343,728	7,895	319,717	8,014	332,665	8,122.7
28	74,766	341,335	7,896	313,661	8,030	330,461	8,122.7
29	74,766	338,558	7,896	313,661	8,030	327,927	8,122.7
30	74,766	335,323	7,896	313,661	8,055	324,948	8,122.7
令和元	74,766	332,610	7,896	313,661	8,055	322,516	8,122.7
2	74,766	329,822	7,896	313,661	8,060	320,615	8,127.8
3	74,766	326,057	8,165	306,545	8,066	317,136	8,127.8
4	74,766	322,527	8,165	306,545	8,068	313,805	8,127.8
5	74,766	318,088	8,165	306,545	8,068	309,591	8,127.8

(3) 下水道整備の推移

① 面積整備経過 (単位 ha)

項目			令和元	2	3	4	5
汚水管渠整備区域	分流式	増 分	0	5	6	2	0
		累 計	7,934	7,939	7,945	7,947	7,947
	合流式	増 分	―	―	―	―	―
		累 計	121	121	121	121	121
	計	増 分	0	5	6	2	0
		累 計	8,055	8,060	8,066	8,068	8,068
雨水管渠整備区域	分流式	増 分	1	7	2	4	4
		累 計	1,881	1,888	1,890	1,894	1,898

② 管渠延長整備経過 (単位 m)

項目			令和元	2	3	4	5
汚水管渠延長	分流式	増 分	△ 8	1,862	1,189	750	331
		累 計	1,551,346	1,553,208	1,554,397	1,555,147	1,555,478
	合流式	増 分	―	―	―	―	―
		累 計	26,756	26,756	26,756	26,756	26,756
	小 計	増 分	△ 8	1,862	1,189	750	331
		累 計	1,578,102	1,579,964	1,581,153	1,581,903	1,582,234
雨水管渠延長	分流式	増 分	175	7,747	716	435	575
		累 計	336,228	343,975	344,691	345,126	345,701
総 延 長		増 分	167	9,609	1,905	1,186	905
		累 計	1,914,330	1,923,939	1,925,844	1,927,030	1,927,935

③　地区別処理区域面積の推移　（単位　ha）

地区＼年度		令和元	2	3	4	5
西	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	229.80	229.80	229.80	229.80	229.80
中　央	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	103.70	103.70	103.70	103.70	103.70
大　成	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	161.60	161.60	161.60	161.60	161.60
東	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	891.50	891.50	891.50	891.50	891.50
東旭川	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	1,074.06	1,074.06	1,074.06	1,074.06	1,074.06
新旭川	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	347.41	347.41	347.41	347.41	347.41
永　山	増　分	0.00	0.00	6.01	1.33	0.00
	累　計	1,175.30	1,175.30	1,181.31	1,182.64	1,182.64
北　星	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	724.58	724.58	724.58	724.58	724.58
春　光	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	939.25	939.25	939.25	939.25	939.25
東鷹栖	増　分	0.00	5.10	0.00	0.00	0.00
	累　計	690.06	695.16	695.16	695.16	695.16
神　居	増　分	0.00	0.00	0.00	0.17	0.00
	累　計	810.90	810.90	810.90	811.07	811.07
神　楽	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	798.89	798.89	798.89	798.89	798.89
西神楽	増　分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	累　計	108.12	108.12	108.12	108.12	108.12
合　計	増　分	0.00	5.10	6.01	1.50	0.00
	累　計	8,055.17	8,060.27	8,066.28	8,067.78	8,067.78

(4) 処理実績

① 亀吉雨水ポンプ場 （単位 ㎥）

項目 ＼ 年度	令和元	2	3	4	5
年間流入水量	214,724	96,142	155,110	460,168	258,636
年間雨水量	214,724	96,142	155,110	460,168	258,636
年間汚水量	－	－	－	－	－
日平均汚水量	－	－	－	－	－
晴天日最大水量	－	－	－	－	－
雨天日最大水量	66,242	57,000	39,204	87,036	66,878

※平成25年9月21日から汚水処理のみ停止。

② 下水処理センター （単位 ㎥）

項目 ＼ 年度	令和元	2	3	4	5
年間流入水量	51,843,377	50,248,270	49,932,380	52,174,876	50,854,697
日平均流入水量	141,649	137,666	136,801	142,945	138,947
晴天日最大水量	154,413	128,308	131,560	123,014	121,925

2　施設の概要

(1) 処理場

①　下水処理センター

住　所	敷地面積	処理方式	供用開始	総事業費（令和5年度末累計）
神居町忠和287番地	265,973㎡	標準活性汚泥法	昭和56年4月	57,449,221千円

主要な施設名	数　量	構　造
流 入 渠	1水路	鉄筋コンクリート造　□2,900×3,250mm
導 入 渠	1水路	鉄筋コンクリート造　□2,300×3,400mm
除塵水路	4水路	鉄筋コンクリート造　幅2.00m
沈 砂 池	4　池	鉄筋コンクリート造（矩形一方向常流式） 幅3.3m×長さ22.0m×有効水深1.482m
ポンプ設備	2　台	2床式立軸渦巻斜流ポンプ　φ500mm
	4　台	2床式立軸渦巻斜流ポンプ　φ700mm
最初沈殿池	9　系	鉄筋コンクリート造（矩形一方向常流式） 幅4.40m×長さ27.25m×有効水深3.40m×4水路/系
	4　台	生汚泥ポンプ(吸込スクリュー付汚泥ポンプ)　φ150mm
反応タンク	7　系	鉄筋コンクリート造（矩形一方向常流式） 幅9.00m×長さ57.00m×有効水深6.00m×2水路/系
	2　系	鉄筋コンクリート造（矩形一方向常流式） 幅9.00m×長さ55.65m×有効水深6.00m×2水路/系
	2　台	多段ターボブロワー　φ350／300mm
	2　台	多段ターボブロワー　φ450／400mm
最終沈殿池	9　系	鉄筋コンクリート造（矩形一方向常流式） 幅4.40m×長さ40.70m×有効水深3.10m×4水路/系
	6　台	余剰汚泥ポンプ（吸込スクリュー付汚泥ポンプ）　φ150mm
	10　台	返送汚泥ポンプ（吸込スクリュー付汚泥ポンプ）　φ250mm
塩素混和池	2　池	鉄筋コンクリート造（矩形迂回流式） 幅2.20m×長さ20.50m×有効水深4.50m×5水路/池
放 流 渠	1　連	放流渠，鉄筋コンクリート造　□2,000×2,000mm
	2　連	吐口樋門，鉄筋コンクリート造　2連□2,000×2,000mm
重力濃縮槽	3　槽	鉄筋コンクリート造（円形放射流式） 円径15.00m×有効水深3.50m
	5　台	濃縮汚泥引抜ポンプ（一軸ねじ式汚泥ポンプ）　φ150mm

主要な施設名	数　量	構　造
機械濃縮機	3　台	横軸遠心濃縮機×1台　ﾍﾞﾙﾄ型ろ過濃縮機×2台
	3　台	余剰汚泥供給ポンプ（一軸ねじ式可変速ポンプ）　φ150
	2　台	濃縮汚泥移送ポンプ（一軸ねじ式可変速ポンプ）　φ150
汚泥消化タンク	6　槽	鉄筋コンクリート造（嫌気性中温消化方式） 円径21.00m×有効水深10.00m×4槽 円径15.00m×有効水深 9.00m×2槽
	1　式 ボイラー (2　基)	加温設備（炉筒煙管式蒸気ボイラー）
ガスタンク	2　基	鋼板製ドライシール　内径19.30m×高さ19.30m
汚泥脱水機	6　台	脱水機（スクリュープレス型）
砂ろ過池	3　池	鉄筋コンクリート造 幅4.30m×長さ5.00m×ろ層厚1.6m（3層）
汚泥焼却炉	1　基	過給式流動汚泥焼却炉　　60t／日
	1　基	流動床式汚泥焼却炉　　60t／日
管理本館	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下2階，地上2階，塔屋2階 建築面積　2,096㎡　延床面積　6,913㎡
中央監視室	1　式	監視制御
	1　式	計算機設備
水処理棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上1階 建築面積　31,147㎡　延床面積　30,631㎡
滅 菌 棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地上1階 建築面積　224㎡　延床面積　224㎡
砂ろ過棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上1階，一部2階 建築面積　602㎡　延床面積　1,177㎡
ブロワー棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上2階 建築面積　600㎡　延床面積　1,291㎡

主要な施設名	数　量	構　造
発電機棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上1階一部2階 建築面積　268㎡　延床面積　645㎡
脱水機棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上2階一部3階 建築面積　2,621㎡　延床面積　4,875㎡
重力濃縮棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上2階 建築面積　786㎡　延床面積　1,089㎡
機械濃縮棟	1　棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上2階 建築面積　760㎡　延床面積　1,544㎡
消化タンク棟	1 棟	（各棟）鉄筋コンクリート造 地下1階，地上1階一部2階 建築面積　413㎡　延床面積　748㎡
脱 硫 棟 （ガス脱硫器）	1　棟 （5　基）	鉄骨造 地上1階 建築面積　124㎡　延床面積　124㎡
余剰ガス燃焼棟 （余剰ガス燃焼装置）	1　棟 （1　基）	鉄筋コンクリート造 地上2階 建築面積　154㎡　延床面積　324㎡
自家発電設備	1　台	1,125kVA（非常用発電機，6気筒ディーゼル）
	1　台	875kVA（ガス発電機，6気筒二元燃料）
脱臭設備	1　式	活性炭吸着，薬液洗浄
配管設備	1　式	鋳鉄管，遠心力鉄筋コンクリート管，ガス管等
下水資源多目的活用センター	1　棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地下1階，地上1階 建築面積　227㎡　延床面積　287㎡
汚泥焼却棟	1　棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地下1階，地上4階，塔屋1階 建築面積　2,099㎡　延床面積　4,765㎡
南汚泥焼却棟	1　棟	鉄筋コンクリート・鉄骨造 地下2階，地上3階 建築面積1,059㎡　延床面積2,031㎡
融 雪 槽	2　槽	鉄筋コンクリート造 融雪量10,000㎥／日又は5,000t／日　（有効容量6,000㎥）

旭川市下水処理センター一般平面図

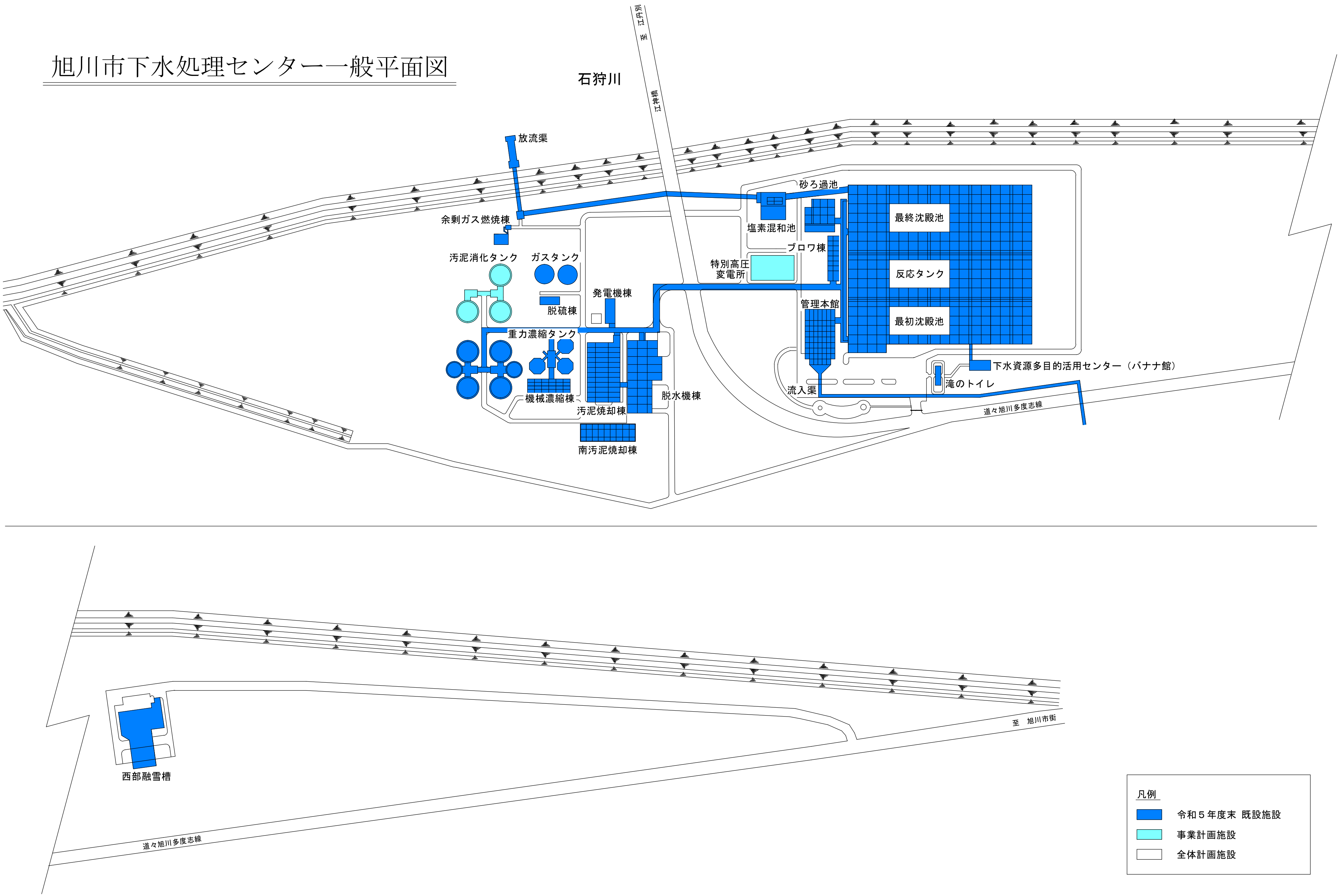

② 消化ガス発電設備

下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスの有効利用を図るため，消化ガス発電システムを導入した。発電した電力は，処理場内で使用する電力の一部に補填している。

ア 沿　　革

昭和58年7月　工事着工
〃 59年4月　供用開始
平成13年8月　更新工事着工
〃 14年4月　更新設備運転開始

イ 発電実績

項目＼年度	令和元	2	3	4	5
発電用ガス消費量 (Nm³)	139,615	131,666	122,535	97,596	155,992
ガス発電量 (kWH)	610,870	579,200	691,430	631,790	935,640
電力自給率 (%)	4.3	4.1	4.8	4.5	6.9
発電日数	144	141	150	150	163
発電時間	957	899	1,064	977	1,409

(2) ポンプ場

① 旭神汚水中継ポンプ場

住　所	敷地面積	建築面積	排水面積	供用開始	総事業費
旭神1条3丁目	559㎡	224.30㎡	123.84ha	平成10年3月	694,444千円

主な施設	数　量	構　造
沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造 幅1.5m×長さ3.5m
汚水ポンプ	3台	水中汚水ポンプ φ250mm 6.3㎥/分・台
ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上1階 建築面積224㎡　延床面積387㎡

② 亀吉雨水ポンプ場（旧亀吉下水終末処理場）

住 所	敷地面積	排水面積	供用開始	総事業費
亀吉1条3丁目	47,573m^2	121.40ha	昭和39年11月 ※	10,247,701千円

※平成26年4月から亀吉雨水ポンプ場に用途変更

主な施設	数量	構 造
流入渠（場外）	1水路	遠心力鉄筋コンクリート管 φ2,100mm
	1水路	遠心力鉄筋コンクリート管 φ1,650mm
導入渠（場内）	1水路	鉄筋コンクリート造 □2,100mm×1,890mm
沈砂池	2池	鉄筋コンクリート造 幅2.6m×長さ12.0m×有効水深1.225m
	2池	鉄筋コンクリート造 幅2.8m×長さ10.0m×有効水深2.227m
	2池	鉄筋コンクリート造 幅2.3m×長さ12.0m×有効水深0.531m
主ポンプ	1台	立軸斜流ポンプ φ700mm 69m^3/分･台
	1台	立軸斜流ポンプ φ1,000mm 120m^3/分･台
	2台	立軸斜流ポンプ φ500mm 35m^3/分･台
	1台	立軸斜流ポンプ φ700mm 70m^3/分･台
	1台	立軸斜流渦巻ポンプ φ400mm 18.0m^3/分･台
	1台	立軸斜流渦巻ポンプ φ400mm 21.5m^3/分･台
	1台	立軸斜流渦巻ポンプ φ600mm 40m^3/分･台
放流渠	1水路	遠心力鉄筋コンクリート管 φ1,800mm
管理本館	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上3階，一部4階 建築面積770m^2 延床面積2,373m^2
沈砂池棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上1階 （沈砂池） 建築面積817m^2 延床面積887m^2 （ポンプ室） 建築面積386m^2 延床面積386m^2
雨水ポンプ棟	1棟	鉄筋コンクリート造 地下1階，地上2階 （沈砂池） 建築面積498m^2 延床面積600m^2 （ポンプ室） 建築面積277m^2 延床面積452m^2
自家用発電機	1台	ディーゼルエンジン 450kVA

3　モデル事業等

(1) 永山せせらぎ通り

〔昭和62年度下水道水緑景観モデル事業（ウォータースクウェアプラン）として採択〕

下水道水緑景観モデル事業は，公共下水道雨水渠や都市下水路等に沿って，植栽や遊歩道，親水性のある水路等により良好な水辺景観を形成することを目的として，昭和62年度に制度化されたモデル事業である。

本市においては全国に先駆けて，昭和62年度に永山2号川上流1号幹線沿い約2,800m（永山6条5丁目～16丁目）の区間においてモデル事業の指定を受けて事業に着手し，平成2年7月に完成した。名称は，市民からの公募により「永山せせらぎ通り」と名付けられ，現在は市民に親しまれる施設となっている。

施設の概要

雨水幹線名	永山2号川上流1号幹線（上部水路工）
施 設 幅	標準　約7.3m
水路断面	標準　2.5m×0.4m
延　　長	約2,800m
施工年度	昭和62年度～平成2年度
付帯施設	照明53灯，広場6か所 遊歩道（幅員1.0m） 植栽（藤棚6基，モミジ，アカマツ，ハイマツ，ツツジ等）

永山せせらぎ通り

(2) 下水資源多目的活用センター

〔平成4年度モデル下水道事業（アピール下水道）として採択〕

本事業は，下水資源の多目的利用を図り下水道事業の効果をアピールすることを目的として，昭和57年度に制度化されたモデル事業である。この事業の採択を受けて，平成6年5月に下水処理センター内に「下水資源多目的活用センター(通称：バナナ館)」が開館した。

下水処理センターでは，下水処理の過程で発生する下水汚泥消化ガスを施設内の暖房，発電，汚泥焼却の燃料として利用しており，そこで発生した余剰熱量を「バナナ館」に送っている。「バナナ館」ではバナナを始めとした熱帯性植物や苗床の花木を育成し，市民に親しまれる下水道施設をめざしている。

施設の概要

構　　造	鉄骨造（温室）鉄筋コンクリート造（地下通路）
延床面積	287㎡（温室220㎡　地下67㎡）
高　　さ	苗床4.9m　熱帯温室8.8m
形　　状	ボルト形〔半丸形〕（苗床）
	アーチ形〔1/4円形〕（熱帯温室）

下水資源多目的活用センター

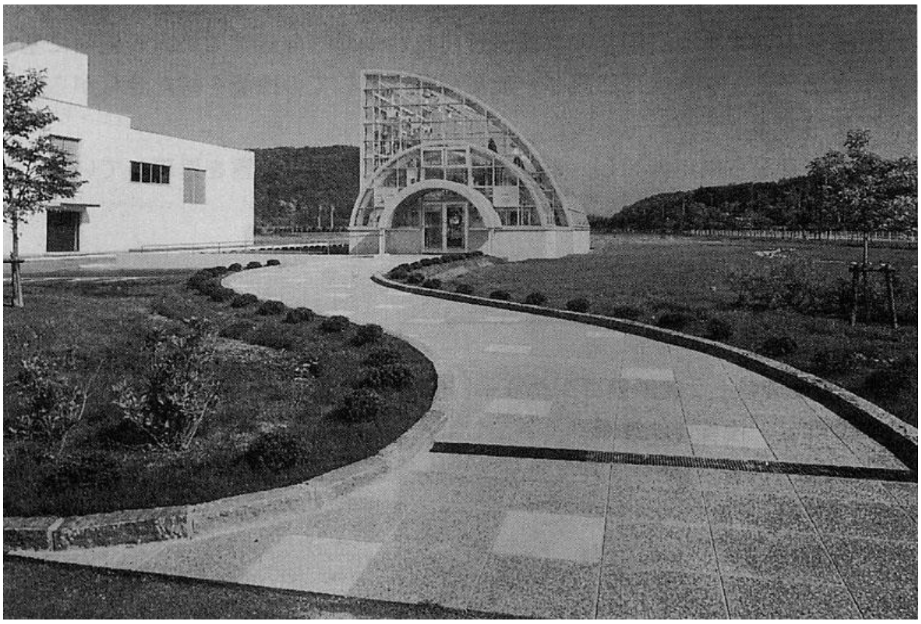

第4回建設大臣賞「いきいき下水道賞」受賞（平成7年9月8日）
－下水道資源利用部門－

(3) 融　雪　槽

下水処理センター

〔平成8年度積雪対策下水道事業として採択〕
本市「総合雪対策基本計画」で位置付けられた効率的な雪処理施設の整備に基づき，大型融雪槽を下水処理センター内に建設し，放流調整池としての機能を持たせながら，冬期間は融雪槽として使用する。
平成10年1月から供用開始した。

施設の概要

融雪槽（放流調整池）		
規　　模	地下2階地上2階鉄筋コンクリート造	
容　　量	6,000㎥　投雪口4箇所	
	（幅10m×長さ47m×深さ6.5m×2槽）	
設備機械	攪拌用ブロワー	2台
	流水ポンプ	3台
	スクリーン設備	1式
	沈殿物搬出設備	1式
融雪能力	10,000㎥／日	

西部融雪槽

4　新市街地開発事業関連公共下水道事業

下水道事業においては，土地区画整理事業，新住宅市街地開発事業，工業団地整備事業等により新たに開発される新市街地（開発面積16ha以上）の造成に併せて，効率的に下水道管渠の布設を行っている。
新市街地開発事業関連公共下水道事業では，総事業費の40%が補助対象事業となっており，本市においては，昭和47年度の神楽岡住宅団地，平成元年度と平成7年度の旭川工業団地（第1期及び第3期）及び平成6年度の旭川リサーチパークが当事業の適用を受けている。

神楽岡住宅団地と旭川リサーチパーク

旭川工業団地

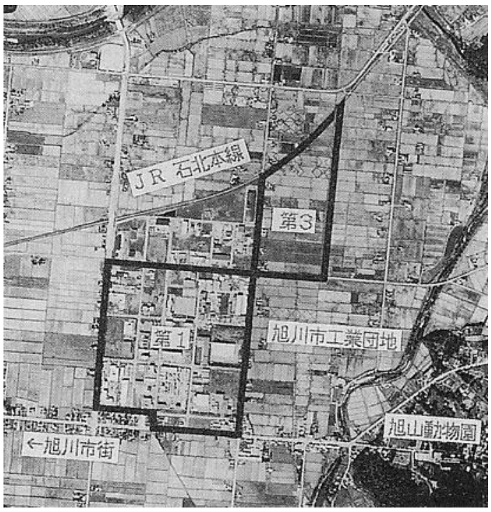

5　管渠の維持

管渠維持業務実績

項目＼年度	令和元	2	3	4	5
管渠清掃業務　（ｍ）	52,418	53,822	52,130	64,202	52,067
閉塞洗浄業務　（箇所）	131	134	119	104	132
マンホール補修工事（箇所）	454	460	519	468	393
公共桝補修工事　（箇所）	1,865	1,414	1,400	1,724	1,034

6　特定事業場監視状況

項目＼年度	令和元	2	3	4	5
特定事業場数	253	255	255	245	240
特定施設設置届出件数	3	4	2	2	3
特定施設使用届出件数	0	0	0	0	0
特定施設廃止届出件数	9	1	2	7	4
特定事業場総排水量　（㎥/日）	7,818.0	7,452.3	6,433.2	5,794.3	5,748.8
特定事業場水質立入検査件数	25	0	0	17	21
特定事業場巡回指導件数	56	0	0	10	31

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，
令和2，3年度は立入検査及び巡回指導を中止

第5編　農 業 集 落 排 水 事 業

第1章　総説・計画

１　沿　　革

農家と非農家が混在する地域において，生活系排水による農業用用水の水質を保全し，生産性の高い農業の確立とトイレの水洗化を図るため，平成9年度から事業に着手し，平成13年6月1日より千代ヶ岡地区の供用を開始した。

平成31年4月から地方公営企業法を適用し，下水道事業会計と統合している。

２　事業計画

(1) 事業名　　千代ヶ岡地区農業集落排水事業

(2) 処理区域　　旭川市西神楽1･2線24･25号並びに西神楽3線23～26号

(3) 事業計画

項目	現況 （令和5年度末）	事業計画 （平成9年度策定）
処理区域面積（ha）	29.1	29.1
処理区域内人口（人）	194	560
処理能力（㎥／日）	184.8	184.8

農業集落排水処理区域図

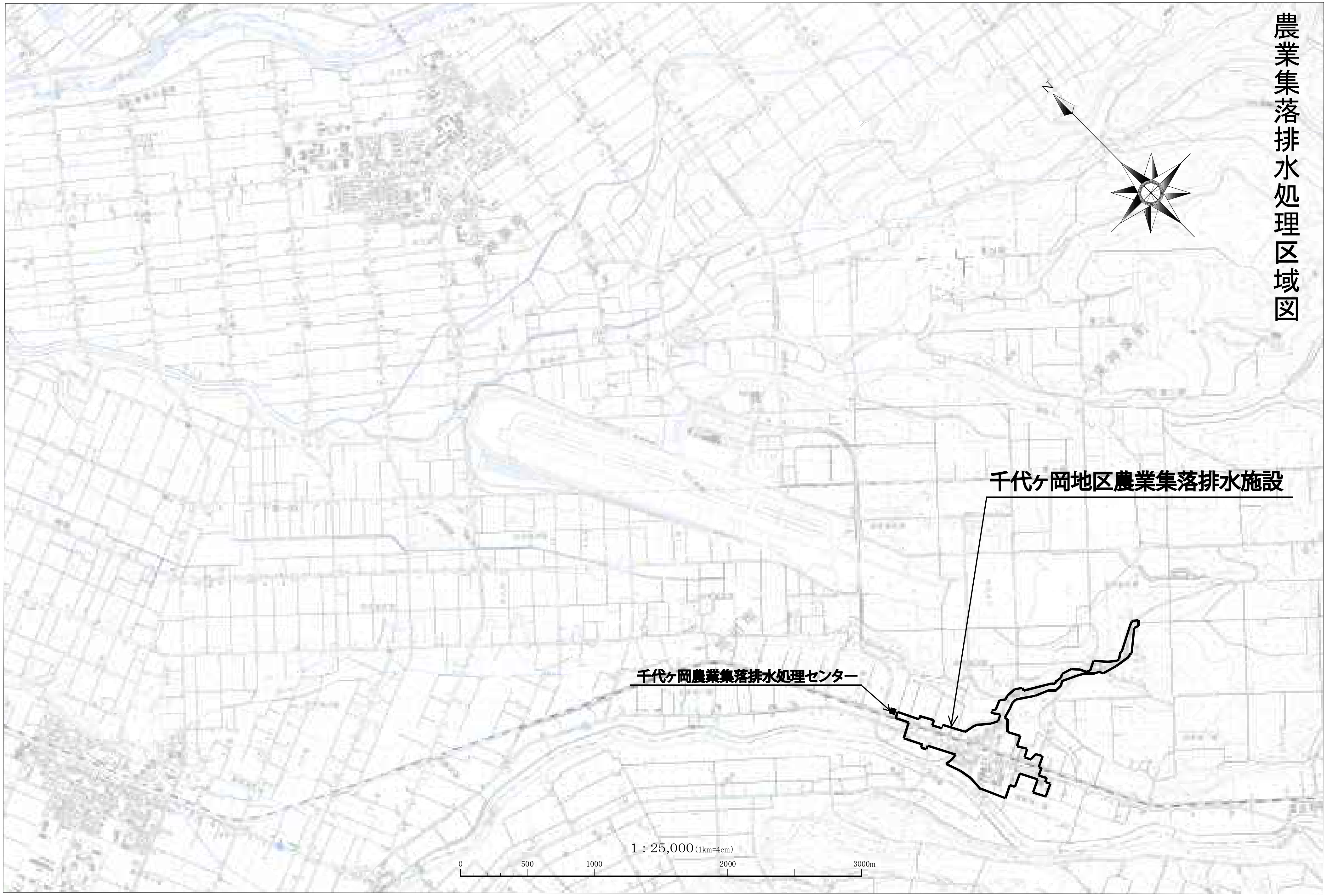

第2章　事業の現況

1　事業の推移等

項目＼年度			令和元	2	3	4	5
処理区域面積（ha）			29.1	29.1	29.1	29.1	29.1
処理区域内人口（人）		(A)	242	232	216	204	194
排水設備設置済人口（人）		(B)	186	172	168	165	165
水洗便所設置済人口（人）		(C)	183	169	165	162	162
普及状況（%）	排水設備設置率	B/A	76.9	74.1	77.8	80.9	85.1
	水洗化率	C/A	75.6	72.8	76.4	79.4	83.5
総処理水量（㎥）			35,090	28,238	27,592	34,379	32,366
年間汚水量（㎥）		(D)	35,090	28,238	27,592	34,379	32,366
年間有収汚水量（㎥）		(E)	11,809	11,092	10,712	10,497	10,375
1日平均汚水量（㎥）			96	77	76	94	88
有収率（%）		E/D	33.7	39.3	38.8	30.5	32.1
排水戸数（戸）			131	133	132	132	132
管渠延長（m）			6,461	6,461	6,461	6,471	6,471

2　施設の概要（処理場）

千代ヶ岡農業集落排水処理センター

住　所	敷地面積	処　理　方　式	供用開始	総事業費（令和5年度末累計）
旭川市西神楽3線23号	1,760㎡	JARUS-XIV（連続流入間欠曝気方式）	平成13年6月	301,338千円

主要な施設名	数　量	構　　　造
ばっ気沈砂槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅1.2m×長さ1.2m×有効水深1.5m
原水ポンプ槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅3.4m×長さ2.0m×有効水深1.0m
	2台	原水ポンプ（着脱式） φ65mm
	1台	非常用原水ポンプ（エンジン式） φ50mm
流量調整槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅4.5m×長さ4.5m×有効水深2.5m
ばっ気槽第１・２室	2槽	鉄筋コンクリート造 幅4.5m×長さ4.5m×有効水深4.5m
沈殿槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅4.5m×長さ4.5m×有効水深3.3m
散水ポンプ槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅1.2m×長さ1.2m×有効水深1.0m
消毒槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅1.2m×長さ1.9m×有効水深0.8m
汚泥濃縮槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅1.3m×長さ1.3m×有効水深2.5m
汚泥貯留槽	1槽	鉄筋コンクリート造 幅2.4m×長さ3.1m×有効水深4.0m

千代ヶ岡農業集落排水処理センター　一般平面図

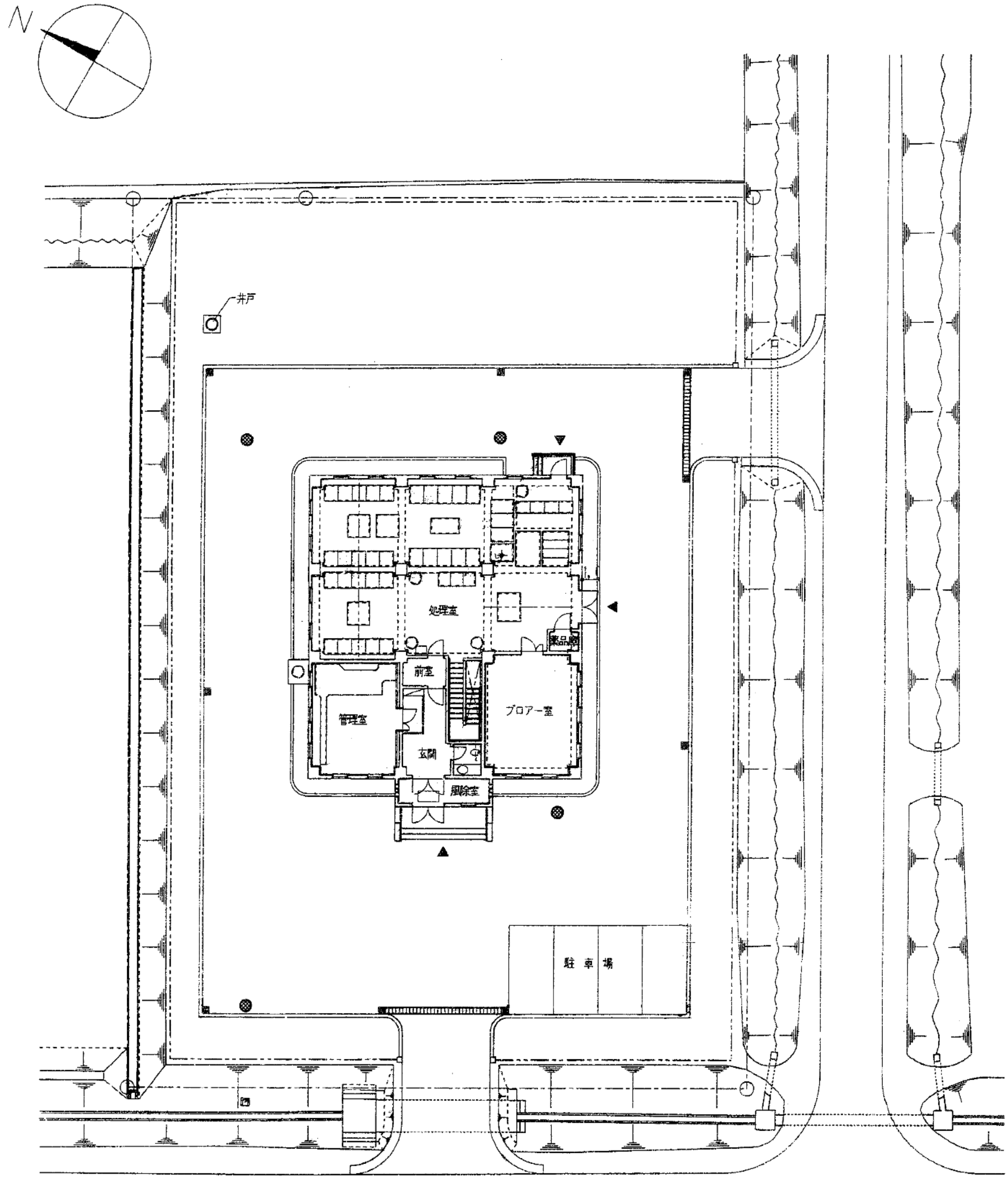

第6編　下水道のあゆみ

1　下水道のあゆみ

年	下水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
昭和 31	市街地の実態調査	
32	全体計画策定	
33	亀吉下水終末処理場　下水道築造第1期工事として下水道法の許可を受ける 管渠工事着工	
34	亀吉下水終末処理場　築造工事着工 亀吉下水終末処理場　都市計画法の決定，認可を受ける 亀吉下水終末処理場　認可変更，簡易処理法を中級処理法に変更	建設部建設課下水道係から水道部下水道課下水道係へ
35		旭川市水道事業管理者に対する事務委任規則の制定
36		永山町合併
37	亀吉下水終末処理場　高速散水ろ床施設完成	
38		旭川市下水道条例の制定 東旭川町合併
39	下水道使用料徴収開始 亀吉下水終末処理場　簡易処理施設　1系列10,200㎥／日運転開始	旭川市下水道条例施行規則の制定
40	旭川市公共下水道事業に地方公営企業法を適用	
41		旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の制定
42	亀吉下水終末処理場　中級処理施設　1系列10,200㎥／日稼動	旭川市水洗便所改造及び排水設備改造資金貸付規程の制定
43	亀吉下水終末処理場　認可変更，中級処理法を高級処理法に変更	神楽町合併
45	「旭川市下水道建設促進懇話会」に対して諮問	隔月検針徴収全面実施 水道局庁舎一部焼失 水道局庁舎別館完成
46	牛朱別川伏越し管渠工事完成 亀吉下水終末処理場　高級処理施設工事着工 神楽岡団地汚水中継ポンプ場　運転開始	東鷹栖町合併 旭川市下水道事業受益者負担に関する条例の制定 第1回旭川市下水道促進週間（以後毎年９月実施）
47	受益者負担金　第1負担区設定 流通団地整備完了（約115.0ha）	下水道及び道路側溝整備連絡協議会要綱の制定
48	受益者負担金徴収開始 開発行為による下水道設備の引継(約24.0ha，汚水管約5.9km) 亀吉下水終末処理場　認可変更　処理能力30,600㎥／日→77,200㎥／日 亀吉下水終末処理場　高級処理施設　1系列10,200㎥／日稼動 神楽岡住宅団地造成完了（46～48年度）（新市街地事業約94.0ha）	口座振替開始 旭川市排水設備指定工事店規程の制定 旭川市下水道等工事主任技術者規程の制定
49	東鷹栖団地下水道施設の寄附採納（約24.0ha，汚水管約6.3km，雨水管約8.7km） 亀吉下水終末処理場　高級処理施設　2系列20,400㎥／日稼動	水道局庁舎建設着工
50	東部地域の浸水対策として雨水管渠の整備を推進 亀吉下水終末処理場　高級処理施設　3系列30,600㎥／日稼動	水道局庁舎完成
51	西部下水終末処理場　都市計画法の決定 全体計画の変更策定 （近隣5町　鷹栖，東神楽，当麻，比布，東川との旭川広域圏下水道計画策定） 亀吉下水終末処理場　認可変更　処理能力77,200㎥／日→52,000㎥／日 西部下水終末処理場　下水道法の認可 西部下水終末処理場　都市計画法の認可 西部下水終末処理場　築造工事着工	

年	下水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
昭和 52	下水道使用料改定（52年度のみ特例使用料適用） 「旭川広域圏下水道協議会」発足 市街化区域編入区域のうち約333haについて下水道施設（汚水管渠）の設置を義務づける 西部幹線水路トンネル築造工事着工 亀吉下水終末処理場 高級処理施設45,000㎥／日稼動 中級処理施設 7,000㎥／日稼動	
53	西部幹線忠別川横断函渠築造工事着工 開発行為等に伴う寄附採納（約14.0ha，汚水管約4.2km，雨水管約10.4km） 豊岡第3区画整理下水道事業完了（49～53年度）	旭川市道路工事等連絡調整会議会則の制定
54	旭川市下水道促進協力会の発足 西部幹線水路トンネル完成 合流式排除区域約127haの下水道整備完了 開発行為等に伴う寄附採納（約58.0ha，汚水管約15.0km，雨水管約0.1km）	
55	西部幹線忠別川横断函渠完成 春光幹線石狩川横断函渠築造工事着工 開発行為等に伴う寄附採納（約57.1ha，汚水管約9.6km）	
56	「旭川広域圏下水道に関する協定」調印締結 西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 西部下水終末処理場　高級処理施設運転開始 中央幹線管渠築造工事着工 開発行為等に伴う寄附採納（約11.4ha，汚水管約2.8km，雨水管約3.2km）	自主納付制実施（集金廃止） 電算導入
57	春光幹線石狩川横断函渠完成 亀吉下水終末処理場　高級処理施設　45,000㎥／日処理体制とする 西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 受益者負担金　第2負担区設定 東神楽町と接続合併処理開始 開発行為等に伴う寄附採納（約47.8ha，汚水管約3.0km，雨水管約1.8km）	
58	西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 開発行為等に伴う寄附採納（約75.0ha，汚水管約15.5km，雨水管約0.1km）	
59	下水道使用料改定 開発行為等に伴う寄附採納（約81.1ha，汚水管約18.7km，雨水管約14.7km）	
60	神居幹線美瑛川横断函渠完成 開発行為等に伴う寄附採納（約44.9ha，汚水管約8.4km，雨水管約2.2km）	検針業務委託
61	鷹栖町と接続合併処理開始 開発行為等に伴う寄附採納（約65.9ha，汚水管約14.8km，雨水管約4.2km）	
62	受益者負担金　第3負担区設定 下水道水緑景観モデル事業採択 西部下水終末処理場　場内トイレの設置 開発行為等に伴う寄附採納（約24.3ha，汚水管約4.8km，雨水管約5.5km）	公共下水道計画区域外の公共下水道利用に係る取扱要綱の制定
63	西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 下水道使用料改定 当麻町と接続合併処理開始 開発行為等に伴う寄附採納（45.5ha，汚水管約8.8km，雨水管約5.5km）	旭川市下水道等工事主任技術者規程の廃止 西部下水終末処理場 場内トイレが日本トイレ協会「グッドトイレ10」に入選

年	下水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
平成 元	下水道使用料改定（消費税相当額） 比布町と接続合併処理開始 開発行為等に伴う寄附採納（16.0ha，汚水管約3.7km，雨水管約12.7km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （予定処理区域，計画処理人口の変更） 「下水道30年のあゆみ」発刊
2	下水道水緑景観モデル事業「永山せせらぎ通り」（永山2号川上流1号幹線）完成 積雪対策下水道事業採択（融雪槽） 開発行為等に伴う寄附採納（約41.1ha，汚水管約9.1km，雨水管約7.3km）	
3	西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 下水道使用料改定（消費税相当額凍結） 受益者負担金　第4負担区設定 開発行為等に伴う寄附採納（約34.8ha，汚水管約7.3km，雨水管約19.6km）	
4	旭川工業団地（第1期）造成完了（元～3年度）（新市街地事業約60.0ha） 下水道使用料改定 モデル下水道事業（アピール下水道）採択　（下水資源多目的活用センター） 亀吉融雪槽運転開始 開発行為等に伴う寄附採納（約70.4ha，汚水管約8.8km，雨水管約7.9km）	
5	開発行為等に伴う寄附採納（約61.2ha，汚水管約15.2km，雨水管約15.5km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （予定処理区域の変更）
6	西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 開発行為等に伴う寄附採納（約15.1ha，汚水管約2.8km，雨水管約3.6km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （予定処理区域，計画処理人口の変更）
7	旭川リサーチパーク造成完了（5～6年度）（新市街地事業約16.0ha） 亀吉下水終末処理場　ポンプ場増設 下水道使用料改定（消費税相当額凍結解除） 開発行為等に伴う寄附採納（約19.4ha，汚水管約5.4km，雨水管約5.1km）	第4回建設大臣賞「いきいき下水道賞」受賞 （下水資源多目的活用センター）
8	西部下水終末処理場　汚泥焼却施設80t／日完成 下水道使用料改定 受益者負担金　第5負担区設定 西部下水終末処理場　汚泥焼却施設運転開始 積雪対策下水道事業採択（融雪槽） 開発行為等に伴う寄附採納（約81.0ha，汚水管約17.0km，雨水管約15.2km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （予定処理区域，計画処理人口の変更） 第5回建設大臣賞「いきいき下水道賞」受賞 （旭川市下水道促進協力会）
9	旭川工業団地（第3期）造成完了（7～8年度）（新市街地事業　約21.0ha） 下水道使用料改定(消費税及び地方消費税相当額) 開発行為等に伴う寄附採納（約7.0ha，汚水管約4.4km，雨水管約4.6km）	
10	西部融雪槽運転開始 旭神汚水中継ポンプ場　運転開始 開発行為等に伴う寄附採納（約39.0ha，汚水管約9.0km，雨水管約8.9km）	ハンディターミナル導入 旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （予定処理区域，計画処理人口，晴天日最大処理能力の変更）
11	西部下水終末処理場　高級処理施設　1系列18,000㎥／日完成 開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約1.4km，雨水管約3.2km）	「上下水道事業懇話会」設置 水道局広報紙「こんにちは水道局です」発刊

年	下水道事業の実施状況	旭川市・水道局の主なできごと
平成 12	西部下水終末処理場から下水処理センターに名称変更 受益者負担金　第6負担区設定 開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約1.3km，雨水管約1.1km）	休止開栓業務委託 水道サービスセンター設置
13	下水処理センター　汚泥焼却施設60t／日完成 下水道使用料改定 開発行為等に伴う寄附採納（約1.0ha，汚水管約1.1km，雨水管0.9km）	
14	開発行為等に伴う寄附採納（約2.5ha，汚水管約1.4km，雨水管1.0km）	水道局ホームページの開設 旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の制定
15	東川町と接続　合併処理開始 開発行為等に伴う寄附採納（約4.7ha，汚水管約1.6km，雨水管0.6km）	小中学校出前授業開始
16	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約1.0km，雨水管0.4km）	受付業務及び検針に伴う調査業務委託 コンビニ収納開始 インターネット受付開始
17	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約10.8km，雨水管1.0km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （予定処理区域，計画処理人口，晴天日最大処理能力の変更）
18	開発行為等に伴う寄附採納（約25.0ha，汚水管約5.6km）	
19	開発行為等に伴う寄附採納（約7.3ha，汚水管約2.5km，雨水管約0.2km）	
20	開発行為等に伴う寄附採納（約6.3ha，汚水管約2.4km，雨水管約0.1km）	お客様センターの設置 「旭川の下水道５０年のあゆみ」発刊
21	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.2km）	
22	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.3km）	
23	開発行為等に伴う寄附採納（約7.6ha，汚水管約2.8km）	
24	下水処理センター　高級処理施設 1系列18,000㎥／日完成 開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.1km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （計画処理人口，晴天日最大処理能力の変更）
25	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.2km，雨水管約0.1km）	クレジット収納開始
26	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.2km，雨水管約0.3km） 下水処理センター　高級処理施設 1系列18,000㎥／日完成 亀吉下水終末処理場から亀吉雨水ポンプ場に事業計画変更 下水道使用料改定（消費税及び地方消費税相当額）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （計画処理人口，晴天日最大処理能力の変更） 旭川市下水道事業受益者分担金に関する条例の一部改正 （処理区域の追加）
27	開発行為等に伴う寄附採納（雨水管約0.1km）	
28	開発行為等に伴う寄附採納（雨水管約0.2km）	旭川市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （計画処理人口，晴天日最大処理能力の変更）
29	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.1km）	
30	開発行為等に伴う寄附採納 （約25.6ha，汚水管約0.8km，雨水管約1.0km）	
令和 元	下水道事業会計と農業集落排水事業会計を併せて下水道事業会計に統合 開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.2km） 下水道使用料改定（消費税及び地方消費税相当額）	農業集落排水事業に地方公営企業法の全部を適用 モバイル決済開始 「上下水道事業審議会」設置（「上下水道事業懇話会」廃止）
2	開発行為等に伴う寄附採納 （汚水管約1.7km，雨水管約6.9km）	
3	開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.1km）	旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正 （計画処理人口，晴天日最大処理能力の変更）
4	下水道使用料改定 開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.4km）	
5	下水処理センター　汚泥焼却施設60t／日完成 開発行為等に伴う寄附採納（汚水管約0.1km）	

第７編　上・下水道の普及及び促進

1 広 報 活 動

(1) 水道週間

水道の現状や課題について理解を深め，今後の水道事業の取組について協力を得るため，「水道週間」を設け関係者が連携して広報活動等の運動を重点的に実施するものである。

① 期　間　　6月1日～6月7日
② 主な行事　ポスター掲示，広報マグネットシートの公用車への掲示

(2) 旭川市下水道月間

下水道について国民の理解と関心を深め，下水道の普及とその十分な活用を促進する目的で毎年9月10日を「下水道の日」としているが，本市においてもこれにあわせ「旭川市下水道月間」（昭和46年度～61年度までは促進週間）を設定し広報活動を実施している。

① 期　間　　9月1日～9月30日
② 主な行事　ポスター掲示，広報マグネットシートの公用車への掲示

(3) ホームページ

水道局ホームページ（スマートフォン，外国語に対応）を開設し，断水や水質情報，給水・排水装置，料金・使用料，上下水道事業の概要，経営と財政状況などを掲載しているほか，旭川の上下水道をわかりやすく紹介した子供向けホームページにより情報提供している。また，ホームページから水道・下水道管路閲覧サービスや上下水道の使用開始・休止などのインターネット受付も行っている。

① 開設日　　平成14年3月15日

(4) ソーシャルメディア

即時性や双方向性等のソーシャルメディアの特徴を活かした広報活動等の充実を図るため，フェイスブックとX（旧ツイッター）の水道局公式アカウントを開設し，上下水道事業に関する様々な情報提供等を行っている。

(5) 出前授業

日常生活に欠かすことのできない水道・下水道についての理解を深め，その仕組みを学んでもらうため，市内の小学校，シニア大学及び百寿大学などへの出前授業を行っている。

① 開始年度　平成15年度
② 実施状況

区分＼年度	令和元	2	3	4	5
団体数	20	2	0	9	14
人数	943	41	0	180	539

※令和2年度から実施している小学校への出前授業データ提供の数は含んでいない。
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，令和3年度は実施見合せ

(6) 施設見学

水道局の施設を見学し体験することで浄水・下水処理の仕組みを学んでもらうため，施設を開放している。

① 見学者数

区分＼年度	令和元	2	3	4	5
石狩川浄水場	1,495	0	0	0	466
忠別川浄水場	730	0	0	0	606
下水処理センター	773	0	0	160	438

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため，令和2，3，4年度は見学の受入を中止

2 上下水道事業審議会

水道事業等及び下水道事業の運営等に関する事項を審議する。

① 任　期　　2年

② 施行日　　平成31年4月1日

③ 開催状況

区分＼年度	令和元	2	3	4	5
開催数	6	2	5	0	5
委員数	13(1)	13(1)	15(3)	15(3)	13(1)

（　）は一般公募で内数

3　給水・排水工事指定店制度

指定店とは，給水装置工事及び排水設備工事を施行するにあたり，法令に基づき，旭川市水道事業管理者が指定した者をいう。

指定店は，適正な工事を行う技術能力と市民の求める信用を保有していなければならない。

これは，給排水設備工事が適正でなければ，使用する市民の生活に直接影響を及ぼすことがある等の理由によるものであり，指定店は，法令に定める事項について確実に履行する責務がある。

(1)　工事指定店登録数

給水工事指定店	98社	令和6年3月末現在
排水工事指定店	66社	

(2)　工事指定店の要件

①　給水工事指定店

ア　事業所に給水装置工事主任技術者を置いていること。
イ　工事の施工に必要な機械・器具を有していること。
ウ　承認を取消された指定店は，取消された日から2年経過していること。

②　排水工事指定店

ア　建設業法第3条第1項の規定による管工事業の許可を受けていること。
イ　旭川市水道事業給水条例第5条第1項に規定する給水工事指定店であること。
ウ　北海道の区域に排水設備工事の事業を行う事業所を有していること。
エ　事業所に排水設備工事責任技術者を置いていること。
オ　工事の施工に必要な機械・器具を有していること。
カ　承認を取消された指定店は，取消された日から2年経過していること。

4　給水装置，排水設備工事

(1)　給水装置，排水設備工事件数調（簡易水道を含む）

工種	年度	令和元	2	3	4	5
給水装置	新　設	1,586	1,675	1,871	1,341	1,257
	改　造	632	553	615	570	484
	臨　時	36	31	24	30	27
	合　計	2,254	2,259	2,510	1,941	1,768
排水設備	新　設	1,727	1,760	1,932	1,409	1,304
	改　造	447	386	396	364	241
	合　計	2,174	2,146	2,328	1,773	1,545

(2)　給水装置工事設計審査及び工事検査手数料

工事の内容		手数料（メーター１個につき）
新設工事	メーターの口径が40ミリメートル以上	22,700円
	メーターの口径が40ミリメートル未満	14,500円
改造工事		7,000円
簡易な改造工事		2,000円

5　下水道の普及促進

普及対策として，下水道の目的，役割，水洗化の効用等広く市民に理解を得ることを基本とし，パンフレットの配布，個別訪問等を行うとともに，改造資金の援助措置や，市民サービスの向上のため工事指定店の指導などを行って普及促進を図っている。

(1) 排水設備の設置等

公共下水道の整備の促進や目的の達成のために，下水道法第10条第1項では公共下水道排水区域内での排水設備の設置を義務付けており，また，旭川市下水道条例施行規程第4条では，排水設備の設置期限を，公共下水道の供用開始の公示後6か月以内と規定している。

(2) 水洗便所への改造義務等

下水道法第11条の3では，公共下水道処理区域内に設けられているくみ取り便所は，供用開始の公示後3年以内に公共下水道に連結された水洗便所に改造することを義務付けており，また，建築基準法第31条では，処理区域内で新築や改築等を行う建物の便所は水洗便所でなければならないと規定している。

(3) 水洗便所改造及び排水設備改造資金の融資あっせん制度

公共下水道の利用促進を図るため，既設くみ取り便所の水洗化及び排水設備改造に必要な資金の融資をあっせんする制度である。水洗便所改造資金については昭和42年度から，排水設備改造資金については昭和52年度から実施し，下水道の早期利用の便宜を図っている。

①　あっせんを申し込める方

ア　公共下水道に接続可能な区域に住宅を所有する方又は住宅の所有者の同意を得た使用者若しくは管理人で，旭川市のほか水道局が定めた市や町に住所があること。

イ　市税，下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金を滞納していないこと。

ウ　融資を受けようとする資金の償還について十分な支払能力を有すると認められる方。

エ　未成年者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

オ　確実な連帯保証人があること。

②　融資あっせん額及び返済方法

改造別	あっせん額	返済方法		利　息
		月　額 (60回の場合)	回　数	
水洗改造（排水改造含む）	43万円以内	7,200円	60回以内 （毎月均等払い）	無利息
排　水　改　造	12万円以内	2,000円		

③　融資あっせん件数

年度 改造別	昭和42～ 平成29	令和元	2	3	4	5
水洗便所改造	46,139	3	4	5	2	0
排水設備改造	5,269	1	0	0	0	1

第8編　財　　　　務

【簡易水道事業と農業集落排水事業の取扱いについて】

平成31年4月に簡易水道事業と農業集落排水事業に地方公営企業法の適用を行ったことに伴い，簡易水道事業は水道事業会計に，農業集落排水事業は下水道事業会計にそれぞれ会計統合を行った。

そのため，各会計の財務状況を表す各表（貸借対照表，損益計算書など）の数値には，簡易水道事業と農業集落排水事業の数値をそれぞれ含んでいる。

第1章　水道事業会計

1　財務状況

(1) 貸借対照表

科目＼年度	令和元 金　額(円)	令和元 構成比(%)	2 金　額(円)	2 構成比(%)
1 固　定　資　産	53,006,382,374	97.3	53,098,185,135	98.0
(1) 有形固定資産	47,457,350,255	87.1	47,733,450,030	88.1
土　地	619,018,094	1.1	619,018,094	1.1
建　物	497,107,651	0.9	490,133,291	0.9
減価償却累計額	△ 333,014,453	△ 0.6	△ 337,848,232	△ 0.6
建物附属設備	326,749,076	0.6	326,749,076	0.6
減価償却累計額	△ 167,810,879	△ 0.3	△ 177,737,031	△ 0.3
構築物	83,545,459,962	153.3	84,964,022,524	156.8
減価償却累計額	△ 42,994,335,332	△ 78.9	△ 44,630,348,278	△ 82.4
機械及び装置	14,472,911,756	26.6	15,124,882,199	27.9
減価償却累計額	△ 8,593,496,900	△ 15.8	△ 8,749,363,392	△ 16.1
車両及び運搬具	41,823,490	0.1	42,948,490	0.1
減価償却累計額	△ 31,948,931	△ 0.1	△ 34,184,217	△ 0.1
器具及び備品	170,507,280	0.3	165,496,280	0.3
減価償却累計額	△ 133,444,551	△ 0.2	△ 131,079,137	△ 0.2
建設仮勘定	37,823,992	0.1	60,760,363	0.1
(2) 無形固定資産	5,535,732,119	10.2	5,351,435,105	9.9
電話加入権	3,868,600	0.0	3,868,600	0.0
ダム使用権	5,531,863,519	10.2	5,347,566,505	9.9
(3) 投資その他の資産	13,300,000	0.0	13,300,000	0.0
出資金	13,300,000	0.0	13,300,000	0.0
2 流　動　資　産	1,488,782,369	2.7	1,071,795,918	2.0
(1) 現金預金	311,717,001	0.6	256,311,409	0.5
(2) 未収金	526,778,039	1.0	689,354,192	1.3
貸倒引当金	△ 18,710,190	△ 0.1	△ 35,523,226	△ 0.1
(3) 貯蔵品	168,997,519	0.3	161,653,543	0.3
(4) 短期貸付金	500,000,000	0.9	―	―
(5) 前払金	―	―	―	―
資　産　合　計	54,495,164,743	100.0	54,169,981,053	100.0

（各年度末，税抜）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
53,475,775,011	98.5	53,386,833,305	98.6	54,341,159,238	97.8
48,295,168,773	89.0	48,389,880,243	89.4	49,527,177,948	89.2
619,018,094	1.1	619,018,094	1.2	619,018,094	1.2
490,133,291	0.9	490,133,291	0.9	490,133,291	0.9
△ 348,290,690	△ 0.6	△ 355,560,197	△ 0.7	△ 362,829,704	△ 0.7
374,674,480	0.7	394,902,657	0.7	399,271,959	0.8
△ 179,761,376	△ 0.3	△ 193,028,368	△ 0.4	△ 207,350,323	△ 0.4
86,769,873,444	159.8	88,706,549,401	163.9	91,098,874,967	164.0
△ 46,306,983,290	△ 85.3	△ 47,973,788,957	△ 88.6	△ 49,648,276,692	△ 89.4
15,711,959,691	29.0	15,888,071,434	29.4	16,404,389,495	29.5
△ 8,945,246,646	△ 16.5	△ 9,392,516,640	△ 17.4	△ 9,737,382,075	△ 17.5
42,991,490	0.1	42,991,490	0.1	42,991,490	0.1
△ 34,124,823	△ 0.1	△ 36,308,515	△ 0.1	△ 37,967,135	△ 0.1
168,758,961	0.3	171,396,461	0.3	176,372,461	0.3
△ 134,966,017	△ 0.2	△ 124,992,240	△ 0.2	△ 122,822,377	△ 0.2
67,132,164	0.1	153,012,332	0.3	412,754,497	0.7
5,167,306,238	9.5	4,983,653,062	9.2	4,800,681,290	8.6
3,868,600	0.0	3,868,600	0.0	3,868,600	0.0
5,163,437,638	9.5	4,979,784,462	9.2	4,796,812,690	8.6
13,300,000	0.0	13,300,000	0.0	13,300,000	0.0
13,300,000	0.0	13,300,000	0.0	13,300,000	0.0
814,518,637	1.5	758,365,978	1.4	1,223,996,923	2.2
61,810,984	0.1	44,900,741	0.1	384,190,353	0.7
620,433,712	1.2	569,545,219	1.1	611,339,103	1.1
△ 27,696,278	△ 0.1	△ 25,881,001	△ 0.1	△ 23,742,688	△ 0.0
159,970,219	0.3	169,801,019	0.3	193,310,155	0.3
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	58,900,000	0.1
54,290,293,648	100.0	54,145,199,283	100.0	55,565,156,161	100.0

科目＼年度	令和元		2	
	金 額(円)	構成比(%)	金 額(円)	構成比(%)
3 固 定 負 債	28,224,137,938	51.8	27,294,067,697	50.4
(1) 企業債	27,472,739,035	50.4	26,606,558,327	49.1
(2) 引当金	751,398,903	1.4	687,509,370	1.3
4 流 動 負 債	2,764,643,547	5.1	2,809,007,490	5.2
(1) 企業債	2,544,523,734	4.7	2,616,080,708	4.8
(2) 未払金	150,724,358	0.3	128,785,467	0.3
(3) 預り金	10,315,850	0.0	7,889,279	0.0
(4) 引当金	59,079,605	0.1	56,252,036	0.1
5 繰 延 収 益	6,936,676,382	12.7	6,737,441,749	12.4
(1) 長期前受金	17,363,884,561	31.8	17,474,650,634	32.2
収益化累計額	△ 10,427,208,179	△ 19.1	△ 10,737,208,885	△ 19.8
負 債 合 計	37,925,457,867	69.6	36,840,516,936	68.0
6 資 本 金	15,820,664,751	29.0	16,388,312,066	30.2
7 剰 余 金	749,042,125	1.4	941,152,051	1.8
(1) 資本剰余金	36,434,072	0.1	36,434,072	0.1
受贈財産評価額	29,269,293	0.1	29,269,293	0.1
国道補助金	726,575	0.0	726,575	0.0
工事負担金	6,438,204	0.0	6,438,204	0.0
(2) 利益剰余金(欠損金△)	712,608,053	1.3	904,717,979	1.7
当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金△)	712,608,053	1.3	904,717,979	1.7
資 本 合 計	16,569,706,876	30.4	17,329,464,117	32.0
負 債 資 本 合 計	54,495,164,743	100.0	54,169,981,053	100.0

（各年度末，税抜）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
26,691,240,663	49.2	26,176,506,935	48.3	26,945,352,289	48.5
26,029,003,910	48.0	25,510,901,004	47.1	26,274,338,171	47.3
662,236,753	1.2	665,605,931	1.2	671,014,118	1.2
3,093,696,421	5.7	2,915,398,505	5.4	2,714,770,783	4.9
2,714,454,417	5.0	2,620,202,906	4.9	2,530,062,833	4.6
318,724,856	0.6	236,517,779	0.4	124,193,857	0.2
9,253,597	0.0	7,809,697	0.0	8,266,162	0.0
51,263,551	0.1	50,868,123	0.1	52,247,931	0.1
6,507,980,315	12.0	6,313,794,935	11.7	6,131,638,813	11.0
17,571,786,055	32.4	17,696,974,638	32.7	17,820,327,414	32.0
△ 11,063,805,740	△ 20.4	△ 11,383,179,703	△ 21.0	△ 11,688,688,601	△ 21.0
36,292,917,399	66.9	35,405,700,375	65.4	35,791,761,885	64.4
17,019,059,804	31.3	17,569,838,045	32.4	18,078,918,177	32.5
978,316,445	1.8	1,169,660,863	2.2	1,694,476,099	3.1
36,434,072	0.1	36,434,072	0.1	36,434,072	0.1
29,269,293	0.1	29,269,293	0.1	29,269,293	0.1
726,575	0.0	726,575	0.0	726,575	0.0
6,438,204	0.0	6,438,204	0.0	6,438,204	0.0
941,882,373	1.7	1,133,226,791	2.1	1,658,042,027	3.0
941,882,373	1.7	1,133,226,791	2.1	1,658,042,027	3.0
17,997,376,249	33.1	18,739,498,908	34.6	19,773,394,276	35.6
54,290,293,648	100.0	54,145,199,283	100.0	55,565,156,161	100.0

(2) 損益計算書

科目＼年度	令和元 金　額(円)	令和元 構成比(%)	2 金　額(円)	2 構成比(%)
1　水道事業収益　　　A	5,661,905,361	100.0	5,645,413,777	100.0
(1) 営業収益	5,103,841,083	90.2	5,054,951,457	89.5
給水収益	4,729,217,554	83.5	4,686,462,586	83.0
負担金	349,335,829	6.2	342,308,371	6.0
手数料	25,287,700	0.5	26,180,500	0.5
(2) 営業外収益	557,279,485	9.8	546,299,307	9.7
受取利息及び配当金	282,196	0.0	123,835	0.0
補助金	49,188,000	0.9	30,056,000	0.5
長期前受金戻入	376,126,240	6.6	376,800,891	6.7
雑収益	131,097,049	2.3	130,328,684	2.3
受託事業収益	586,000	0.0	8,989,897	0.2
(3) 特別利益	784,793	0.0	44,163,013	0.8
固定資産売却益	781,500	0.0	―	―
過年度損益修正益	3,293	0.0	98,078	0.0
その他特別利益	―	―	44,064,935	0.8
2　水道事業費用　　　B	5,250,136,623	100.0	5,152,464,536	100.0
(1) 営業費用	4,843,270,887	92.3	4,788,529,095	92.9
取水費	306,758,946	5.9	306,206,432	5.9
浄水費	308,375,654	5.9	314,663,205	6.1
配水費	231,263,544	4.4	267,625,140	5.2
給水費	133,458,357	2.5	124,863,110	2.4
業務費	135,618,575	2.6	142,494,175	2.8
総係費	52,969,427	1.0	72,088,767	1.4
職員給与費	635,917,935	12.1	527,721,183	10.2
減価償却費	2,808,762,783	53.5	2,790,840,417	54.2
資産減耗費	230,145,666	4.4	242,026,666	4.7
(2) 営業外費用	406,154,928	7.7	363,400,218	7.1
支払利息及び企業債取扱諸費	403,829,925	7.7	352,379,541	6.8
受託事業費	552,000	0.0	8,441,222	0.2
雑支出	1,773,003	0.0	2,579,455	0.1
(3) 特別損失	710,808	0.0	535,223	0.0
固定資産売却損	26,630	0.0	―	―
過年度損益修正損	684,178	0.0	535,223	0.0
純利益(純損失△)A－B	411,768,738		492,949,241	

（税抜）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
5,621,990,031	100.0	5,989,333,063	100.0	6,186,980,131	100.0
5,017,031,249	89.3	5,363,928,237	89.6	5,615,183,893	90.8
4,658,430,214	82.9	4,987,127,359	83.3	5,223,562,882	84.5
330,054,735	5.9	355,146,778	5.9	371,790,511	6.0
28,546,300	0.5	21,654,100	0.4	19,830,500	0.3
604,467,338	10.7	625,377,141	10.4	571,759,185	9.2
32,347	0.0	—	—	—	—
39,453,000	0.7	40,187,000	0.7	30,091,000	0.4
371,088,378	6.6	362,480,875	6.0	358,199,961	5.8
191,984,406	3.4	221,574,853	3.7	182,770,112	3.0
1,909,207	0.0	1,134,413	0.0	698,112	0.0
491,444	0.0	27,685	0.0	37,053	0.0
476,000	0.0	—	—	—	—
15,444	0.0	27,685	0.0	37,053	0.0
—	—	—	—	—	—
5,173,056,899	100.0	5,305,039,404	100.0	5,213,231,763	100.0
4,863,130,272	94.0	5,025,620,931	94.7	4,961,811,188	95.2
313,524,503	6.1	378,175,008	7.1	338,717,014	6.5
403,929,054	7.8	404,131,339	7.6	430,539,995	8.3
286,030,470	5.5	323,707,280	6.1	277,707,952	5.3
117,166,530	2.3	128,099,059	2.4	137,535,201	2.7
141,540,141	2.7	145,964,710	2.8	148,295,234	2.9
47,435,386	0.9	50,727,266	1.0	54,179,985	1.0
474,221,297	9.2	485,907,881	9.2	490,550,106	9.4
2,816,557,526	54.4	2,862,356,430	53.9	2,842,608,515	54.5
262,725,365	5.1	246,551,958	4.6	241,677,186	4.6
308,532,520	6.0	278,879,670	5.3	248,236,652	4.8
303,760,112	5.9	259,770,899	4.9	232,802,971	4.5
1,792,686	0.0	1,065,180	0.0	1,847,684	0.0
2,979,722	0.1	18,043,591	0.4	13,585,997	0.3
1,394,107	0.0	538,803	0.0	3,183,923	0.0
—	—	—	—	—	—
1,394,107	0.0	538,803	0.0	3,183,923	0.0
448,933,132		684,293,659		973,748,368	

(3) 資本的収支の状況

科目＼年度	令和元		2	
	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
1 資 本 的 収 入	1,297,306,081	100.0	2,194,530,258	100.0
(1) 企業債	1,203,700,000	92.8	1,749,900,000	79.7
(2) 国庫補助金	2,519,000	0.2	145,943,000	6.6
(3) 工事負担金	31,121,721	2.4	31,879,258	1.5
(4) 他会計出資金	59,792,000	4.6	266,808,000	12.2
(5) その他の収入	173,360	0.0	－	－
2 資 本 的 支 出	4,940,174,256	100.0	5,915,422,686	100.0
(1) 建設改良費	2,414,497,079	48.9	3,370,898,952	57.0
取水施設	26,506,640	0.5	3,944,000	0.1
浄水施設	126,130,800	2.6	681,928,620	11.5
配水施設	39,497,540	0.8	62,827,400	1.0
配水管	1,180,519,260	23.9	1,630,726,900	27.6
量水器	833,706,621	16.9	779,840,417	13.2
消火栓	3,176,800	0.1	4,136,000	0.1
その他	204,959,418	4.1	207,495,615	3.5
(2) 企業債償還金	2,525,677,177	51.1	2,544,523,734	43.0
(3) 国庫補助金返還金	－	－	－	－
3 繰越工事資金	－	－	－	－
資本的収支不足額 (2－(1－3))	3,642,868,175		3,720,892,428	

（税込）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
2,495,451,563	100.0	2,344,723,214	100.0	3,553,565,002	100.0
2,136,900,000	85.6	2,102,100,000	89.7	3,293,500,000	92.7
108,350,000	4.3	71,244,000	3.0	137,115,000	3.8
31,086,163	1.3	113,550,214	4.8	59,103,002	1.7
218,979,000	8.8	57,829,000	2.5	60,147,000	1.7
136,400	0.0	－	－	3,700,000	0.1
6,356,056,151	100.0	5,976,691,340	100.0	7,001,381,517	100.0
3,739,746,443	58.8	3,248,969,378	54.4	4,371,328,611	62.4
1,983,000	0.0	9,701,909	0.2	192,467,592	2.7
749,851,059	11.8	105,097,494	1.8	232,620,045	3.3
51,062,646	0.8	60,954,300	1.0	234,547,305	3.4
1,986,992,590	31.3	2,161,235,560	36.2	2,679,818,240	38.2
732,328,524	11.5	649,420,000	10.9	741,209,764	10.6
29,810,000	0.5	39,097,300	0.6	54,019,900	0.8
187,718,624	2.9	223,462,815	3.7	236,645,765	3.4
2,616,080,708	41.2	2,714,454,417	45.4	2,620,202,906	37.4
229,000	0.0	13,267,545	0.2	9,850,000	0.2
660,000	100.0	－	－	3,363,637	100.0
3,861,264,588		3,631,968,126		3,451,180,152	

(4) 経営比較分析表

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">区 分</td><td rowspan="3">算出式</td><td colspan="2">令和元</td></tr>
<tr><td rowspan="2">数 値</td><td>比 率</td></tr>
<tr><td>増減率</td></tr>
<tr><td rowspan="12">経営の健全性・効率性</td><td rowspan="2">経常収支比率(%)</td><td>経常収益(千円)</td><td>5,661,121</td><td>107.84</td></tr>
<tr><td>経常費用(千円)</td><td>5,249,426</td><td>2.15</td></tr>
<tr><td rowspan="2">累積欠損金比率(%)</td><td>当年度未処理欠損金(千円)</td><td>0</td><td>0.00</td></tr>
<tr><td>営業収益－受託工事収益(千円)</td><td>4,785,153</td><td>-</td></tr>
<tr><td rowspan="2">流動比率(%)</td><td>流動資産 (千円)</td><td>1,488,783</td><td>53.85</td></tr>
<tr><td>流動負債 (千円)</td><td>2,764,644</td><td>△ 21.31</td></tr>
<tr><td rowspan="2">企業債残高対給水収益比率(%)</td><td>企業債現在高合計 (千円)</td><td>30,017,262</td><td>634.72</td></tr>
<tr><td>給水収益 (千円)</td><td>4,729,218</td><td>△ 1.83</td></tr>
<tr><td rowspan="2">料金回収率(%)</td><td>供給単価 (円)</td><td>157.13</td><td>97.05</td></tr>
<tr><td>給水原価 (円)</td><td>161.90</td><td>1.59</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給水原価(円)</td><td>経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入(千円)</td><td>4,872,748</td><td>161.90</td></tr>
<tr><td>年間総有収水量(千㎥)</td><td>30,097.71</td><td>△ 1.75</td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="2">施設利用率(%)</td><td>一日平均配水量(㎥)</td><td>93,576</td><td>59.98</td></tr>
<tr><td></td><td>一日配水能力(㎥)</td><td>156,010</td><td>△ 0.56</td></tr>
<tr><td rowspan="6">老朽化の状況</td><td rowspan="2">有形固定資産減価償却率(%)</td><td>有形固定資産減価償却累計額 (千円)</td><td>52,254,051</td><td>52.75</td></tr>
<tr><td>有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価 (千円)</td><td>99,054,559</td><td>1.21</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管路経年化率(%)</td><td>法定耐用年数を経過した管路延長(km)</td><td>417.60</td><td>18.19</td></tr>
<tr><td>管路延長(km)</td><td>2,296.31</td><td>9.31</td></tr>
<tr><td rowspan="2">管路更新率(%)</td><td>当該年度に更新した管路延長(km)</td><td>15.36</td><td>0.67</td></tr>
<tr><td>管路延長(km)</td><td>2,296.31</td><td>1.52</td></tr>
</table>

備考 数値は地方公営企業決算状況調査(決算統計)による。増減率は前年度との比較である。

2		3		4		5	
数 値	比 率 増減率	数 値	比 率 増減率	数 値	比 率 増減率	数 値	比 率 増減率
5,601,251	108.72	5,621,499	108.70	5,989,305	112.91	6,186,943	118.75
5,151,930	0.82	5,171,663	△ 0.02	5,304,500	3.87	5,210,048	5.17
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
4,746,842	−	4,709,287	−	5,034,752	−	5,274,160	−
1,071,796	38.16	814,519	26.33	758,366	26.01	1,223,997	45.09
2,809,008	△ 29.14	3,093,697	△ 31.00	2,915,398	△ 1.22	2,714,771	73.36
29,222,639	623.55	28,743,458	617.02	28,131,104	564.07	28,804,401	551.43
4,686,463	△ 1.76	4,658,430	△ 1.05	4,987,127	△ 8.58	5,223,563	△ 2.24
155.04	98.32	155.46	97.08	170.74	100.93	180.43	107.70
157.69	1.31	160.15	△ 1.26	169.16	3.97	167.53	6.71
4,766,688	157.69	4,798,782	160.15	4,940,954	169.16	4,850,000	167.53
30,228.15	△ 2.60	29,965.10	1.56	29,208.91	5.63	28,950.38	△ 0.96
94,455	60.54	93,987	60.24	92,040	59.00	90,374	57.93
156,010	0.93	156,010	△ 0.50	156,010	△ 2.06	156,010	△ 1.81
54,060,560	53.46	55,949,372	54.03	58,076,195	54.95	60,116,628	55.35
101,114,232	1.35	103,558,391	1.07	105,694,045	1.70	108,612,033	0.73
462.30	20.13	503.00	21.90	558.30	24.28	608.78	26.49
2,297.07	10.67	2,296.89	8.79	2,299.11	10.87	2,298.48	9.10
18.30	0.80	17.15	0.75	18.96	0.82	24.06	1.05
2,297.07	19.40	2,296.89	△ 6.25	2,299.11	9.33	2,298.48	28.05

(5) 給水原価と供給単価一覧表

区分 \ 年度			令和元			2		
			有収水量	30,097,707㎥		有収水量	30,228,153㎥	
			経　費 (円)	1㎥当 (円)	比　率 (%)	経　費 (円)	1㎥当 (円)	比　率 (%)
給水原価	営業費用	取水費	306,758,946	10.19	6.3	306,206,432	10.13	6.4
		浄水費	308,375,654	10.25	6.3	314,663,205	10.41	6.6
		配水費	231,263,544	7.68	4.7	267,625,140	8.85	5.6
		給水費	133,458,357	4.43	2.7	124,863,110	4.13	2.6
		業務費	135,618,575	4.51	2.8	142,494,175	4.71	3.0
		総係費	52,969,427	1.76	1.1	72,088,767	2.38	1.5
		職員給与費	635,917,935	21.13	13.1	527,721,183	17.46	11.1
		減価償却費	2,438,946,199	81.03	50.1	2,426,619,260	80.28	50.9
		資産減耗費	223,836,010	7.44	4.6	229,446,932	7.59	4.8
		小　計	4,467,144,647	148.42	91.7	4,411,728,204	145.94	92.5
	営業外費用	支払利息及び 企業債取扱諸費	403,829,925	13.42	8.3	352,379,541	11.66	7.4
		雑支出	1,773,003	0.06	0.0	2,579,455	0.09	0.1
		小　計	405,602,928	13.48	8.3	354,958,996	11.75	7.5
	合　計		4,872,747,575	161.90	100.0	4,766,687,200	157.69	100.0

供給単価	給水収益 (円)	1㎥当 (円)	原価との 差(円)	給水収益 (円)	1㎥当 (円)	原価との 差(円)
	4,729,217,554	157.13	△4.77	4,686,462,586	155.04	△ 2.65

備考　減価償却費及び資産減耗費から長期前受金戻入額を控除している。
　　　給水収益は，一般使用者分及び料金減免分一般会計負担金の合計である。

（税抜）

3			4			5		
有収水量	29,965,100m^3		有収水量	29,208,911m^3		有収水量	28,950,376m^3	
経　費 （円）	1m^3当 （円）	比　率 （%）	経　費 （円）	1m^3当 （円）	比　率 （%）	経　費 （円）	1m^3当 （円）	比　率 （%）
313,524,503	10.46	6.5	378,175,008	12.95	7.6	338,717,014	11.70	7.0
403,929,054	13.48	8.4	404,131,339	13.84	8.2	430,539,995	14.87	8.9
286,030,470	9.55	6.0	323,707,280	11.08	6.5	277,707,952	9.60	5.7
117,166,530	3.91	2.4	128,099,059	4.38	2.6	137,535,201	4.75	2.8
141,540,141	4.72	3.0	145,964,710	5.00	3.0	148,295,234	5.12	3.1
47,435,386	1.58	1.0	50,727,266	1.74	1.0	54,179,985	1.87	1.1
474,221,297	15.83	9.9	485,907,881	16.64	9.8	490,550,106	16.95	10.1
2,451,617,630	81.82	51.1	2,504,728,281	85.75	50.7	2,489,769,719	86.00	51.3
256,576,883	8.56	5.3	241,699,232	8.27	4.9	236,316,021	8.16	4.9
4,492,041,894	149.91	93.6	4,663,140,056	159.65	94.3	4,603,611,227	159.02	94.9
303,760,112	10.14	6.3	259,770,899	8.89	5.3	232,802,971	8.04	4.8
2,979,722	0.10	0.1	18,043,591	0.62	0.4	13,585,997	0.47	0.3
306,739,834	10.24	6.4	277,814,490	9.51	5.7	246,388,968	8.51	5.1
4,798,781,728	160.15	100.0	4,940,954,546	169.16	100.0	4,850,000,195	167.53	100.0

給水収益 （円）	1m^3当 （円）	原価との 差（円）	給水収益 （円）	1m^3当 （円）	原価との 差（円）	給水収益 （円）	1m^3当 （円）	原価との 差（円）
4,658,430,214	155.46	△ 4.69	4,987,127,359	170.74	1.58	5,223,562,882	180.43	12.90

(6) 水道料金の調定額及び収入額

ア 現年度分

年　度	調定額		収入額		年度末未収額		未収のうち不納欠損額		収納率
	件数(件)	金額(円) A	件数(件)	金額(円) B	件数(件)	金額(円) A-B	件数(件)	金額(円)	B/A
令和元	898,242	5,123,124,447	807,265	4,658,013,718	90,977	465,110,729	3	4,405	90.9%
2	899,051	5,137,912,457	812,072	4,658,136,472	86,979	479,775,985	8	17,799	90.7%
3	901,738	5,108,047,765	815,250	4,668,712,491	86,488	439,335,274	3	13,652	91.4%
4	903,548	5,464,791,948	814,906	4,949,396,975	88,642	515,394,973	7	34,962	90.6%
5	902,618	5,724,485,859	814,756	5,219,519,638	87,862	504,966,221	12	47,599	91.2%

イ 過年度分（繰越未収）

年　度	調定額		収入額		年度末未収額		未収のうち不納欠損額		収納率
	件数(件)	金額(円) C	件数(件)	金額(円) D	件数(件)	金額(円) C-D	件数(件)	金額(円)	D/C
令和元	104,634	525,660,509	92,557	468,726,345	12,077	56,934,164	3,802	18,238,729	89.2%
2	99,244	503,456,630	90,299	464,782,807	8,945	38,673,823	3,072	10,357,135	92.3%
3	92,817	507,812,130	86,221	477,710,621	6,596	30,101,509	2,476	8,556,963	94.1%
4	90,591	460,729,111	84,834	434,192,360	5,757	26,536,751	1,517	6,044,543	94.2%
5	92,857	535,239,920	86,677	505,682,455	6,180	29,557,465	1,300	5,246,418	94.5%

備　考　現年度分の各年度末未収額には3月調定で4月が納入期限であるものを含む。
過年度分（繰越未収）の調定額は，水量更正による減額分を除いた額である。
収納率は，不納欠損処理前の率である。

2　料金体系の推移等

(1) 水道料金（1か月）の推移

種別			昭和23.4〜24.3	昭和24.4〜26.3	昭和26.4〜28.3	昭和28.4〜30.3	昭和30.4〜32.3	昭和32.4〜36.3	昭和36.4〜40.6 36年特別料金	昭和36.4〜40.6 37.4料金	昭和40.7〜44.3	昭和44.4〜48.3
計量制	家事用	基本料金	—	10㎥ 円70	10㎥ 円70	10㎥ 円100	10㎥ 円200	10㎥ 円220	10㎥ 円250	円260	8㎥ 円330	8㎥ 円350
		超過料金(1㎥につき)	—	5	7	12	20	22	25	26	28	40
	団体用	基本料金	—	50㎥ 300	50㎥ 300	50㎥ 450	20㎥ 400	20㎥ 440	20㎥ 500	520	8㎥ 330	8㎥ 350
		超過料金(1㎥につき)	—	7	7	12	20	22	25	26	28	40
	営業用	基本料金	—	60㎥ 360	60㎥ 360	60㎥ 540	20㎥ 400	20㎥ 440	20㎥ 500	520	8㎥ 330	8㎥ 350
		超過料金(1㎥につき)	—	5	7	15	20	22	25	26	28	40
	工業用	基本料金	—	200㎥ 800	200㎥ 800	200㎥ 1,200	200㎥ 2,400	100㎥ 1,320	100㎥ 1,500	1,580	8㎥ 330	8㎥ 350
		超過料金(1㎥につき)	—	5	6	8	12	14	17	18	28	40
	浴場用	基本料金	—	100㎥ 350	100㎥ 350	100㎥ 550	100㎥ 1,200	100㎥ 1,320	100㎥ 1,500	1,580	8㎥ 330	8㎥ 350
		超過料金(1㎥につき)	—	5	5	8	20	14	17	18	28	40
	共用	基本料金	—	—	10㎥ 70	10㎥ 100	10㎥ 200	10㎥ 220	10㎥ 250	260	廃止	—
		超過料金(1㎥につき)	—	—	7	12	20	22	25	26		
	臨時用	基本料金	—	—	10㎥ 400	10㎥ 600	10㎥ 600	10㎥ 600	10㎥ 600	600	8㎥ 800	10㎥ 1,200
		超過料金(1㎥につき)	—	—	40	60	60	60	60	60	80	120
	消火栓		—	—	—	—	—	20	20	—	廃止	廃止
	鑑賞用	基本料金	—	10㎥ 400	10㎥ 400	10㎥ 600	10㎥ 600	10㎥ 600	廃止			
		超過料金(1㎥につき)	—	40	40	60	60	60				
定額制	家事用	1世帯5人迄	円50	95	95	140	280	310	360	370	480	
		1世帯増毎に	25	47.50	80	100	—	—	—	—	—	
		1人増毎に	2	5	10	20	40	44	50	50	60	
	支栓	1栓について	25	45	50 1戸2世帯以上 75	50 1戸2世帯以上 75	140	180	180	180	230	
		浴槽1個について	20	30	30 1戸2世帯以上 45	30 1戸2世帯以上 45	90	120	120	120	150	
	牛馬1頭について		8	15	家畜1頭につき45	25	50	60	60	60	70	
	団体用1栓について		100	300	300	450	廃止	—	—		—	
	営業用1栓について		100	300	300	450						
	工業用1栓について		150	800	800	1,200						
	共用	1世帯5人迄	50	35	35	100						
		1世帯増毎に	25	45	—	—						
		1人増毎に	2	5	5	8						
改定率（%）			—	—	—	50	50	10		13	32.2	26.9

種別		昭和48.4～51.3	昭和51.4～55.3	昭和55.4～59.3	昭和59.4～平成元.3	平成元.4～3.3	平成3.4～4.3
家事用	基本料金	～8㎥ 円 400	～8㎥ 円 615	～8㎥ 円 790	～8㎥ 円 916	～8㎥ 円 916	～8㎥ 円 916
	超過料金（1㎥につき）	9㎥～ 50	9㎥～ 80	9㎥～ 105	9㎥～ 124	9㎥～ 124	9㎥～ 124
家事用以外	基本料金	～10㎥ 500	～8㎥ 615	～8㎥ 790	～8㎥ 916	～8㎥ 916	～8㎥ 916
	超過料金（1㎥につき）	11～20㎥ 50	9～20㎥ 80	9～20㎥ 105	9～20㎥ 124	9～20㎥ 124	9～20㎥ 124
		21～50㎥ 60	21～50㎥ 104	21～50㎥ 135	21～50㎥ 157	21～50㎥ 157	21～50㎥ 157
		51㎥～ 70	51㎥～ 128	51㎥～ 166	51㎥～ 192	51㎥～ 192	51㎥～ 192
臨時用	基本料金	～10㎥ 2,000	～10㎥ 3,500	～10㎥ 4,600	～10㎥ 5,500	～10㎥ 5,500	～10㎥ 5,500
	超過料金（1㎥につき）	11㎥～ 200	11㎥～ 350	11㎥～ 460	11㎥～ 550	11㎥～ 550	11㎥～ 550
改定率（%）		40.52	65.7	29.19	16.58	―	―
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率		―	―	―	―	転嫁 3%	凍結

種別		平成4.4～7.3	平成7.4～9.9	平成9.10～26.3	平成26.4～令和元.9	令和元.10～4.6
家事用	基本料金	～8㎥ 円 1,020	～8㎥ 円 1,020	～8㎥ 円 1,020	～8㎥ 円 1,020	～8㎥ 円 1,020
	超過料金（1㎥につき）	9㎥～ 143	9㎥～ 143	9㎥～ 143	9㎥～ 143	9㎥～ 143
家事用以外	基本料金	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,020
	超過料金（1㎥につき）	9～20㎥ 143	9～20㎥ 143	9～20㎥ 143	9～20㎥ 143	9～20㎥ 143
		21～50㎥ 179	21～50㎥ 179	21～50㎥ 179	21～50㎥ 179	21～50㎥ 179
		51～200㎥ 215	51～200㎥ 215	51～200㎥ 215	51～200㎥ 215	51～200㎥ 215
		201㎥～ 226	201㎥～ 226	201㎥～ 226	201㎥～ 226	201㎥～ 226
臨時用	基本料金	～10㎥ 6,300	～10㎥ 6,300	～10㎥ 6,300	～10㎥ 6,300	～10㎥ 6,300
	超過料金（1㎥につき）	11㎥～ 630	11㎥～ 630	11㎥～ 630	11㎥～ 630	11㎥～ 630
改定率（%）		13.92	―	―	―	―
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率		凍結	転嫁 3%	転嫁 5%	転嫁 8%	転嫁 10%

種別	令和4.7～			
口径(mm)	基本料金	用途	従量料金(1㎥につき)	
13～50	円 860	家事用	～8㎥	円 41
75～100	1,320		9㎥～	166
150	2,700	家事用以外	～8㎥	41
200	3,270		9～20㎥	166
250	6,340		21～50㎥	204
備考　臨時用については，メーターの口径に応じた基本料金に4,000円を加算する。			51～200㎥	245
			201㎥～	257
改定率（%）	14.90			
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率	転嫁 10%			

(2) 水道料金減免措置（１か月）の推移

用途		昭和40.7～44.3	昭和44.4～48.3	昭和48.4～51.3	昭和51.4～55.3	昭和55.4～59.3
生活保護世帯等 児童扶養手当 特別児童扶養 手当受給世帯	基本料金	－	～8㎥ 円 330	～8㎥ 円 330	～8㎥ 円 440	～8㎥ 円 510
	超過料金 (1㎥につき)		9㎥～ 28	9㎥～ 28	9㎥～ 50	9㎥～ 65
社会福祉施設	基本料金	－	～8㎥ 330	～8㎥ 330	～8㎥ 400	～8㎥ 510
	超過料金 (1㎥につき)		9㎥～ 28	9㎥～ 40	9㎥～ 65	9㎥～ 85
公衆浴場	基本料金	～8㎥ 330	～8㎥ 350	～8㎥ 400	～8㎥ 615	～8㎥ 790
	超過料金 (1㎥につき)	9～60㎥ 28	9～60㎥ 30	9～50㎥ 40	9～50㎥ 65	9～50㎥ 85
		61㎥～ 18	61㎥～ 20	51㎥～ 20	51㎥～ 25	51㎥～ 32
消費税転嫁 の状況及び 転嫁した税率		－	－	－	－	－

用途		平成5.4～7.3	平成7.4～9.9	平成9.10～20.9	平成20.10～26.3	平成26.4～27.5
生活保護世帯等 児童扶養手当 特別児童扶養 手当受給世帯	基本料金	～8㎥ 円 656	～8㎥ 円 656	～8㎥ 円 642	～8㎥ 円 510	～8㎥ 円 494
	超過料金 (1㎥につき)	9㎥～ 88	9㎥～ 88	9㎥～ 86	9㎥～ 72	9㎥～ 70
独居高齢者世帯	基本料金	～8㎥ 656	～8㎥ 656	～8㎥ 642	～8㎥ 642	～8㎥ 624
	超過料金 (1㎥につき)	9㎥～ 143	9㎥～ 143	9㎥～ 140	9㎥～ 143	9㎥～ 139
障害者のみの 世帯	基本料金	－	－	－	～8㎥ 510	～8㎥ 494
	超過料金 (1㎥につき)				9㎥～ 72	9㎥～ 70
社会福祉施設	基本料金	～8㎥ 656	～8㎥ 656	～8㎥ 642	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,020
	超過料金 (1㎥につき)	9㎥～ 115	9㎥～ 115	9㎥～ 112	9㎥～ 120	9㎥～ 120
公衆浴場	基本料金	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,020	～8㎥ 1,000	～8㎥ 1,000	～8㎥ 1,000
	超過料金 (1㎥につき)	9～50㎥ 101	9～50㎥ 101	9～50㎥ 99	9～50㎥ 99	9～50㎥ 99
		51㎥～ 37	51㎥～ 37	51㎥～ 36※	51㎥～ 36※	51㎥～ 36※
消費税転嫁 の状況及び 転嫁した税率		凍結	転嫁 3%	転嫁 5%	転嫁 5%	転嫁 8%

※「旭川市確保特定浴場指定指針」による確保特定浴場として市の指定を受けた施設の減免適用水量は

1,300㎥まで，指定を受けない施設は650㎥まで。

※令和6年3月31日をもって生活保護世帯等と独居高齢者世帯の減免は廃止。

※令和6年8月31日をもって特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみ世帯の減免は廃止。

〔減免措置適用条件〕

区　分	条　　　件
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給者
社会福祉施設	社会福祉法人が営む社会福祉法による社会福祉施設
公衆浴場	物価統制令の規定に基づき，入浴料金が定められる公衆浴場

昭和59.4～平成元.3		平成元.4～3.3		平成3.4～4.3		平成4.4～5.3	
～8㎥	円 592	～8㎥	円 592	～8㎥	円 592	～8㎥	円 656
9㎥～	77	9㎥～	77	9㎥～	77	9㎥～	88
～8㎥	592	～8㎥	592	～8㎥	592	～8㎥	656
9㎥～	101	9㎥～	101	9㎥～	101	9㎥～	115
～8㎥	916	～8㎥	916	～8㎥	916	～8㎥	1,020
9～50㎥	101	9～50㎥	101	9～50㎥	101	9～50㎥	101
51㎥～	37	51㎥～	37	51㎥～	37	51㎥～	37
—		転嫁	3%	凍結		凍結	

平成27.6～令和元.9		令和元.10～4.6	
～8㎥	円 510	～8㎥	円 510
9㎥～	72	9㎥～	72
～8㎥	642	～8㎥	642
9㎥～	143	9㎥～	143
～8㎥	510	～8㎥	510
9㎥～	72	9㎥～	72
～8㎥	1,020	～8㎥	1,020
9㎥～	120	9㎥～	120
～8㎥	1,000	～8㎥	1,000
9～50㎥	99	9～50㎥	99
51㎥～	36※	51㎥～	36※
転嫁	8%	転嫁	10%

用途	令和4.7～ 口径	基本料金	従量料金(1㎥につき)	
生活保護世帯等 児童扶養手当 特別児童扶養 手当受給世帯 障害者のみの世帯	13～50㎜	円 430	～8㎥	円 21
	75～100㎜	660	9㎥～	83
	150㎜	1,350		
	200㎜	1,636		
	250㎜	3,170		
独居高齢者世帯	13～50㎜	542	～8㎥	41
	75～100㎜	832	9㎥～	166
	150㎜	1,700		
	200㎜	2,060		
	250㎜	3,992		
社会福祉施設	13～50㎜	860	～8㎥	41
	75～100㎜	1,320	9㎥～	137
	150㎜	2,700		
	200㎜	3,270		
	250㎜	6,340		
公衆浴場	13～50㎜	840	～8㎥	41
	75～100㎜	1,300	9～50㎥	113
	150㎜	2,680	51㎥～	41※
	200㎜	3,250		
	250㎜	6,320		
消費税転嫁 の状況及び 転嫁した税率	転嫁 10%			

第2章　下水道事業会計

1　財務状況

(1) 貸借対照表

科目＼年度	令和元		2	
	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
1 固　定　資　産	114,813,577,405	99.0	112,683,811,793	99.1
(1) 有形固定資産	114,349,959,846	98.6	112,205,586,892	98.7
土　地	1,004,875,456	0.9	998,886,514	0.9
建　物	41,044,167	0.0	41,044,167	0.0
減価償却累計額	△ 36,846,725	△ 0.0	△ 37,423,194	△ 0.0
建物附属設備	10,505,736	0.0	10,505,736	0.0
減価償却累計額	△ 2,295,818	△ 0.0	△ 2,887,442	△ 0.0
構築物	207,982,800,701	179.3	209,030,599,822	183.9
減価償却累計額	△ 105,200,689,985	△ 90.7	△ 108,914,215,626	△ 95.8
機械及び装置	32,752,900,156	28.2	32,831,644,370	28.9
減価償却累計額	△ 22,987,202,174	△ 19.8	△ 23,936,448,062	△ 21.1
車両及び運搬具	67,758,520	0.1	67,758,520	0.1
減価償却累計額	△ 31,402,564	△ 0.0	△ 41,678,704	△ 0.1
器具及び備品	140,948,628	0.1	140,812,128	0.1
減価償却累計額	△ 83,389,284	△ 0.1	△ 95,419,725	△ 0.1
建設仮勘定	690,953,032	0.6	2,112,408,388	1.9
(2) 無形固定資産	454,361,559	0.4	468,968,901	0.4
電話加入権	2,540,500	0.0	2,540,500	0.0
施設利用権	451,821,059	0.4	466,428,401	0.4
(3) 投資その他の資産	9,256,000	0.0	9,256,000	0.0
出資金	9,256,000	0.0	9,256,000	0.0
2 流　動　資　産	1,188,983,107	1.0	961,631,338	0.9
(1) 現金預金	319,286,052	0.3	51,394,615	0.1
(2) 未収金	871,570,597	0.7	963,182,930	0.9
貸倒引当金	△ 39,439,542	△ 0.0	△ 52,946,207	△ 0.1
(3) 前払金	37,566,000	0.0	－	－
資　産　合　計	116,002,560,512	100.0	113,645,443,131	100.0

（各年度末，税抜）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
111,421,473,827	99.3	109,538,858,085	98.9	106,923,360,376	98.6
110,954,154,729	98.9	109,090,283,627	98.5	106,428,358,630	98.1
998,886,514	0.9	998,886,514	0.9	998,886,514	0.9
41,044,167	0.0	41,044,167	0.0	985,421,925	0.9
△ 37,978,069	△ 0.0	△ 38,532,944	△ 0.0	△ 38,847,575	△ 0.0
10,505,736	0.0	10,505,736	0.0	256,499,975	0.2
△ 3,479,066	△ 0.0	△ 4,070,690	△ 0.0	△ 4,662,314	△ 0.0
209,817,489,703	187.0	210,637,336,327	190.3	211,832,559,402	195.4
△ 112,647,473,644	△ 100.4	△ 116,383,776,051	△ 105.1	△ 120,148,609,459	△ 110.8
33,158,271,776	29.6	33,382,305,228	30.1	36,298,685,668	33.5
△ 24,650,380,236	△ 22.0	△ 25,286,536,261	△ 22.8	△ 24,893,474,051	△ 23.0
67,889,520	0.1	67,889,520	0.1	67,119,520	0.1
△ 50,860,694	△ 0.1	△ 60,822,444	△ 0.1	△ 63,125,344	△ 0.1
141,296,309	0.1	143,021,609	0.1	143,927,709	0.1
△ 107,181,230	△ 0.1	△ 115,030,434	△ 0.1	△ 121,126,637	△ 0.1
4,216,123,943	3.8	5,698,063,350	5.1	1,115,103,297	1.0
458,063,098	0.4	439,318,458	0.4	485,745,746	0.5
2,540,500	0.0	2,540,500	0.0	2,540,500	0.0
455,522,598	0.4	436,777,958	0.4	483,205,246	0.5
9,256,000	0.0	9,256,000	0.0	9,256,000	0.0
9,256,000	0.0	9,256,000	0.0	9,256,000	0.0
805,332,282	0.7	1,170,648,053	1.1	1,544,118,670	1.4
46,690,702	0.0	362,417,729	0.3	833,015,335	0.7
801,924,667	0.7	829,511,420	0.8	745,658,931	0.7
△ 43,283,087	△ 0.0	△ 36,811,096	△ 0.0	△ 34,555,596	△ 0.0
—	—	15,530,000	0.0	—	—
112,226,806,109	100.0	110,709,506,138	100.0	108,467,479,046	100.0

科目＼年度	令和元		2	
	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
3 固 定 負 債	28,937,024,951	25.0	27,178,805,639	23.9
(1) 企業債	28,479,132,708	24.6	26,623,358,061	23.4
(2) 引当金	457,892,243	0.4	555,447,578	0.5
4 流 動 負 債	4,019,784,551	3.5	3,923,779,755	3.5
(1)一時借入金	－	－	－	－
(2) 企業債	3,718,468,808	3.2	3,632,474,647	3.2
(3) 未払金	258,475,203	0.2	245,106,239	0.2
(4) 預り金	2,158,593	0.0	2,443,916	0.0
(5) 引当金	40,681,947	0.1	43,754,953	0.1
5 繰 延 収 益	51,100,749,237	44.0	50,226,897,767	44.2
(1) 長期前受金	110,554,588,296	95.3	111,877,151,606	98.4
収益化累計額	△ 59,453,839,059	△ 51.3	△ 61,650,253,839	△ 54.2
負 債 合 計	84,057,558,739	72.5	81,329,483,161	71.6
6 資 本 金	30,384,678,798	26.2	31,118,216,234	27.4
7 剰 余 金	1,560,322,975	1.3	1,197,743,736	1.0
(1) 資本剰余金	88,854,767	0.0	88,854,767	0.0
受贈財産評価額	35,181,331	0.0	35,181,331	0.0
国庫補助金	34,084,699	0.0	34,084,699	0.0
他会計補助金	19,588,737	0.0	19,588,737	0.0
(2) 利益剰余金	1,471,468,208	1.3	1,108,888,969	1.0
当年度未処分利益剰余金	1,471,468,208	1.3	1,108,888,969	1.0
資 本 合 計	31,945,001,773	27.5	32,315,959,970	28.4
負 債 資 本 合 計	116,002,560,512	100.0	113,645,443,131	100.0

（各年度末，税抜）

3		4		5	
金　額（円）	構成比（%）	金　額（円）	構成比（%）	金　額（円）	構成比（%）
25,512,113,878	22.7	24,281,786,482	21.9	22,559,129,084	20.8
24,969,400,239	22.2	23,716,078,161	21.4	21,972,840,594	20.3
542,713,639	0.5	565,708,321	0.5	586,288,490	0.5
3,984,288,431	3.6	3,959,757,159	3.6	4,140,207,413	3.8
70,000,000	0.1	－	－	－	－
3,617,840,936	3.2	3,301,622,078	3.0	3,069,137,567	2.8
253,658,291	0.2	615,586,946	0.6	1,024,777,057	1.0
2,165,600	0.0	2,358,996	0.0	4,384,214	0.0
40,623,604	0.1	40,189,139	0.0	41,908,575	0.0
49,849,981,910	44.4	49,137,152,125	44.4	47,967,095,527	44.2
113,557,199,119	101.2	114,839,039,558	103.7	115,026,224,443	106.0
△ 63,707,217,209	△ 56.8	△ 65,701,887,433	△ 59.3	△ 67,059,128,916	△ 61.8
79,346,384,219	70.7	77,378,695,766	69.9	74,666,432,024	68.8
31,856,147,006	28.4	32,227,105,203	29.1	32,791,567,123	30.3
1,024,274,884	0.9	1,103,705,169	1.0	1,009,479,899	0.9
88,854,767	0.0	88,854,767	0.0	88,854,767	0.0
35,181,331	0.0	35,181,331	0.0	35,181,331	0.0
34,084,699	0.0	34,084,699	0.0	34,084,699	0.0
19,588,737	0.0	19,588,737	0.0	19,588,737	0.0
935,420,117	0.9	1,014,850,402	1.0	920,625,132	0.9
935,420,117	0.9	1,014,850,402	1.0	920,625,132	0.9
32,880,421,890	29.3	33,330,810,372	30.1	33,801,047,022	31.2
112,226,806,109	100.0	110,709,506,138	100.0	108,467,479,046	100.0

(2) 損益計算書

科目＼年度	令和元		2	
	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
1　下水道事業収益　　A	8,722,908,355	100.0	8,644,843,667	100.0
(1) 営業収益	6,225,049,177	71.4	6,173,956,628	71.4
下水道使用料	5,467,604,516	62.7	5,359,191,948	62.0
負担金	706,201,000	8.1	760,714,000	8.8
その他営業収益	51,243,661	0.6	54,050,680	0.6
(2) 営業外収益	2,497,849,498	28.6	2,467,521,615	28.5
受取利息及び配当金	291,814	0.0	81,536	0.0
補助金	62,037,000	0.7	55,650,000	0.6
長期前受金戻入	2,240,616,420	25.7	2,226,188,766	25.8
雑収益	194,904,264	2.2	185,601,313	2.1
(3) 特別利益	9,680	0.0	3,365,424	0.1
過年度損益修正益	9,680	0.0	126,164	0.0
その他特別利益	―	―	3,239,260	0.1
2　下水道事業費用　　B	7,984,977,583	100.0	8,273,885,470	100.0
(1) 営業費用	7,429,971,410	93.1	7,783,403,686	94.1
管渠費	366,606,956	4.6	436,657,334	5.3
処理場費	1,236,619,702	15.5	1,347,422,600	16.3
ポンプ場費	129,988,130	1.6	148,114,463	1.8
業務費	136,442,648	1.7	143,214,334	1.7
総係費	427,099,873	5.4	441,067,243	5.3
職員給与費	380,958,265	4.8	517,811,342	6.3
減価償却費	4,698,249,956	58.8	4,733,384,946	57.2
資産減耗費	54,005,880	0.7	15,731,424	0.2
(2) 営業外費用	554,235,774	6.9	481,590,817	5.8
支払利息及び企業債取扱諸費	523,233,955	6.5	445,589,731	5.4
雑支出	31,001,819	0.4	36,001,086	0.4
(3) 特別損失	770,399	0.0	8,890,967	0.1
固定資産売却損	―	―	―	―
固定資産譲渡損	―	―	7,268,942	0.1
過年度損益修正損	770,399	0.0	1,622,025	0.0
純利益(純損失△)A－B	737,930,772		370,958,197	

（税抜）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
8,591,556,595	100.0	8,458,920,603	100.0	8,388,794,268	100.0
6,152,781,165	71.6	6,071,841,480	71.8	6,005,469,752	71.6
5,330,747,109	62.0	5,281,879,667	62.4	5,199,347,850	62.0
769,537,000	9.0	716,958,000	8.5	714,418,000	8.5
52,497,056	0.6	73,003,813	0.9	91,703,902	1.1
2,438,629,466	28.4	2,373,004,405	28.0	2,383,288,626	28.4
69,605	0.0	－	－	－	－
55,203,000	0.6	46,504,000	0.5	38,459,000	0.4
2,203,287,234	25.7	2,117,093,360	25.0	2,137,343,571	25.5
180,069,627	2.1	209,407,045	2.5	207,486,055	2.5
145,964	0.0	14,074,718	0.2	35,890	0.0
145,964	0.0	14,074,718	0.2	35,890	0.0
—	—	—	—	—	—
8,027,094,675	100.0	8,008,532,121	100.0	7,918,557,618	100.0
7,614,869,301	94.9	7,665,757,743	95.7	7,627,295,042	96.3
471,369,619	5.9	505,679,466	6.3	426,768,469	5.4
1,349,013,868	16.8	1,436,083,094	17.9	1,384,555,982	17.5
140,902,794	1.8	145,794,956	1.8	157,650,124	2.0
143,782,541	1.8	147,608,652	1.9	150,261,972	1.9
408,009,209	5.1	426,696,139	5.3	451,352,937	5.7
381,365,590	4.7	405,723,499	5.1	416,114,882	5.2
4,702,135,927	58.6	4,581,979,734	57.2	4,545,350,962	57.4
18,289,753	0.2	16,192,203	0.2	95,239,714	1.2
410,684,290	5.1	341,252,100	4.3	289,277,636	3.7
372,367,472	4.6	303,698,183	3.8	252,661,269	3.2
38,316,818	0.5	37,553,917	0.5	36,616,367	0.5
1,541,084	0.0	1,522,278	0.0	1,984,940	0.0
37,905	0.0	—	—	8,500	0.0
—	—	—	—	—	—
1,503,179	0.0	1,522,278	0.0	1,976,440	0.0
564,461,920		450,388,482		470,236,650	

(3) 資本的収支の状況

科目 ＼ 年度	令和元		2	
	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
1 資 本 的 収 入	2,173,590,744	100.0	3,130,522,657	100.0
(1) 企業債	1,305,200,000	60.1	1,776,700,000	56.8
(2) 国庫補助金	675,050,744	31.1	1,022,094,713	32.6
(3) 受益者負担金	2,468,900	0.1	3,082,420	0.1
(4) 工事負担金	2,890,000	0.1	101,773,524	3.2
(5) 他会計補助金	154,298,000	7.1	133,787,000	4.3
(6) 他町負担金	33,598,000	1.5	93,085,000	3.0
(7) その他の収入	85,100	0.0	0	0.0
2 資 本 的 支 出	5,787,417,525	100.0	6,459,176,963	100.0
(1) 建設改良費	1,871,792,486	32.3	2,740,708,155	42.4
下水管布設(雨水)	244,967,173	4.2	577,007,011	8.9
下水管布設(汚水)	334,981,580	5.8	533,730,152	8.3
処理場施設	835,304,600	14.4	1,312,454,000	20.3
ポンプ場施設	63,550,500	1.1	92,180,000	1.4
その他	392,988,633	6.8	225,336,992	3.5
(2) 企業債償還金	3,915,625,039	67.7	3,718,468,808	57.6
3 繰 越 工 事 資 金	―	―	49,100	100.0
資本的収支不足額 (2―(1―3))	3,613,826,781		3,328,703,406	

（税込）

3		4		5	
金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)	金　額(円)	構成比(%)
3,962,239,880	100.0	3,566,452,953	100.0	2,378,182,607	100.0
1,963,900,000	49.6	2,048,300,000	57.4	1,325,900,000	55.8
1,726,242,418	43.6	1,284,525,233	36.0	801,051,155	33.7
1,777,380	0.0	522,900	0.0	29,237,060	1.2
40,883,983	1.0	19,684,720	0.6	74,682,392	3.1
137,168,000	3.5	140,650,000	3.9	113,023,000	4.8
92,178,000	2.3	72,685,000	2.1	34,256,000	1.4
90,099	0.0	85,100	0.0	33,000	0.0
7,418,396,669	100.0	6,568,206,217	100.0	5,506,273,966	100.0
3,785,905,136	51.0	2,950,365,281	44.9	2,204,651,888	40.0
346,563,108	4.7	346,653,589	5.3	348,385,374	6.3
615,980,000	8.3	367,043,377	5.6	454,671,989	8.3
2,481,710,000	33.4	1,745,667,880	26.6	878,654,040	15.9
—	—	2,640,000	0.0	—	—
341,652,028	4.6	488,360,435	7.4	522,940,485	9.5
3,632,491,533	49.0	3,617,840,936	55.1	3,301,622,078	60.0
48,600	100.0	48,600	100.0	40,100	100.0
3,456,205,389		3,001,801,864		3,128,131,459	

(4) 経営比較分析表

区分		算出式	令和元 数値	比率 増減率
経営の健全性・効率性	経常収支比率(%)	経常収益(千円)	8,722,899	109.25
		経常費用(千円)	7,984,208	0.17
	累積欠損金比率(%)	当年度未処理欠損金(千円)	0	0.00
		営業収益－受託工事収益(千円)	6,002,292	-
	流動比率(%)	流動資産 (千円)	1,188,983	29.58
		流動負債 (千円)	4,019,784	△ 27.71
	企業債残高対事業規模比率(%)	企業債現在高合計－一般会計負担額(千円)	27,815,272	523.91
		営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金(千円)	5,309,220	△ 6.16
	経費回収率(%)	下水道使用料(千円)	5,257,976	107.69
		汚水処理費(公費負担分を除く)(千円)	4,882,703	△ 0.05
	汚水処理原価(円)	汚水処理費(公費負担分を除く)(千円)	4,882,703	154.76
		年間有収水量(㎥)	31,549,431	△ 0.14
	施設利用率(%)	晴天時一日平均処理水量(㎥)	123,407	76.11
		晴天時現在処理能力(㎥)	162,152	△ 4.84
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率(%)	有形固定資産減価償却累計額(千円)	128,341,827	53.25
		有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価(千円)	240,995,958	2.44
	管渠老朽化率(%)	法定耐用年数を経過した管渠延長(km)	36.23	1.89
		下水道布設延長(km)	1,920	5.00
	管渠改善率(%)	改善(更新・改良・維持)管渠延長(km)	2.37	0.12
		下水道布設延長(km)	1,920	9.09

備考 数値は地方公営企業決算状況調査(決算統計)による。増減率は前年度との比較である。

2		3		4		5	
数 値	比 率 増減率	数 値	比 率 増減率	数 値	比 率 増減率	数 値	比 率 増減率
8,641,478	104.56	8,591,411	107.05	8,444,846	105.47	8,388,759	105.96
8,264,995	△ 4.29	8,025,553	2.38	8,007,011	△ 1.48	7,916,573	0.46
0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
5,935,371	−	5,930,662	−	6,005,248	−	5,940,282	−
961,631	24.51	805,332	20.21	1,170,648	29.56	1,544,119	37.30
3,923,780	△ 17.14	3,984,288	△ 17.54	3,959,758	46.26	4,140,207	26.18
26,009,601	501.24	24,649,074	476.33	23,527,707	443.61	20,363,709	388.54
5,189,002	△ 4.33	5,174,773	△ 4.97	5,303,659	△ 6.87	5,241,151	△ 12.41
5,134,952	100.09	5,122,276	104.07	5,303,659	105.07	5,241,151	106.06
5,130,094	△ 7.06	4,921,911	3.98	5,047,753	0.96	4,941,849	0.94
5,130,094	163.01	4,921,911	157.85	5,047,753	149.73	4,941,849	149.26
31,470,655	5.33	31,180,267	△ 3.17	33,712,913	△ 5.14	33,109,613	△ 0.31
118,943	73.35	113,778	70.17	109,669	67.63	109,109	67.29
162,152	△ 3.63	162,152	△ 4.34	162,152	△ 3.62	162,152	△ 0.50
133,028,073	54.94	137,497,353	56.53	141,888,769	58.08	145,269,845	58.20
242,122,365	3.17	243,233,497	2.89	244,282,103	2.74	249,584,214	0.21
47.59	2.47	100.71	5.21	133.11	6.89	177.79	9.19
1,930	30.69	1,932	110.93	1,933	32.25	1,934	33.38
2.51	0.13	2.57	0.13	2.12	0.11	2.15	0.11
1,930	8.33	1,932	0.00	1,933	△ 15.38	1,934	0.00

(5) 処理原価と使用料単価一覧表

区分			令和元			2		
			有収汚水量	31,549,431㎥		有収汚水量	31,470,655㎥	
			汚水処理経費（円）	1㎥当（円）	比　率（%）	汚水処理経費（円）	1㎥当（円）	比　率（%）
処理原価	維持管理費	管渠費	294,962,437	9.35	6.0	360,736,000	11.46	7.0
		処理場費	1,216,045,036	38.54	24.9	1,305,137,975	41.47	25.5
		ポンプ場費	38,845,642	1.23	0.8	51,889,672	1.65	1.0
		業務費	126,124,791	4.00	2.6	128,869,552	4.10	2.5
		総係費	365,803,343	11.59	7.5	364,817,229	11.59	7.1
		職員給与費	326,533,393	10.35	6.7	457,636,681	14.54	8.9
		その他	6,567,864	0.21	0.1	8,269,320	0.26	0.2
		小　計	2,374,882,506	75.27	48.6	2,677,356,429	85.07	52.2
	資本費	減価償却費	2,012,861,856	63.80	41.2	2,059,465,944	65.44	40.1
		支払利息及び企業債取扱諸費	443,391,591	14.05	9.1	378,600,155	12.03	7.4
		その他	51,566,968	1.64	1.1	14,674,317	0.48	0.3
		小　計	2,507,820,415	79.49	51.4	2,452,740,416	77.94	47.8
	合　計		4,882,702,921	154.76	100.0	5,130,096,845	163.01	100.0

	下水道使用料（円）	1㎥当（円）	原価との差（円）	下水道使用料（円）	1㎥当（円）	原価との差（円）
使用料単価	5,467,604,516	177.97	23.21	5,359,191,948	175.09	12.08

備考　数値は地方公営企業決算状況調査（決算統計）による。
　　　減価償却費及び資産減耗費から長期前受金戻入額を控除している。
　　　下水道使用料は，一般使用者分及び使用料減免分一般会計負担金の合計である。

（税抜）

3			4			5		
有収汚水量	31,180,267㎥		有収汚水量	30,500,629㎥		有収汚水量	29,950,804㎥	
汚水処理経費（円）	1㎥当（円）	比　率（%）	汚水処理経費（円）	1㎥当（円）	比　率（%）	汚水処理経費（円）	1㎥当（円）	比　率（%）
371,451,205	11.91	7.6	414,542,529	13.59	8.2	333,854,013	11.15	6.8
1,305,644,491	41.87	26.5	1,421,719,682	46.61	28.2	1,369,266,119	45.71	27.6
45,844,961	1.47	0.9	46,577,058	1.53	0.9	64,924,592	2.17	1.3
130,145,041	4.18	2.7	132,249,632	4.34	2.6	134,984,960	4.51	2.7
331,238,255	10.62	6.7	347,677,947	11.40	6.9	368,866,474	12.31	7.5
324,159,002	10.40	6.6	349,460,331	11.46	6.9	358,443,399	11.97	7.3
7,023,869	0.23	0.1	9,842,342	0.32	0.2	8,876,190	0.30	0.2
2,515,506,824	80.68	51.1	2,722,069,521	89.25	53.9	2,639,215,747	88.12	53.4
2,071,629,263	66.44	42.1	2,049,217,458	67.18	40.6	2,054,321,640	68.59	41.6
317,556,369	10.18	6.5	261,452,520	8.57	5.2	216,729,498	7.24	4.4
17,222,283	0.55	0.3	15,012,759	0.49	0.3	31,583,931	1.05	0.6
2,406,407,915	77.17	48.9	2,325,682,737	76.24	46.1	2,302,635,069	76.88	46.6
4,921,914,739	157.85	100.0	5,047,752,258	165.49	100.0	4,941,850,816	165.00	100.0

下水道使用料（円）	1㎥当（円）	原価との差（円）	下水道使用料（円）	1㎥当（円）	原価との差（円）	下水道使用料（円）	1㎥当（円）	原価との差（円）
5,330,747,109	175.45	17.60	5,281,879,667	178.14	12.65	5,199,347,850	178.37	13.37

(6) 下水道使用料の調定額及び収入額

ア 現年度分

年　度	調定額		収入額		年度末未収額		未収のうち不納欠損額		収納率
	件数(件)	金額(円) A	件数(件)	金額(円) B	件数(件)	金額(円) A-B	件数(件)	金額(円)	B/A
令和元	878,729	5,922,457,627	790,207	5,394,543,300	88,522	527,914,327	0	0	91.1%
2	880,700	5,872,367,349	795,845	5,317,036,929	84,855	555,330,420	3	20,089	90.5%
3	884,009	5,842,654,717	799,648	5,333,814,870	84,361	508,839,847	0	0	91.2%
4	886,247	5,784,077,702	799,692	5,274,077,601	86,555	510,000,101	0	0	91.2%
5	886,161	5,693,775,445	800,314	5,199,941,881	85,847	493,833,564	0	0	91.3%

イ 過年度分　(繰越未収)

年　度	調定額		収入額		年度末未収額		未収のうち不納欠損額		収納率
	件数(件)	金額(円) C	件数(件)	金額(円) D	件数(件)	金額(円) C-D	件数(件)	金額(円)	D/C
令和元	116,754	657,441,585	90,524	535,034,594	26,230	122,406,991	5,880	25,674,476	81.4%
2	108,867	624,278,994	88,234	529,764,377	20,633	94,514,617	4,870	22,824,529	84.9%
3	100,589	626,720,894	84,391	554,907,115	16,198	71,813,779	4,020	17,683,279	88.5%
4	96,523	562,827,951	82,765	505,032,035	13,758	57,795,916	3,159	12,303,962	89.7%
5	97,136	554,125,110	84,565	499,840,450	12,571	54,284,660	3,153	12,232,627	90.2%

備　考　現年度分の各年度末未収額には3月調定で4月が納入期限であるものを含む。
過年度分(繰越未収)の調定額は，水量更正による減額分を除いた額である。
収納率は，不納欠損処理前の率である。

2　使用料体系の推移等

(1) 下水道使用料（１か月）の推移

種別			昭和39年～51年度	
家事用		（1㎥につき）	5㎥未満の場合は5㎥とし，5㎥を超え10㎥未満の場合は10㎥として算出する。	円 13
工事用又は官公署団体用		（1㎥につき）	20㎥未満の場合は20㎥として算出する。	13
営業用		（1㎥につき）	20㎥未満の場合は20㎥として算出する。	13
公衆浴場用		（1㎥につき）	100㎥未満の場合は100㎥として算出する。	6
水洗便所の使用料	大便器	1個につき		40
水洗便所の使用料	小便器	1個につき		30
水洗便所の使用料	大小両用便器	1個につき		70
摘要			※昭和52年3月で水洗便所の使用料廃止	
改定率（%）				－

種別		昭和52.4～53.3		昭和53.4～59.3	
家事用	基本使用料	～8㎥	円 240	～8㎥	円 320
家事用	超過使用料（1㎥につき）	9㎥～	30	9㎥～	40
家事用以外	基本使用料	～8㎥	240	～8㎥	320
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	9～20㎥	30	9～20㎥	40
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	21～50㎥	35	21～50㎥	45
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	51㎥～	40	51㎥～	60
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）				
摘要		昭和52年度のみの暫定使用料			
改定率（%）			－		192.8
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率			－		－

種別		平成9.10～13.3		平成13.4～26.3		平成26.4～令和元.9		令和元.10～4.6	
家事用	基本使用料	～8㎥	円 998	～8㎥	円 1,096	～8㎥	円 1,096	～8㎥	円 1,096
家事用	超過使用料（1㎥につき）	9㎥～	140	9㎥～	156	9㎥～	156	9㎥～	156
家事用以外	基本使用料	～8㎥	998	～8㎥	1,096	～8㎥	1,096	～8㎥	1,096
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	9～20㎥	140	9～20㎥	156	9～20㎥	156	9～20㎥	156
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	21～50㎥	164	21～50㎥	183	21～50㎥	183	21～50㎥	183
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	51～200㎥	225	51～200㎥	251	51～200㎥	251	51～200㎥	251
家事用以外	超過使用料（1㎥につき）	201㎥～	250	201㎥～	275	201㎥～	275	201㎥～	275
摘要									
改定率（%）			－		10.2		－		－
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率		転嫁	5%	転嫁	5%	転嫁	8%	転嫁	10%

種別		令和4.7～	
	基本使用料	従量使用料（1㎥につき）	
家事用	円 1,026	～8㎥	円 10
家事用		9㎥～	156
家事用以外	円 1,026	～8㎥	10
家事用以外		9～20㎥	156
家事用以外		21～50㎥	183
家事用以外		51～200㎥	251
家事用以外		201㎥～	275
摘要			
改定率（%）			－
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率		転嫁	10%

昭和59.4 ～63.3	昭和63.4 ～平成元.3	平成元.4 ～3.3	平成3.4 ～4.3	平成4.4 ～7.3	平成7.4 ～8.3	平成8.4 ～9.9
～8㎥ 円 528	～8㎥ 円 720	～8㎥ 円 720	～8㎥ 円 720	～8㎥ 円 864	～8㎥ 円 864	～8㎥ 円 998
9㎥～ 66	9㎥～ 90	9㎥～ 90	9㎥～ 90	9㎥～ 113	9㎥～ 113	9㎥～ 140
～8㎥ 528	～8㎥ 720	～8㎥ 720	～8㎥ 720	～8㎥ 864	～8㎥ 864	～8㎥ 998
9～20㎥ 66	9～20㎥ 90	9～20㎥ 90	9～20㎥ 90	9～20㎥ 113	9～20㎥ 113	9～20㎥ 140
21～50㎥ 75	21～50㎥ 103	21～50㎥ 103	21～50㎥ 103	21～50㎥ 130	21～50㎥ 130	21～50㎥ 164
51㎥～ 104	51～200㎥ 143	51～200㎥ 143	51～200㎥ 143	51～200㎥ 182	51～200㎥ 182	51～200㎥ 225
	201㎥～ 160	201㎥～ 160	201㎥～ 160	201㎥～ 208	201㎥～ 208	201㎥～ 250
69.34	42.71	－	－	25.12	－	19.9
－	－	転嫁 3%	凍結	凍結	転嫁 3%	転嫁 3%

(2) 下水道使用料減免措置（１か月）の推移

用途		昭和39.4～52.3	昭和52.4～53.3	昭和53.4～59.3	昭和59.4～63.3	昭和63.4～平成元.3
生活保護世帯等 児童扶養手当 特別児童扶養 手当受給世帯	基本使用料	–	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
	超過使用料（1㎥につき）					
独居高齢者世帯	基本使用料	–	–	–	–	–
	超過使用料（1㎥につき）					
社会福祉施設	基本使用料	–	～8㎥ 円 240	～8㎥ 円 320	～8㎥ 円 528	～8㎥ 円 720
	超過使用料（1㎥につき）		9㎥～ 13	9㎥～ 20	9㎥～ 33	9㎥～ 45
公衆浴場	基本使用料	–	～8㎥ 240	～8㎥ 320	～8㎥ 528	～8㎥ 720
	超過使用料（1㎥につき）		9～20㎥ 30	9～20㎥ 40	9～20㎥ 66	9～20㎥ 90
			21㎥～ 6	21㎥～ 9	21㎥～ 15	21㎥～ 21
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率		–	–	–	–	–

用途		平成8.4～9.9	平成9.10～13.3	平成13.4～20.9	平成20.10～26.3	平成26.4～27.5
生活保護世帯等 児童扶養手当 特別児童扶養 手当受給世帯	基本使用料	全額免除	全額免除	全額免除	～8㎥ 円 548	～8㎥ 円 532
	超過使用料（1㎥につき）				9㎥～ 78	9㎥～ 75
独居高齢者世帯	基本使用料	～8㎥ 円 636	～8㎥ 円 622	～8㎥ 円 682	～8㎥ 682	～8㎥ 662
	超過使用料（1㎥につき）	9㎥～ 140	9㎥～ 137	9㎥～ 152	9㎥～ 156	9㎥～ 151
障害者のみの世帯	基本使用料	–	–	–	～8㎥ 548	～8㎥ 532
	超過使用料（1㎥につき）				9㎥～ 78	9㎥～ 75
社会福祉施設	基本使用料	～8㎥ 998	～8㎥ 978	～8㎥ 1,074	～8㎥ 1,096	～8㎥ 1,096
	超過使用料（1㎥につき）	9㎥～ 67	9㎥～ 65	9㎥～ 72	9㎥～ 77	9㎥～ 77
公衆浴場	基本使用料	～8㎥ 998	～8㎥ 978	～8㎥ 1,074	～8㎥ 1,074	～8㎥ 1,074
	超過使用料（1㎥につき）	9～20㎥ 140	9～20㎥ 137	9～20㎥ 152	9～20㎥ 152	9～20㎥ 152
		21㎥～ 18	21㎥～ 17	21㎥～ 18※	21㎥～ 18※	21㎥～ 18※
消費税転嫁の状況及び転嫁した税率		転嫁 3%	転嫁 5%	転嫁 5%	転嫁 5%	転嫁 8%

※「旭川市確保特定浴場指定指針」による確保特定浴場として市の指定を受けた施設の減免適用水量は1,300㎥まで，指定を受けない施設は650㎥まで。

※令和6年3月31日をもって生活保護世帯等と独居高齢者世帯の減免は廃止。

※令和6年8月31日をもって特別児童扶養手当受給世帯と障害者のみ世帯の減免は廃止。

〔減免措置適用条件〕

区分	条件
児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給者
社会福祉施設	社会福祉法人が営む社会福祉法による社会福祉施設
公衆浴場	物価統制令の規定に基づき，入浴料金が定められる公衆浴場

平成元.4～3.3	平成3.4～4.3	平成4.4～5.3	平成5.4～7.3	平成7.4～8.3
全額免除	全額免除	全額免除	全額免除	全額免除
－	－	－	～8㎥ 552円	～8㎥ 552円
			9㎥～ 113	9㎥～ 113
～8㎥ 720円	～8㎥ 720円	～8㎥ 864円	～8㎥ 864	～8㎥ 864
9㎥～ 45	9㎥～ 45	9㎥～ 55	9㎥～ 55	9㎥～ 55
～8㎥ 720	～8㎥ 720	～8㎥ 864	～8㎥ 864	～8㎥ 864
9～20㎥ 90	9～20㎥ 90	9～20㎥ 113	9～20㎥ 113	9～20㎥ 113
21㎥～ 15	21㎥～ 15	21㎥～ 15	21㎥～ 15	21㎥～ 15
転嫁 3%	凍結	凍結	凍結	転嫁 3%

平成27.6～令和元.9	令和元.10～4.6	用途	令和4.7～ 基本使用料	令和4.7～ 従量使用料
～8㎥ 548円	～8㎥ 548円	生活保護世帯等 児童扶養手当 特別児童扶養 手当受給世帯 障害者のみの世帯	514円	～8㎥ 5円
9㎥～ 78	9㎥～ 78			9㎥～ 78
～8㎥ 682	～8㎥ 682			
9㎥～ 156	9㎥～ 156			
～8㎥ 548	～8㎥ 548	独居高齢者世帯	640	～8㎥ 10
9㎥～ 78	9㎥～ 78			9㎥～ 156
～8㎥ 1,096	～8㎥ 1,096	社会福祉施設	1,026	～8㎥ 10
9㎥～ 77	9㎥～ 77			9㎥～ 77
～8㎥ 1,074	～8㎥ 1,074	公衆浴場	1,004	～8㎥ 10
9～20㎥ 152	9～20㎥ 152			9～20㎥ 152
21㎥～ 18※	21㎥～ 18※			21㎥～ 18※
転嫁 8%	転嫁 10%	消費税転嫁の状況及び転嫁した税率	転嫁 10%	

(3) 地下水使用者の認定基準

① 家事用の場合

揚水量測定装置があるときは，測定装置により測定された水量とし，測定装置がない場合は，次の表に定める基準により認定する。

水量認定基準（１か月分）

汚　水	１戸１人まで	６ m^3
	１戸２人以上４人まで	８ m^3
	１人増すごとに	２ m^3
浴　槽（浴場用を除く）	２人まで	１ m^3
	３人以上４人まで	２ m^3
	５人以上	３ m^3
水洗便所	２人まで	１ m^3
	３人以上６人まで	２ m^3
	１人増すごとに	１ m^3

水量早見表（２か月分）

家　族	汚　水	風　呂	水洗トイレ	計
１人	12 m^3	２ m^3	２ m^3	16 m^3
２人	16 m^3	２ m^3	２ m^3	20 m^3
３人	16 m^3	４ m^3	４ m^3	24 m^3
４人	16 m^3	４ m^3	４ m^3	24 m^3
５人	20 m^3	６ m^3	４ m^3	30 m^3
６人	24 m^3	６ m^3	４ m^3	34 m^3
７人	28 m^3	６ m^3	６ m^3	40 m^3

② 家事用以外の場合

揚水量測定装置があるときは，測定装置により測定された水量とし，測定装置がない場合は，従業員数，施設の状況，水の使用態様等を勘案して認定する。

3　受益者負担金制度

(1) 趣　旨

生活環境の基盤整備としての公共下水道建設には多額な費用を要することから，その財源確保のために，都市計画法で受益者負担金の制度が設けられている。

本市でも，昭和46年度に条例を制定して，この制度を採用した。

(2) 負担区設定

① 第1負担区（昭和47年度設定）

昭和46年度に本制度が採用され，すでに整備された区域と新たな整備計画区域（5か年）の757haを昭和47年度に第1負担区として設定した。

② 第2負担区（昭和57年度設定）

第1負担区の下水道整備がほぼ完了したことから，新たな整備計画区域（5か年）1,378haと先行投資された204haを合わせた1,582haを第2負担区として設定した。

③ 第3負担区（昭和62年度設定）

昭和62年度から平成3年度までの5か年間に整備する区域812haと先行投資された86haを合わせた898haを第3負担区として設定した。

④ 第4負担区（平成3年度設定）

平成3年度から平成7年度までの5か年間に整備する面積1,618haのうち1,326haを第4負担区として設定した。

⑤ 第5負担区（平成8年度設定）

平成8年度から平成12年度までの5か年間に整備する面積1,438haのうち1,315haと先行投資された153haを合わせた1,468haを第5負担区として設定した。

⑥ 第6負担区（平成12年度設定）

平成12年度から平成16年度までの5か年間に整備する面積463haと先行投資された87haを合わせた550haを第6負担区として設定した。

(3) 単位負担金額

負担区の名称	設定年月	単位負担金額（円／㎡）	算出基礎（$\frac{\text{事業費（千円）}}{\text{地　積（ ha ）}}$×負担率）
第1負担区	昭和47年11月	104	$\frac{3,945,055}{757} \times \frac{1}{5}$
第2負担区	昭和57年 6月	370	$\frac{29,335,336}{1,582} \times \frac{1}{5}$
第3負担区	昭和62年 4月	370	末端管渠費相当額を基礎として他都市の状況等を参考に決定
第4負担区	平成 3年 4月	370	〃
第5負担区	平成 8年 4月	370	〃
第6負担区	平成12年 4月	370	〃

(4) 徴収方法等

負担区別	徴収方法	徴収年限	徴収回数
第1負担区	普通徴収	3か年間	年2回
第2～6負担区		5か年間	

(5) 受益者負担金徴収状況（令和6年3月31日現在）

ア 現年度分

年度	調定額		収入額		年度末未収額		未収のうち不納欠損額		収納率
	件数(件)	金額(円)A	件数(件)	金額(円)B	件数(件)	金額(円)A-B	件数(件)	金額(円)	B/A
令和元	42	1,980,400	35	1,850,400	7	130,000	0	0	93.4%
2	12	2,705,380	12	2,705,380	0	0	0	0	100.0%
3	8	1,278,000	8	1,278,000	0	0	0	0	100.0%
4	4	133,400	4	133,400	0	0	0	0	100.0%
5	72	28,798,460	71	28,788,860	1	9,600	0	0	99.9%

イ 過年度分（繰越未収）

年度	調定額		収入額		年度末未収額		未収のうち不納欠損額		収納率
	件数(件)	金額(円)C	件数(件)	金額(円)D	件数(件)	金額(円)C-D	件数(件)	金額(円)	D/C
令和元	436	68,948,800	98	6,880,870	338	62,067,930	2	35,200	10.0%
2	343	62,162,730	181	30,656,460	162	31,506,270	19	2,588,540	49.3%
3	143	28,917,730	53	17,102,920	90	11,814,810	10	45,500	59.1%
4	80	11,769,310	7	1,412,400	73	10,356,910	0	0	12.0%
5	73	10,356,910	4	1,035,100	69	9,321,810	17	1,537,090	10.0%

※収納率は，不納欠損処理前の率である。

4　受益者分担金制度

(1) 趣　旨

生活環境の基盤整備としての公共下水道建設には多額な費用を要することから，その財源確保のために，市街化調整区域においては地方自治法で分担金の制度が設けられている。

本市では，平成14年3月27日に条例を制定して，平成14年度からこの制度を採用した。

(2) 対象区域（処理区域）

東旭川町上兵村，下兵村，共栄，旭正，忠別，日ノ出及び倉沼の一部，春光台4条の一部，神居町台場の一部並びに台場東の一部の地区

(3) 単位分担金額

設定年月	単位分担金額（円／㎡）	備　考
平成14年4月	370	・受益者負担金と同額とした ・230㎡を限度として賦課

(4) 徴収方法等

区　分	徴収方法	徴収年限	徴収回数
全対象区域	普通徴収	5か年間	年2回

(5) 受益者分担金徴収状況(令和6年3月31日現在)

調定年度	調定額（円）	収入額（円）	未収額（円）	収納率（%）
令和元	454,500	454,500	0	100.0
2	327,940	327,940	0	100.0
3	450,780	450,780	0	100.0
4	340,900	340,900	0	100.0
5	398,500	398,500	0	100.0

第9編　組　　　　織

1　旭川市水道局機構図（令和6年4月1日現在）

合計153 人

- 水道事業管理者（1）
  - 水道局（1部8課19係）152 人
    - 上下水道部 152 人　部長（1）　次長（4）（8課19係）
      - 水道技術管理者（管路管理課長）
      - 総務課 12 人　課長（次長事務取扱）
        - 総務係（5）
        - 管理係（6）
      - 経営企画課 17 人　課長（1）　工事検査担当課長（次長事務取扱）
        - 工事検査担当（2）
        - 企画財務係（8）
        - 契約係（5）
      - 料金課 18 人　課長（1）
        - 料金管理係（8）
        - 料金収納係（9）
      - 管路管理課 31 人　課長（次長事務取扱）　主幹（1）
        - 給排検針係（12）
        - 維持係（17）
      - 水道施設課 20 人　課長（1）
        - 水道事業係（5）
        - 水道建設係（14）
      - 下水道施設課 12 人　課長（次長事務取扱）
        - 下水道事業係（6）
        - 下水道建設係（5）
      - 浄水課 26 人　課長（1）
        - 施設整備係（5）
        - 石狩川浄水場（10）
        - 忠別川浄水場（4）
        - 水質試験係（6）
      - 下水処理センター 15 人　所長（1）　主幹（1）
        - 施設管理係（4）
        - 施設建設係（5）
        - 水質係（4）

※再任用職員を含む。

（経営企画課(工事検査担当)1, 契約係1, 料金管理係1, 給排検針係2, 維持係1）

※総務課主幹(総務係長事務取扱)及び下水道施設課主幹(下水道事業係長事務取扱)は同係の人数に含む。

2　事務分掌

課	係	事　務　分　掌
総　務　課	総　務　係	1　文書の収受及び発送に関すること。
		2　編さん簿冊の保管に関すること。
		3　法令，条例及び管理規程に関すること。
		4　市議会に係る事項の総括に関すること。
		5　部課長会議等に関すること。
		6　職員の人事及び服務に関すること。
		7　公印に関すること。
		8　災害対策の総括に関すること。
		9　労働組合に関すること。
		10　関係団体に関すること。
		11　特命事項に関すること。
	管　理　係	1　職員の給与及び福利厚生に関すること。
		2　職員の安全及び衛生管理に関すること。
		3　会計年度任用職員，臨時的任用職員及び嘱託職員に関すること。
		4　損害賠償に関すること。
		5　交通事故の処理の総括に関すること。
		6　庁舎の維持管理に関すること。
		7　被服貸与に関すること。
		8　広報及び広聴活動に関すること。
		9　情報機器の導入及び維持管理に関すること。
		10　情報システムの活用に係る指導助言に関すること。
		11　情報セキュリティに関すること。
経 営 企 画 課	(工事検査担当)	1　工事の調査に関すること。
		2　設計図書の審査に関すること。
		3　工事の検査に関すること。

課	係	事　務　分　掌
経営企画課	企画財務係	1　経営の企画，調査及び研究に関すること。 2　財政計画の策定に関すること。 3　予算の編成及び執行管理の総括に関すること。 4　現金及び保証金品の収入保管並びに支払に関すること。 5　収入・支出証書の審査に関すること。 6　出納取扱金融機関等に関すること。 7　企業債及び一時借入金に関すること。 8　決算の調製及び総括に関すること。 9　資産の取得管理及び処分に関すること。 10　棚卸資産の出納保管に関すること。 11　不用品等の処分に関すること。 12　業務状況の報告に関すること。 13　領収公印の保管に関すること。
	契約係	1　工事請負（委託を含む。）の入札及び契約に関すること。 2　物品の購入等に関すること。 3　入札参加者の審査及び選定に関すること。
料金課	料金管理係	1　水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の調定，減免，還付，督促状の発付及び納入方法に関すること。
	料金収納係	1　料金等の徴収，納入相談，滞納整理，滞納整理に係る給水停止処分，支払督促，滞納処分及び欠損処分に関すること。 2　下水道事業受益者負担金及び下水道事業受益者分担金の業務に関すること。
管路管理課	給排検針係	1　給水装置及び排水設備に関すること。 2　給水工事指定店及び排水工事指定店の指定及び技術指導に関すること。 3　水洗便所等改造資金の融資のあつせんに関すること。 4　水道メーターに関すること。 5　水道使用の開始及び休止に関すること。 6　検針事務に関すること。 7　使用水量及び用途の認定に関すること。 8　地下水使用に係る汚水排除量及び用途の認定に関すること。 9　汚水排除に係る減量認定に関すること。 10　水道サービスセンターに関すること。 11　お客様センターに関すること。

課	係	事　務　分　掌
管路管理課	維　持　係	1　送水管，配水施設（第一次の配水池を除く。）及び給水管（以下「配水管等」という。）の図面等管理，維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関すること。 2　配水の管理及び計画に関すること。 3　下水道管渠施設等及び下水ポンプ場施設（亀吉雨水ポンプ場を除く。）の図面等管理，維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関すること。 4　簡易水道の配水管等の維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関すること。 5　農業集落排水処理施設（処理場を除く。）の維持管理，維持計画及び補修工事の実施に関すること。
水道施設課	水道事業係	1　事業計画に関すること。 2　事業認可等に関すること。 3　新技術の企画，調査，研究及び調整に関すること。 4　事業調整に関すること。 5　道路等占用申請に関すること。 6　統計に関すること。
	水道建設係	1　配水管等工事の実施計画に関すること。 2　配水管等工事の実施に関すること。 3　配水管等工事用資材の検査に関すること。
下水道施設課	下水道事業係	1　事業計画に関すること。 2　事業認可等に関すること。 3　新技術の企画，調査，研究及び調整に関すること。 4　事業調整に関すること。 5　道路等占用申請に関すること。 6　統計に関すること。 7　負担区の決定に関すること。 8　供用開始に関すること。
	下水道建設係	1　下水道工事（下水処理場及び下水ポンプ場を除く。以下同じ。）の実施計画に関すること。 2　下水道工事の実施に関すること。 3　下水道工事用資材の検査に関すること。

課	係	事　務　分　掌
浄　水　課	施設整備係	1　取水施設，導水施設，浄水施設，送水管を除く送水施設及び配水施設のうち第一次の配水池（簡易水道を含む。）（以下「浄水場施設等」という。）の工事の実施計画に関すること。 2　浄水場施設等工事の実施に関すること。 3　浄水場施設等工事用資材の検査に関すること。
	石狩川浄水場	1　浄水場施設等の運転管理及び維持管理に関すること。
	忠別川浄水場	1　浄水場施設等の運転管理及び維持管理に関すること。
	水質試験係	1　水質検査に関すること。
下水処理ｾﾝﾀｰ	施設管理係	1　下水処理場施設及び亀吉雨水ポンプ場施設の運転管理，維持管理及び維持計画に関すること。 2　農業集落排水処理施設の処理場の運転管理，維持管理及び維持計画に関すること。
	施設建設係	1　下水処理場及び下水ポンプ場の工事の実施計画に関すること。 2　下水処理場及び下水ポンプ場の工事の実施に関すること。 3　下水処理場及び下水ポンプ場の工事用資材の検査に関すること。
	水　質　係	1　水質管理に関すること。 2　特定事業場排水に関すること。

3　職員数

(1) 職員数の現況

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">区　分</td><td colspan="3">令和5年3月31日</td><td colspan="3">令和6年3月31日</td><td rowspan="2">増　減</td></tr>
<tr><td>計</td><td>収益部門</td><td>建設部門</td><td>計</td><td>収益部門</td><td>建設部門</td></tr>
<tr><td rowspan="6">水道事業</td><td>特別職</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>事務</td><td>28</td><td>28</td><td>0</td><td>29</td><td>27</td><td>2</td><td>1</td></tr>
<tr><td>技術</td><td>58</td><td>34</td><td>24</td><td>55</td><td>33</td><td>22</td><td>△3</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>87</td><td>63</td><td>24</td><td>85</td><td>61</td><td>24</td><td>△2</td></tr>
<tr><td>ﾌﾙﾀｲﾑ会計年度任用職員</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>88</td><td>64</td><td>24</td><td>86</td><td>62</td><td>24</td><td>△2</td></tr>
<tr><td rowspan="5">下水道事業</td><td>事務</td><td>32</td><td>30</td><td>2</td><td>31</td><td>29</td><td>2</td><td>△1</td></tr>
<tr><td>技術</td><td>36</td><td>20</td><td>16</td><td>36</td><td>20</td><td>16</td><td>0</td></tr>
<tr><td>小計</td><td>68</td><td>50</td><td>18</td><td>67</td><td>49</td><td>18</td><td>△1</td></tr>
<tr><td>ﾌﾙﾀｲﾑ会計年度任用職員</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>合計</td><td>68</td><td>50</td><td>18</td><td>67</td><td>49</td><td>18</td><td>△1</td></tr>
</table>

(2) 職員数の推移

年月日	H31.4.1	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1
水道事業	97.0 (0.0)	96.5 (0.0)	89.0 (0.0)	88.0 (0.0)	87.0 (0.0)	87.0 (0.0)
下水道事業	70.0 (2.0)	74.5 (0.0)	70.0 (0.0)	68.0 (0.0)	68.0 (0.0)	67.0 (0.0)
計	167.0 (2.0)	171.0 (0.0)	159.0 (0.0)	156.0 (0.0)	155.0 (0.0)	154.0 (0.0)

※(　)内は暫定再任用短時間勤務職員数（R5.4.1からは定年前再任用短時間勤務職員数）で外数。
※R2.4.1からはフルタイム会計年度任用職員を含む。

(3) 年齢別職員構成

年齢＼費用別	計	水道事業	下水道事業
20歳未満	1	1	0
20～24歳	9	8	1
25～29歳	14	7	7
30～34歳	17	7	10
35～39歳	12	7	5
40～44歳	18	11	7
45～49歳	26	13	13
50～54歳	31	19	12
55～59歳	19	10	9
60歳以上	6	3	3
合　計	153	86	67
平均年齢	43歳　10月	43歳　4月	44歳　6月

※管理者を除く。
令和6年4月1日現在

(4) 勤続年数別職員構成

勤続年数＼費用別	計	水道事業	下水道事業
1年未満	3	3	0
1～ 3年	7	4	3
4～ 6年	14	8	6
7～ 9年	16	8	8
10～12年	7	4	3
13～15年	10	5	5
16～18年	3	2	1
19～21年	7	5	2
22～24年	16	10	6
25～27年	15	8	7
28～30年	20	9	11
31～33年	25	16	9
34～36年	4	1	3
37～39年	1	1	0
40年以上	5	2	3
合　計	153	86	67
平均勤続年数	20年　6月	19年　11月	21年　4月

※管理者を除く。
令和6年4月1日現在

4　給与支給状況

（1） 水道事業会計

項目＼年度		R1	R2	R3	R4	R5
年間延職員数		1,152	1,145	1,056	1,044	1,021
基本給（A）	（千円）	366,806	356,096	330,697	327,059	325,233
給料	（千円）	356,192	347,552	322,491	319,101	319,130
扶養手当	（千円）	10,614	8,544	8,206	7,958	6,103
地域手当	（千円）	0	0	0	0	0
手当等（B）	（千円）	195,030	181,867	158,025	165,601	167,733
時間外勤務手当	（千円）	23,006	16,016	10,595	15,702	16,343
特殊勤務手当	（千円）	579	684	349	350	348
期末勤勉手当	（千円）	141,189	134,962	121,083	123,993	124,779
その他の手当	（千円）	30,256	30,205	25,998	25,556	26,263
合　計（A)+(B)	（千円）	561,836	537,963	488,722	492,660	492,966
平均基本給	（ 円 ）	318,408	311,137	313,160	313,275	318,544
平均月収	（ 円 ）	487,705	470,042	462,805	471,897	482,827

（2） 下水道事業会計

項目＼年度		R1	R2	R3	R4	R5
年間延職員数		827	893	840	816	808
基本給（A）	（千円）	257,323	282,149	267,761	263,383	263,791
給料	（千円）	250,310	274,552	260,393	256,926	257,656
扶養手当	（千円）	7,013	7,476	7,368	6,457	6,135
地域手当	（千円）	0	121	0	0	0
手当等（B）	（千円）	130,775	137,328	127,557	131,302	133,795
時間外勤務手当	（千円）	11,303	7,774	7,061	9,180	9,638
特殊勤務手当	（千円）	281	282	336	360	341
期末勤勉手当	（千円）	98,272	106,640	97,212	100,220	102,302
その他の手当	（千円）	20,919	22,632	22,948	21,542	21,514
合　計（A)+(B)	（千円）	388,098	419,477	395,318	394,685	397,586
平均基本給	（ 円 ）	311,152	316,133	318,763	322,773	326,474
平均月収	（ 円 ）	469,284	470,002	470,617	483,683	492,062

※ 職員給与費を支出している職員の年間延べ人数を記載

※ 管理者，暫定再任用短時間勤務職員を除く収益部門，建設部門職員の合計額
　Ｒ２からは管理者を除き，暫定再任用短時間勤務職員（Ｒ５からは定年前再任用短時間勤務職員）及びフルタイム会計年度任用職員を含む収益部門，建設部門職員の合計額

※ 手当は，退職手当，児童手当を含まない額

5　機構の変遷（昭和49年5月10日以降）

昭和49年5月10日改正

合計324人

- 管理者
  - 水道局（1部7課26係）
    - 水道部
      - 技術主幹
        - 技術主査（0）
      - 庶務課
        - 庶務係（14）
        - 財務係（8）
        - 会計係（11）
      - 営業課
        - 料金係（18）
        - 徴収係（24）
        - 整理係（7）
        - 計量係（30）
        - 西神楽営業所（1）
        - 東鷹栖営業所（2）
      - 給水課
        - 給水装置係（17）
        - 給水工事係（9）
        - 修繕係（22）
        - 管理係（15）
        - 量水器係（8）
        - 指導相談係（7）
      - 工務課
        - 工務係（18）
        - 東神楽浄水場（12）
        - 東鷹栖浄水場（13）
        - 水質試験所（7）
      - 下水道管理課
        - 業務係（10）
        - 設備係（16）
        - 下水処理場（21）
      - 下水道建設課
        - 計画係（4）
        - 工事第1係（9）
        - 工事第2係（12）

昭和50年6月20日改正（2部制）

合計326人

- 管理者
  - 水道局（2部7課26係）
    - 水道部
      - 技術主幹
        - 技術主査（1）
      - 庶務課
        - 庶務係（14）
        - 財務係（8）
        - 会計係（11）
      - 営業課
        - 料金係（19）
        - 徴収係（23）
        - 整理係（7）
        - 計量係（29）
        - 西神楽営業所（1）
        - 東鷹栖営業所（2）
      - 給水課
        - 給水装置係（17）
        - 給水工事係（9）
        - 修繕係（22）
        - 管理係（15）
        - 量水器係（9）
        - 指導相談係（7）
      - 工務課
        - 工務係（18）
        - 東神楽浄水場（13）
        - 東鷹栖浄水場（13）
        - 水質試験所（7）
    - 下水道部
      - 下水道管理課
        - 業務係（10）
        - 設備係（16）
        - 下水処理場（21）
      - 下水道建設課
        - 計画係（4）
        - 工事第1係（9）
        - 工事第2係（12）

昭和51年5月1日改正

合計326人

- 管理者
  - 水道局（2部7課27係）
    - 水道部
      - 技術主幹
        - 技術主査（0）
      - 庶務課
        - 庶務係（13）
        - 財務係（8）
        - 会計係（12）
      - 営業課
        - 料金係（19）
        - 徴収係（21）
        - 整理係（7）
        - 計量係（29）
        - 西神楽営業所（1）
        - 東鷹栖営業所（2）
      - 給水課
        - 給水装置係（16）
        - 給水工事係（10）
        - 修繕係（19）
        - 管理係（18）
        - 量水器係（9）
        - 指導相談係（7）
      - 工務課
        - 工務係（18）
        - 東神楽浄水場（13）
        - 東鷹栖浄水場（13）
        - 水質試験所（7）
    - 下水道部
      - 管理課
        - 業務係（4）
        - 促進係（6）
        - 設備係（16）
        - 下水処理場（21）
      - 建設課
        - 計画係（6）
        - 工事第1係（9）
        - 工事第2係（11）

昭和56年4月1日改正

合計345人

- 管理者
  - 水道局（2部9課31係）
    - 水道部
      - 技術主幹
        - 技術主査（0）
      - 庶務課
        - 庶務係（12）
        - 財務係（8）
        - 会計係（10）
      - 営業課
        - 料金係（22）
        - 収納係（29）
        - 計量係（32）
        - 西神楽営業所（1）
        - 東鷹栖営業所（1）
      - 給水課
        - 給水装置係（14）
        - 給水工事係（11）
        - 修繕係（18）
        - 管理係（20）
        - 量水器係（10）
        - 指導相談係（7）
      - 工務課
        - 工務係（18）
        - 東神楽浄水場（13）
        - 東鷹栖浄水場（14）
        - 水質試験所（7）
    - 下水道部
      - 管理課
        - 業務係（4）
        - 促進係（6）
        - 設備係（16）
      - 計画課
        - 計画係（5）
        - 事業係（3）
      - 建設課
        - 工事第1係（9）
        - 工事第2係（13）
        - 施設建設係（8）
      - 施設課
        - 施設係（5）
        - 水質係（2）
        - 西部操作係（8）
        - 亀吉操作係（7）

平成元年4月14日改正

合計318人

管理者 ― 水道局（2部10課31係）

- 水道部
  - 技術主幹
    - 技術主査（2）
  - 庶務課
    - 庶務係（12）
    - 財務係（9）
    - 会計係（6）
  - 営業課
    - 料金係（16）
    - 収納係（15）
    - 計量係（22）
  - 給水課
    - 給水装置係（11）
    - 給水工事係（11）
    - 量水器係（10）
  - 配水課
    - 管理係（14）
    - 配水係（13）
    - 東神楽浄水場（13）
    - 東鷹栖浄水場（14）
    - 水質試験所（6）
  - 工務課
    - 工務第1係（9）
    - 工務第2係（10）
    - 改良係（10）
- 下水道部
  - 管理課
    - 業務係（5）
    - 負担金係（5）
    - 維持管理係（9）
    - 排水設備係（10）
  - 計画課
    - 計画係（5）
    - 事業係（5）
  - 建設課
    - 工事第1係（12）
    - 工事第2係（13）
    - 施設建設係（8）
  - 施設課
    - 施設係（8）
    - 水質係（6）
    - 西部操作係（8）
    - 亀吉操作係（8）

平成4年4月17日改正（3部制）

合計314人

管理者 ― 水道局（3部10課31係）

- 管理部
  - 企画総務課
    - 庶務係（12）
    - 企画財務係（11）
  - 経理課
    - 経理係（6）
    - 情報処理係（5）
    - 工事検査係（3）
  - 営業課
    - 料金係（11）
    - 収納係（15）
    - 計量係（22）
- 水道部
  - 設備課
    - 設備第1係（12）
    - 設備第2係（14）
    - 量水器係（8）
  - 配水課
    - 管理係（14）
    - 配水係（11）
    - 漏水防止主査（2）
  - 浄水課
    - 水質試験係（6）
    - 東神楽浄水場（13）
    - 東鷹栖浄水場（14）
  - 工務課
    - 工務第1係（9）
    - 工務第2係（10）
    - 改良係（10）
- 下水道部
  - 普及課
    - 普及係（8）
    - 負担金係（5）
    - 維持係（10）
  - 建設課
    - 計画係（7）
    - 建設管理係（8）
    - 工事係（20）
    - 施設建設係（6）
  - 施設課
    - 施設係（8）
    - 水質係（5）
    - 西部下水処理場（9）
    - 亀吉下水処理場（4）

平成7年4月15日改正

合計314人
- 管理者 ― 水道局（3部11課31係）
  - 管理部
    - 企画総務課
      - 庶務係 (12)
      - 企画財務係 (12)
    - 経理課
      - 経理係 (6)
      - 情報処理係 (5)
    - 営業課
      - 料金第１係 (7)
      - 料金第２係 (20)
      - 収納係 (16)
    - 工事検査室
      - 主査 (2)
  - 水道部
    - 設備課
      - 設備第１係 (12)
      - 設備第２係 (14)
      - 量水器係 (9)
    - 配水課
      - 管理係 (10)
      - 配水係 (11)
      - 漏水防止係 (6)
    - 浄水課
      - 水質試験係 (6)
      - 東神楽浄水場 (14)
      - 東鷹栖浄水場 (15)
    - 工務課
      - 工務第１係 (11)
      - 工務第２係 (10)
      - 改良係 (10)
  - 下水道部
    - 普及課
      - 普及係 (8)
      - 負担金係 (5)
      - 維持係 (10)
    - 建設課
      - 計画係 (7)
      - 建設管理係 (8)
      - 工事係 (21)
      - 施設建設係 (6)
    - 施設課
      - 施設係 (8)
      - 水質係 (5)
      - 西部下水処理場 (9)
      - 亀吉下水処理場 (4)

平成12年4月1日改正

合計297人
- 管理者 ― 水道局（3部11課31係）
  - 管理部
    - 総務課
      - 総務係 (10)
      - 情報管理係 (5)
    - 経理課
      - 経理係 (5)
      - 財務係 (6)
      - 契約係 (5)
    - 料金課
      - 料金集計係 (7)
      - 料金お知らせ係 (18)
      - 料金収納係 (14)
    - 工事検査課
      - 検査主査 (1)
  - 水道部
    - 給水課
      - 業務係 (8)
      - 給排水設備係 (14)
      - 量水器係 (8)
    - 配水課
      - 配水調整係 (11)
      - 維持管理係 (10)
      - 漏水防止係 (4)
    - 浄水課
      - 水質試験係 (5)
      - 東鷹栖浄水場 (14)
      - 東神楽浄水場 (14)
    - 工務課
      - 計画係 (7)
      - 施設整備係 (10)
      - 改良係 (8)
  - 下水道部
    - 普及課
      - 普及係 (6)
      - 負担金係 (4)
      - 維持係 (10)
    - 建設課
      - 計画係 (6)
      - 建設管理係 (7)
      - 工事係 (20)
      - 施設建設係 (6)
    - 下水処理センター
      - 管理係 (5)
      - 施設係 (10)
      - 水質係 (5)

平成13年11月19日改正（2部制）

合計286人
管理者――水道局（2部10課30係）

- 営業部
  - 総務課
    - 総務係（10）
    - 広報係（5）
    - 情報管理係（6）
  - 経理課
    - 経理係（6）
    - 財務係（6）
    - 契約係（6）
  - 料金課
    - 料金集計係（7）
    - 料金お知らせ係（18）
    - 料金収納係（15）
  - 工事検査課
    - （スタッフ）（2）
- 事業部
  - 給排水課
    - 庶務係（8）
    - 負担金係（5）
    - 給排水係（14）
    - メーター係（8）
  - 水道維持課
    - 水調整係（11）
    - 管理係（9）
    - 漏水防止係（5）
  - 浄水課
    - 石狩川浄水場（15）
    - 忠別川浄水場（14）
    - 水質試験係（6）
  - 水道整備課
    - 水道計画係（6）
    - 施設整備係（11）
    - 改良係（9）
  - 下水道整備課
    - 下水道計画係（7）
    - 事業調整係（9）
    - 工事係（18）
    - 施設建設係（6）
    - 維持係（11）
  - 下水処理センター
    - 管理係（5）
    - 施設係（10）
    - 水質係（4）

平成15年4月1日改正

合計243人
管理者――水道局（2部9課24係）

- 営業部
  - 総務課
    - （工事検査担当）（2）
    - 総務係（9）
    - 広報係（4）
    - 情報管理係（5）
  - 経理課
    - 経理係（5）
    - 財務係（6）
    - 契約係（6）
  - 料金課
    - 料金集計係（9）
    - 料金収納係（14）
  - サービス課
    - 検針係（14）
    - 給排水係（16）
- 事業部
  - 管理課
    - 庶務係（6）
    - 配水係（12）
    - 水道維持係（9）
  - 浄水課
    - 石狩川浄水場（15）
    - 忠別川浄水場（14）
    - 水質試験係（6）
  - 水道整備課
    - 施設整備係（14）
    - 改良係（10）
  - 下水道整備課
    - 計画係（9）
    - 工事係（15）
    - 施設建設係（7）
    - 下水道維持係（10）
  - 下水処理センター
    - 施設管理係（10）
    - 水質係（4）

平成20年5月1日改正

合計197人（うち再任用職員10人）

管理者 ― 水道局（1部9課21係） ― 上下水道部

- 総務課
  - （工事検査担当）（2）
  - 総務係（12）
  - 情報管理係（4）
- 経理課
  - 経理係（5）
  - 財務係（6）
  - 契約係（5）
- 料金課
  - 料金集計係（7）
  - 料金収納係（14）
- サービス課
  - 検針係（9）
  - 給排水係（11）
- 事業課
  - 事業調整係（7）
  - 計画係（6）
- 維持課
  - 水道維持係（17）
  - 下水道維持係（9）
- 建設課
  - 水道建設係（13）
  - 下水道建設係（6）
- 浄水課
  - 石狩川浄水場（18）
  - 忠別川浄水場（13）
  - 水質試験係（6）
- 下水処理センター
  - 施設管理係（5）
  - 施設建設係（6）
  - 水質係（5）

平成21年4月1日改正

合計194人（うち再任用職員12人）

管理者 ― 水道局（1部9課21係） ― 上下水道部

- 総務課
  - （工事検査担当）（2）
  - 総務係（8）
  - 管理係（7）
- 経理課
  - 経理係（5）
  - 財務係（6）
  - 契約係（5）
- 料金課
  - 料金集計係（7）
  - 料金収納係（14）
- サービス課
  - 検針係（8）
  - 給排水係（11）
- 事業課
  - 事業調整係（7）
  - 計画係（6）
- 維持課
  - 水道維持係（17）
  - 下水道維持係（9）
- 建設課
  - 水道建設係（13）
  - 下水道建設係（6）
- 浄水課
  - 石狩川浄水場（17）
  - 忠別川浄水場（13）
  - 水質試験係（6）
- 下水処理センター
  - 施設管理係（5）
  - 施設建設係（6）
  - 水質係（5）

平成24年4月1日改正

合計180人（うち再任用職員14人）

- 管理者 ― 水道局（1部8課20係） ― 上下水道部
  - 総務課
    - 総務係 (8)
    - 管理係 (7)
  - 経営企画課
    - （工事検査担当）(1)
    - 経営企画係 (6)
    - 経理係 (5)
    - 契約係 (5)
  - 料金課
    - 料金集計係 (7)
    - 料金収納係 (13)
  - サービス課
    - 検針係 (7)
    - 給排水係 (9)
  - 水道施設課
    - 水道事業係 (5)
    - 水道維持係 (14)
    - 水道建設係 (11)
  - 下水道施設課
    - 下水道事業係 (6)
    - 下水道維持係 (9)
    - 下水道建設係 (6)
  - 浄水課
    - 石狩川浄水場 (16)
    - 忠別川浄水場 (13)
    - 水質試験係 (6)
  - 下水処理センター
    - 施設管理係 (9)
    - 施設建設係 (6)

平成29年4月1日改正

合計173人（うち再任用職員11人）

- 管理者 ― 水道局（1部8課22係） ― 上下水道部
  - 総務課
    - 総務係 (6)
    - 管理係 (6)
  - 経営企画課
    - （工事検査担当）(1)
    - 経営企画係 (6)
    - 経理係 (4)
    - 契約係 (5)
  - 料金課
    - 料金集計係 (6)
    - 料金収納係 (12)
  - サービス課
    - 検針係 (7)
    - 給排水係 (9)
  - 水道施設課
    - 水道事業係 (5)
    - 水道維持係 (13)
    - 水道建設係 (11)
  - 下水道施設課
    - 下水道事業係 (6)
    - 下水道維持係 (9)
    - 下水道建設係 (6)
  - 浄水課
    - 石狩川浄水場 (14)
    - 忠別川浄水場 (10)
    - 施設整備係 (4)
    - 水質試験係 (6)
  - 下水処理センター
    - 施設管理係 (5)
    - 施設建設係 (6)
    - 水質係 (4)

令和2年4月1日改正

合計170人（うち再任用職員7人）

- 管理者
  - 水道局（1部8課20係）
    - 上下水道部
      - 総務課
        - 総務係（6）
        - 管理係（6）
      - 経営企画課
        - （工事検査担当）（2）
        - 経営企画係（6）
        - 経理係（4）
        - 契約係（5）
      - 料金課
        - 料金集計係（6）
        - 料金収納係（11）
      - 管路管理課
        - 給排検針係（13）
        - 維持係（19）
      - 水道施設課
        - 水道事業係（5）
        - 水道建設係（13）
      - 下水道施設課
        - 下水道事業係（7）
        - 下水道建設係（5）
      - 浄水課
        - 石狩川浄水場（15）
        - 忠別川浄水場（9）
        - 施設整備係（4）
        - 水質試験係（6）
      - 下水処理センター
        - 施設管理係（5）
        - 施設建設係（6）
        - 水質係（4）

令和3年4月1日改正～現在

合計153人（うち再任用職員6人）

- 管理者
  - 水道局（1部8課19係）
    - 上下水道部
      - 総務課
        - 総務係(5)
        - 管理係(6)
      - 経営企画課
        - （工事検査担当）(2)
        - 企画財務係(8)
        - 契約係(5)
      - 料金課
        - 料金管理係(8)
        - 料金収納係(9)
      - 管路管理課
        - 給排検針係(12)
        - 維持係(17)
      - 水道施設課
        - 水道事業係(5)
        - 水道建設係(14)
      - 下水道施設課
        - 下水道事業係(6)
        - 下水道建設係(5)
      - 浄水課
        - 施設整備係(5)
        - 石狩川浄水場(10)
        - 忠別川浄水場(4)
        - 水質試験係(6)
      - 下水処理センター
        - 施設管理係(4)
        - 施設建設係(5)
        - 水質係(4)

旭川市の水道・下水道

令和６年度（２０２４年度）版

編集・発行　旭川市水道局上下水道部総務課
〒070-8541　旭川市上常盤町1丁目
TEL（0166）24-3160
水道局ホームページ
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/440/441/index.html